

『魏志』東夷伝訳註初稿(1)

Research materials

田中俊明

はじめに

本稿は、『三国志』卷三〇・魏書第三〇・烏丸鮮卑東夷伝・東夷(略して、『魏志』東夷伝)の原文を提示し、それに訓読・現代語訳・註解をつけたものである。分量の関係で、(1)として、前半の序・夫餘・高句麗・挹婁・東沃沮・濊までをとりあげ、残る韓・倭人は機会を改めたい。

底本は、百衲本(南宋紹熙年間の板刻とされる)による。

原文の【】は、裴松之による註である。

現代語訳の〔〕は、補足であり、()は、簡単な註である。

(I) 序

(I) 序は編集の都合により省略。

(II) 夫餘伝

〔原文〕

夫餘在長城之北。去玄菟千里。南與高句麗、東與挹婁、西與鮮卑接。北有弱水。方可二千里。戸八萬。其民土著。有宮室倉庫牢獄。多山陵廣澤。於東夷之域最平敞。土地宜五穀。不生五果。其人羸大。性彊勇謹厚不寇鈔。國有君王。皆以六畜名官。有馬加牛加豬加狗加大使大使者使者。邑落有豪民名下戸皆爲奴僕。諸加別主四出道。大者主數千家、小者數百家。食飲皆用俎豆會同拜爵洗爵、揖讓升降。以殷正月祭天、國中大會。連日飲食歌舞、名曰迎鼓。於是時斷刑獄、解囚徒。在國衣尚白。白布大袂袍袴。履革鞜。出國則尚繪繡錦罽。大人加狐狸狍白黑貂之裘、以金銀飾帽。譯人傳辭皆跪、手據地竊語。用刑嚴急。殺人者死、沒其家人爲奴婢。竊盜一責十二。男女淫婦人妬、皆殺之。尤憎妬。已殺、尸之國南山上、至腐爛。女家欲得、輸牛馬乃與之。兄死妻嫂。與匈奴同俗。其國善養牲。出名馬赤玉貂狻美珠。珠大者如酸棗。以弓矢刀矛爲兵。家家自有

鎧仗。國之耆老自說、古之亡人。作城柵皆員、有似牢獄。行道晝夜無老幼皆歌、通日聲不絕。有軍事亦祭天。殺牛觀蹄以占吉凶。蹄解者爲凶、合者爲吉。有敵諸加自戰。下戸俱擔糧飲食之。其死、夏月皆用冰。殺人徇葬。多者百數。厚葬。有槨無棺。【魏畧曰、其俗停喪五月、以久爲榮。其祭亡者有生有熟。喪主不欲速、而他人彊之、常諍引。以此爲節。其居喪男女、皆純白。婦人著布面衣、去環珮。大體與中國相倣拂也】夫餘本屬玄菟。漢末公孫度雄張海東、威服外夷、夫餘王尉仇台更屬遼東。時句麗鮮卑強。度以夫餘在二虜之間、妻以宗女。尉仇台死、簡位居立。無適子、有孽子麻余。位居死、諸加共立麻余。牛加兄子名位居爲大使、輕財善施。國人附之。歲歲遣使詣京都貢獻。正始中、幽州刺史母丘儉討句麗。遣玄菟太守王頎詣夫餘。位居遣犬加郊迎、供軍糧。季父牛加有二心。位居殺季父父子、籍沒財物。遣使簿斂送官。舊夫餘俗、水旱不調、五穀不熟、輒歸咎於王、或言當易、或言當殺。麻余死、其子依慮年六歲、立以爲王。漢時夫餘王葬用玉匣。常豫以付玄菟郡、王死則迎取以葬。公孫淵伏誅、玄菟庫猶有玉匣一具。今夫餘庫有玉璧珪瓚數代之物。傳世以爲寶。耆老言先代之所賜也【魏畧曰、其國殷富、自先世以來未嘗（嘗）破壞也】。其印文言濊王之印。國有故城、名濊城。蓋本濊貊之地、而夫餘王其中。自謂亡人、抑有似（以？）也。【魏略曰、舊志又言、昔北方有高離之國者。其王者侍婢有身。王欲殺之。婢云、有氣如雞子來下我、故有身。後生子。王捐之於溷中、猪以喙噓之。徙至馬閑、馬以氣噓之、不死。王疑以爲天子也。乃令其母收畜。名曰東明。常令牧馬。東明善射。王恐奪其國也、欲殺之。東明走南至施掩水、以弓擊水。魚鼈浮爲橋、東明得度。魚鼈乃解散、追兵不得渡。東明因都王夫餘之地。】

〔訓詁〕

夫餘は長城の北に在り。玄菟を去ること千里。南は高句麗と、東は挹

婁と、西は鮮卑と接す。北には弱水有り。方二千里可り。戸は八萬。其の民、土著す。宮室・倉庫・牢獄有り。山陵・廣澤多し。東夷の域に於て最も平敵なり。土地は五穀に宜しかれども、五果を生ぜず。其の人麤大にして、性は彊勇・謹厚なり。寇鈔せず。

國に君王有り。皆な六畜を以て官に名づく。馬加・牛加・猪加・狗加・大使・大使者・使者有り。邑落には豪民有り。下戸と名づくるは皆な奴僕たり。諸加は別に四出道を主る。大なる者は數千家を主り、小なる者も數百家。

食飲には皆な俎・豆を用い、會同して拜爵・洗爵し、揖讓して升降す。殷の正月を以て天を祭り、國中大いに會す。連日飲食し歌舞す。名づけて迎鼓と曰う。是の時に於て刑獄を斷ち、囚徒を解く。國に在りては衣は白を尚ぶ。白布の大袂・袍・袴あり。革鞜を履く。國を出づれば則ち繪・繡・錦・罽を尚ぶ。大人は狐・狸・狢・白黑貂の裘を加え、金銀を以て帽を飾る。譯人辭を傳うるに皆な跪き、手は地に據りて竊かに語る。刑を用うること嚴急なり。人を殺せる者は死し、其の家人を没して奴婢と爲す。竊盜は一に十二を責す。

男女淫すると婦人妬むは、皆な之を殺す。尤も妬むを憎む。已に殺さば之を國の南の山上に尸し、腐爛するに至らしむ。女家得んと欲すれば、牛・馬を輪らば乃ち之を與う。兄死せば嫂を妻る。匈奴と俗を同じうす。其の國、善く牲を養う。名馬・赤玉・貂・狢・美珠を出だす。珠の大なる者、酸棗の如し。弓・矢・刀・矛を以て兵と爲す。家家に自ら鎧仗有り。

國の耆老自ら説く、古えの亡人なり、と。城柵を作るに皆員く、牢獄に似たる有り。道を行くに晝夜、老幼と無く皆な歌い、通日聲絶えず。軍事有るときも亦た天を祭る。牛を殺して蹄を觀、以て吉凶を占う。蹄解れしは凶と爲し、合うは吉と爲す。敵有らば諸加自ら戰う。下戸俱に糧を擔い、之を飲食す。其の死せるや、夏月には皆な冰を用う。人を殺

し尙葬せしむ。多き者百もて敷う。厚葬す。櫛有れども棺無し。【魏畧に曰わく、其の俗、喪を停むること五月にして、久しきを以て榮と爲す。其れ亡者を祭るに生有り熟有り。喪主速やかなるを欲せざれども、他人之を彊い、常に諍いて引く。此を以て節と爲す。其れ喪に居る男女、皆な純白なり。婦人、布の面衣を著、環珮を去る。大體、中國と相倣拂するなり、と】

夫餘は本と玄菟に屬す。漢末、公孫度海東に雄張し、威もて外夷を服するや、夫餘王尉仇台、更ためて遼東に屬せんとす。時に句麗・鮮卑強し。度、夫餘の二虜の間に在るを以て、妻すに宗女を以てす。尉仇台死するや、簡位居立つ。適子無く、孽子麻余有るのみ。位居死するや、諸加共に麻余を立つ。牛加の兄の子、位居と名づくるもの、大使と爲り、財を輕くし善く施す。國人之に附す。歳歳に使を遣わし京都に詣り貢獻せしむ。

正始中、幽州刺史母丘儉、句麗を討つ。玄菟太守王頌を遣わし夫餘に詣らしむ。位居、犬加を遣わし郊迎せしめ、軍糧を供す。季父牛加に二心有り。位居、季父父子を殺して財物を籍没し、使を遣わし簿斂して官に送らしむ。

舊と夫餘の俗、水旱調わず、五穀熟らざれば、輒ち咎を王に歸し、或いは當に易うべしと言ひ、或いは當に殺すべしと言いき。

麻余死するや、其の子の依慮、年六歳にして、立ちて以て王と爲る。漢の時、夫餘王葬むるに玉匣を用う。常に豫め以て玄菟郡に付し、王死すれば則ち迎取して以て葬る。公孫淵誅に伏せるとき、玄菟の庫に猶お玉匣一具有り。今、夫餘の庫に玉璧・珪・瓚數代の物有り。傳世して以て寶と爲す。耆老言わく、「先代の賜わりし所なり」と【魏畧曰わく、其の國殷富にして、先世より以來、未だ嘗て破壊されざりしなり、と】。其の印文に「濊王之印」と言う。國に故城有り、濊城と名づく。蓋し本と濊・貂の地にして、夫餘、其の中に王たり。自ら亡人と謂うは、抑も以有るなり。

【魏略に曰わく、舊志又た言わく、「昔、北方に高離の國なる者有り。其の王者の侍婢、身む有り。王之を殺さんと欲す。婢云わく、氣の雞子の如きもの有り、來たりて我に下り、故に身む有り、と。後ち子を生む。王、之を溷中に捐つるに、猪、喙を以て之を噓く。徙して馬閑に至らしむるに、馬、氣を以て之を噓き、死せざらしむ。王疑いて以爲えらく、天子ならんか、と。乃ち其の母に令して收めて畜わしむ。名づけて東明と曰う。常に馬を牧せしむ。東明は善射なり。王、其の國を奪われんことを恐れ、之を殺さんと欲す。東明走りて南のかた施掩水に至り、弓を以て水を撃つ。魚鼈浮かびて橋を爲し、東明度るを得。魚鼈乃ち解散し、追兵渡るを得ず。東明因りて都し、夫餘の地に王たり」と。】

〔現代語訳〕

夫餘は長城の北にある。「その中心地は」玄菟〔郡治〕⁽³⁾から千里離れている。⁽⁴⁾南は高句麗と、東は挹婁と、西は鮮卑と接している。⁽⁵⁾北には弱水がある。⁽⁶⁾およそ二千里四方〔の広さ〕である。⁽⁷⁾戸数は八萬ある。⁽⁸⁾人々は定住している。⁽⁹⁾宮室・倉庫・牢獄がある。⁽¹⁰⁾山地・丘陵や広大な沼沢が多い。東夷の地域においては、最も平坦で広い。⁽¹¹⁾その土地は五穀には適しているが、五果は育たない。⁽¹²⁾その人々〔の体格〕は大きくて、性格は強く勇ましいが慎み深い。⁽¹³⁾〔他国へ〕侵略しない。⁽¹³⁾

その国には、王がいる。⁽¹⁴⁾官名には六畜の名をつけている〔ものがある〕。〔すなわち〕馬加・牛加・猪加・狗加・大使・大使者・使者〔という官名〕がある。⁽¹⁵⁾邑落には豪民〔と下戸〕がいる。下戸というのは、みな奴僕〔のようなもの〕である。⁽¹⁶⁾加の地位にあるものたちは、〔邑落とは〕別に、〔中心地から〕出る四つの交通路を統轄している。多いものでは数千家、少ないものでも数百家をつかさどっている。⁽¹⁷⁾飲食するときにはいつも俎や豆を用い、集まって〔宴会をするときに

は) さかずきを受け取ったり、またさかずきを洗って返し、手を前で組み合わせてあいさつし譲り合って升降する〔礼がある〕⁽¹⁸⁾。

殷の正月(陰曆十二月)に天を祭り、国中が大いに集まる。何日もつづけて飲食して歌い舞う。それを迎鼓とよんでいる⁽¹⁹⁾。その時には刑罰をやめて、囚人を解放する。

国内においては、衣服は白を尊重する。白布で作った大きな袖のある衣服・わたいれ・ズボンなどがあり、革靴をはく⁽²⁰⁾。国外に出れば、繒・繡・錦・毛織物を尊重する⁽²¹⁾。大人(有力者)は狐・狸・黒猿や、白黒の貂の毛皮を重ね着て、帽子を金銀で飾る⁽²²⁾。

通訳が言葉を伝えるときはいつもひざまづき、手は地面につけてひそひそ話す。

刑を執行するときは厳格である。人を殺した者は死刑にし、その家族を没収して奴婢とする。竊盗は〔盗んだもの〕一に対して十二倍を取⁽²³⁾る。

男女が淫らなことをしたときや、婦人が妬んだときは、ともに死刑である。そのうち妬むことを最も嫌う。死刑に処したあとは、その遺体を国の南の山の上にさらし、腐爛させる。女の家が〔遺体を返して〕欲しいときには、牛や馬を支払えば、与えられる⁽²⁴⁾。

兄が死ぬと〔弟は〕兄嫁を〔自分の〕妻とする。匈奴と同じ習俗である⁽²⁵⁾。

その国では、犠牲〔にする動物〕をうまく養っている。名馬・赤玉・貂・黒猿・美珠を産出する。珠の大きいものは、山棗のようである⁽²⁶⁾。

武器には弓・矢・刀・矛がある。それぞれの家には鎧と武器がある⁽²⁷⁾。夫餘の老人はみずから〔夫餘人は〕昔〔他国から〕流亡してきた人々である⁽²⁸⁾と知っている。

城柵は円形に作り、牢獄に似ている⁽²⁹⁾。道を行くときは、昼と夜とにかかわりなく、老幼となくみな歌い、一

日中、声が絶えない。

戦争があるときにも天を祭る。牛を殺し、蹄をみて吉凶を占う。蹄が分かれると凶で、合えば吉とする⁽³⁰⁾。

敵がやってくれば、加たちがみずから戦う。下戸はみな兵糧を背負って〔運んできて〕、それを〔加たちが〕飲食する。

人が死んだときには、夏の時期にはみな氷を用いる。人を殺して殉葬する。多い場合には、数百にもなる。厚葬である。槨はあるが棺はない⁽³¹⁾。

魏畧には、次のようにみえる。

〔夫餘の習俗では、柩をとどめておくのが五ヶ月で、長いほうが名譽である。死者を祭るときには生ものと加熱したものをを用いる。〔埋葬のときに〕喪主は速く〔柩を引いていくことを〕望まないが、他人は無理強いし、いつも争いながら引いていく。そうすることを礼節としている。喪に服している男女は、みな純白である。婦人は麻布で顔を覆い、環珮(おびだま)をはずす。およそ中国〔の礼〕と似たようなものである⁽³²⁾〕

夫餘はもともと玄菟郡に属していた⁽³³⁾。後漢代の末に公孫度が海東で勢力をもち、その勢威が外夷を屈服するほどになると、夫餘王の尉仇台は、〔そのために〕あらためて遼東〔の公孫氏〕に服属しようとした。そのころ高句麗と鮮卑が強勢であった。度は、夫餘が〔高句麗と鮮卑の〕二虜の間にあるため、宗女を嫁がせた⁽³⁴⁾。

尉仇台が死ぬと、簡位居が即位した。〔簡位居には〕嫡子がおらず、庶子の麻余がいただけであった。〔簡〕位居が死ぬと、諸加はそろって麻余を立てた。牛加の兄の子で位居というものが大使となり、財産をつかってよく施した。〔そのために〕国の人々は位居に附きしたがった⁽³⁵⁾。

毎年、使者を〔魏の〕都に派遣し、貢ぎ物を献上させた。⁽³⁷⁾

正始年間（二四〇～二四九）に幽州刺史の母丘儉が高句麗を討伐した。⁽³⁸⁾〔その際にまず〕玄菟太守王頎を夫餘に派遣した。位居は、犬加を郊外にまで出迎えさせ、軍糧を提供した。⁽³⁹⁾

〔位居の〕叔父である牛加に二心があった。〔そこで〕位居は、叔父〔牛加〕父子を殺して、財産を没収し、使者を派遣して没収する財産を帳簿に付けて役所に送りとどけさせた。⁽⁴⁰⁾

夫餘の古い習俗では、天候が不順で、穀物が成熟しないときは、そのたびに王の罪を問ひ、交代させるべきだとか、殺すべきだとかいった。⁽⁴¹⁾

麻余が死ぬと、その子の依慮が年六歳で即位して王となった。⁽⁴²⁾

漢の時代には、夫餘王を葬むる場合に玉衣を用いた。〔漢は〕いつも前もって玄菟郡にあずけておき、〔夫餘では〕王が死んだときに取りに行つて、それで葬る。公孫淵が滅ばされたときにも、玄菟〔郡〕の倉庫にまだ玉衣がひとそろえあった。

いま、夫餘の〔都の〕倉庫に玉璧・珪・瓊などの数代にわたつて伝わってきたものがある。伝世して宝としていられるものである。⁽⁴⁴⁾耆老は、「ご先代が賜わったものである」と言っている。⁽⁴⁵⁾魏畧には次のようにみえる。

「その國は富み榮えており、昔から今に至るまで破壊されたことがない」と〔その中に印もあり〕その印文には「濊王之印」とある。⁽⁴⁶⁾国内〔中心地〕に故城があり、濊城とよんでいる。⁽⁴⁷⁾〔夫餘の地は〕おそらく本来は濊・貊の地であり、夫餘〔人〕はその中で王になっているのである。「亡命してきた人である」と自ら言っているのは、そもそも理由があることである。⁽⁴⁸⁾

魏略には次のようにある。

舊志はさらに次のようにいっている。⁽⁴⁹⁾「昔、北方に高麗の国というものがあつた。⁽⁵⁰⁾その王の侍婢が妊娠した。〔そのため〕王はその侍婢を殺

そうとした。〔それに対して〕侍婢は、「卵のような〔大きさの〕靈氣がわたしに降りて参りまして、そのために妊娠したのです」といった。その子を生んだ。⁽⁵¹⁾王は、その子を溷（便所）の中に棄てたが、〔溷の下で飼っている〕豚が口でそれに息をふきかけた。〔そこで今度は〕馬小屋に移したところ、馬が息をふきかけ、死なないようにした。⁽⁵²⁾王は天子ではないかと思つた。そこでその母に命令して養わせた。東明と名づけた。いつも馬を牧畜させた。東明は弓矢がうまかつた。⁽⁵³⁾王はその國を奪われるのではないかと恐れ、東明を殺そうとした。東明は南に逃げて施掩水までやってくると、弓で水面をたたいた。〔すると〕魚鼈が浮かんで橋をつくり、東明は渡ることができた。そこで魚鼈はばらばらになり、追手の兵は渡ることができなかつた。⁽⁵⁴⁾東明はこうして夫餘の地に都を置き、王となった。」

〔註解〕

（一）夫餘

後代の史料には、扶餘とするものもある。なお、「餘」と「余」とは本来別字であり、ここでは、夫余とは表記しない。夫餘の民族的性格・文化等については、本伝を通して考察する。

夫餘の名が史上に現われた最初は、『史記』卷一二九・貨殖列伝に燕の地について述べたくだりに「北は烏桓・夫餘に鄰し、東は穢・貉・朝鮮・眞番の利を結ぶ」とみえるものである。これは戦国時代末期、前三世紀頃のことである。『漢書』地理志にも「北は烏丸・夫餘に隙し、東は眞番の利を賈す」とある。また、『漢書』王莽伝には、王莽が五威將を四方に派遣したときのことを記して「其の東に出でし者は、玄菟・楽浪・高句驪・夫餘に至る」とある。

『資治通鑑』卷九七・晉紀一九・孝宗上之上・永和二年（三四六）正

月条によれば、「初め夫餘、鹿山に居る」とある。胡三省の註にも「夫餘、玄菟の北千餘里に在り。鹿山、蓋し其の地に直る」とあるように、これが本来の住地であり、かつこの当時の中心地（本拠地）であった。

白鳥庫吉は、この「鹿山」をもとに、「Tunguse 語では鹿を buyu といふ、夫餘はその対音であらう。……夫餘の名は鹿山即 Buyu 山から生じたものであらう」とするが（『滅貊民族の由来を述べて、夫餘高句麗及び百濟の起源に及ぶ』（『史学雑誌』四五編一二号、一九三四年一二月。のち『白鳥庫吉全集』第三卷（一九七〇年三月、岩波書店）所収）、もとより確証はない。

夫餘に関する日本の基本的な研究として、池内宏「夫餘考」（『滿鮮地理歴史研究報告』一三冊、一九三二年六月。のち同氏『滿鮮史研究 上世篇』まさき会祖国社、一九五一年九月〔再版〕『滿鮮史研究 上世第一冊』吉川弘文館、一九六九年五月）所収、日野開三郎「夫餘國考」（『史淵』三四輯、一九四六年一月、三一書房）所収、神崎勝「夫餘の歴史に関する覚書」（『立命館文学』五四二号・五四四号）などがある。

また、考古学的検討については、本書の宮本一夫「考古学から見た夫余と沃沮」を参照。

（2）長城

『翰苑』註所引『魚券魏略』には、「夫餘國、玄菟長城の北に在り。玄菟を去ること千餘里有り。南は句驪と、東は挹婁と接す。即ち肅慎國なり」とある。この場合の「玄菟長城」が、「玄菟と長城」であるのか、「玄菟の長城」であるのか、あるいは「玄菟」が単なる衍字なのか、よくわからない。

長城とは、圍繞する形ではなく、長く延びて両端が結ばれない形の城壁をいう。中国戦国時代に特に北方の燕・魏・趙・秦で、北方系の民族

の侵入をふせぐ目的で、築造された（齊・楚にも長城築造の記録がある）。秦の始皇帝は、中国を統一したあと、戦国時代の個別の長城を利用しつつ、それらをつなぐいわゆる万里の長城を築いた。漢以後も、それを補修して用いることがあった。ことに明代には、そうした古い時期の長城とは別に、万里の長城を築き、その多くが現在も残されている。

中国東北地方における当代の長城とは、戦国時代の燕が築造し、のちに始皇帝時代の秦、そして漢代に修築されたものを指している。燕の長城築造については、『史記』卷一五・匈奴伝に「燕も亦た長城を築き、造陽より襄平に至る。上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡を置き、以て胡を拒がんとす」とある。造陽とは、現在の河北省赤城県の独石口の北を指し、襄平とは遼東郡治で、現在の遼陽市にあたる。

この間において、現地で古くから「土龍」「辺牆」などとよばれてきた遺構があり、近年までになんり調査・確認されてきた。いくつかをあげれば次の通りである。

一九四五年頃、佟柱臣らは、内モン族自治区（当時、熱河省）赤峰県附近でいくつかの漢代以前の城址・住居址を確認するとともに、赤峰県東北の英金河北岸、北台子の西の斜面で長さ約二〇〇m、底部の幅六m、頂部の幅二m、残高二mの石積みの長城を発見した。山頂部の平台地では、土築の城壁も残っていた。

一九六五年に、その東南の内モン族自治区昭烏達盟で、三〇kmほど断続する赤北長城、およそ三〇〇kmほど残る赤南長城、そして五kmほどの老虎山長城を発見した。

それによれば、築造方法には、（一）石築、（二）土築、（三）天然屏障の三種があり、石築は大きな割石を外面に積み上げ、内側に小さな割石を詰める。土築は版築である。同一の山に両者の方式がみられるところもあるが、その場合、麓は土築、山上は石築である。天然屏障とは、両側を山に挟まれたところなどで、自然石を用いてあいだをつなぐ方式

である。

一九七五年には、李殿福らが、同じく奈曼（ナイマン）旗南部（当時、吉林省）で、残高一〜二m、底部幅六〜八mの版築の土城を発見した。その附近には、城址・住居址・烽燧址などもあった。

また北朝鮮の大寧江長城は、北朝鮮では高麗時代の築造とするが、閻忠は、その遺物相などから、燕の長城であるとみている。

これらの地域には、燕の遺物および秦・漢の遺物を含む遺構が見られるのが、特徴であり、燕の進出がうかがわれるのである。

遼東地域においては、まだ確認された例はなく、今後の調査に期待しなければならぬが、もともと造られなかったという意見もある。

(3) 玄菟

ここでは学界で一般に第三玄菟郡と称するものを指す。そもそも玄菟郡は、前漢武帝が衛氏朝鮮国を滅ぼしたあと、その故地を中心に置いた楽浪・真番・臨屯の三郡とともに、一年遅れて前一〇七年に、濊・貊の地に置いた直轄支配地である（これを第一玄菟郡とよぶ）。その郡治は諸説あるが、朝鮮民主主義人民共和国の咸興とみるのが有力である。また県治は鴨緑江中流の中国吉林省集安市や渾江流域の遼寧省桓仁県などにも置かれ、細長いかたちの郡であった。それは拠点とそれをむすぶ交通路を抑えるためのものであった。

玄菟郡は、その後まもなく、高句麗の興起によって、後退を余儀なくされ、前七五年には郡治を遼寧省新賓県永陵鎮に移した。これを第二玄菟郡とよぶ。

さらに紀元後一〇五年頃に、遼寧省撫順市方面に郡治を移しており、これを第三玄菟郡とよぶのである。

第三玄菟郡は、撫順市の労働公園古城にあてるのが最も有力であるが、ほかに、撫順の西、瀋陽市の上伯官屯古城、逆に東の東洲小甲邦古城に

あてるともある。

田中「高句麗の興起と玄菟郡」〔朝鮮文化研究〕一号、一九九四年）参照。

(4) 夫餘の中心地・千里

夫餘の中心地（本拠地）は、上記のように「鹿山」とよばれた。その「鹿山」について、吉林省農安・黒龍江省阿城（旧阿勒楚喀）・遼寧省昌図などにあてるとの見解があったが、近年では吉林省吉林市にあてるとの有力になってきている。

夫餘の中心地は、移動があった。夫餘は、二八五年、慕容氏の攻撃を受けて一旦滅び、王依慮が自殺するが、その時、子弟は沃沮に逃れた。その翌年、依慮の子依羅が晉の援助を得て國を復興したが、沃沮に逃れた一派と、兩者並立することになった。沃沮に逃れて建てた國が東夫餘であり、本来の、そして復興した「鹿山」の國がのちに北夫餘（旧夫餘）と呼ばれるものである。

『晉書』卷九七・四夷伝・東夷・夫餘には、

太康六年（二八五）に至り、慕容廆の襲破する所と爲り、其の王依慮、自殺す。子弟、走りて沃沮を保つ。帝、爲に詔を下して曰わく、夫餘王は世々忠孝を守り、惡虜の滅ぼす所と爲る。甚だ愍み之を念う。若し其の遺類の以て國を復するに足る者あらば、當に之が爲に方計し、存立するを得さしめよ、と。有司奏すらく、護東夷校尉鮮于嬰、夫餘を救わず、機略に失せり、と。詔して嬰を免じ、何龕を以て之に代えしむ。

明年、夫餘の後王依羅、龕に詣り、見人を率いて還た舊國を復せんことを求め、仍りて援を請わしむ。龕、上列し、督郵賈沈を遣わし、兵を以て之を送らしむ。廆、又た之を路に要し、沈、與に戦い大いに之を敗る。廆の衆、退く。羅、國を復するを得。とある。

その後、夫餘は、三四六年にまた慕容氏（慕容皝）によって攻撃されるが、『資治通鑑』卷九七・晉紀一九・孝宗上之上・永和二年（三四六）正月条に、次のようにみえる。

初め夫餘、鹿山に居る。百濟の侵す所と爲り、部落衰散し、西のかた燕に近きに徙るも設備せず。燕王俺、世子儁を遣わし慕容軍・慕容恪・慕容根三將軍萬七千騎を帥いて夫餘を襲わしむ。儁、中に居りて指授し、軍事皆な以て恪に任す。遂に夫餘を抜き、其の王玄及び部落五萬餘口を虜として還る。俺、玄を以て鎮軍將軍と爲し、妻あわずに女を以てす。

その時の本拠は、すでに「鹿山」ではなく、そこから西に移っていた。移った先についても異論があるが、農安説が有力である。

二八六年の復興から、三四六年の再攻撃までの間に移ったのであるが（『資治通鑑』は「百濟の侵す所と爲り」とあるが、「百濟」は「高句麗」の誤りであろう）、それは四世紀初めのことと見られる。

夫餘は最終的には、五世紀末に勿吉の攻撃を受けて、四九四年、王族が高句麗に亡命し、滅亡する。

さて、このように移動した夫餘の中心地であるが、夫餘滅亡後にも、夫餘の名を冠した地名が登場する。『新唐書』卷二九・渤海伝には「扶餘の故地を扶餘府と爲す。常に勁兵を屯し、契丹を拵ぐ」とあり、『遼史』地理志には「東京龍州黄龍府、本と渤海扶餘府なり」とある。渤海の扶餘府が、のちに遼（契丹）の黄龍府となるようである。それは現在の吉林省農安にあたる。

また、唐代の高句麗の城名として「扶餘城」がみえるが、『舊唐書』卷一九九上・高麗伝には、貞觀五年（六三二）に高句麗が「長城を築く。東北は扶餘城より、西南は海に至る。千有餘里」とあり、扶餘城が長城の東北端にあたることがわかる。この千里長城が最近の調査で明らかになってきており、農安の西南の公主嶺市から梨樹県にかけて全長二五km

ほどの版築土塁が確認されたほか、その延長上に残る辺崗・土龍・老辺などの地名から、渤海湾の営口までのおよそのラインが想定できる。したがって、農安が、唐代の扶餘城であることはほぼまちがいない。

これらによって、夫餘滅亡時の都が農安であったことを示すものと考えることができる。

ところが、夫餘の都は、四世紀初めに西に移ったとみられる。つまり農安に移る前は、それよりも東のほうに都があったのである。その都が、漢代から魏代にかけて変わることがなかったことは、『魏志』に、漢代以来の「夫餘庫」がそのままに残ること、あるいは「先世以来、未だ嘗て破壊されず」とあることから、疑いない。それは先にふれた「鹿山」の地である。

かつては、その「鹿山」の地が農安であるとの説もあったが、それはもはや問題にならない。農安よりも東において、「鹿山」の地を求めなければならぬ。農安よりも東という点で、かつての池内宏の阿城（阿勒楚喀）説も、日野開三郎の吉林説も（日野は、ほんらい農安が住地で、その後いったん「鹿山」に移り、のち再び農安に戻った、とみる）、検討の対象となりうる。

李健才は、農安以東で、古代の遺跡遺物が最も豊富なのが吉林市であり、とくに漢代の五銖銭・白銅鏡片・三角形銅鏃・灰色細泥陶耳杯・「長」字銘瓦当片（「長樂未央」の残欠か）などが出土しており、そこにある龍潭山城・東团山城などが夫餘初期の王城にあたる、と主張した。武国助は、それを詳論し、阿城附近には、夫餘の特徴である、圓形の城柵も、また「鹿山」にあたる山も見出せず、逆に吉林には、その両者があるとして、「鹿山」を吉林市東郊の東团山にあてる。すなわち、東团山南麓には南城子とよぶ圓形の城址もあり、漢代の遺物も出土し、漢との交渉も盛んであったことがわかるから、というのである。

池内や日野の検討は、ほとんど文献を通しての検討にすぎなかった

が、遺跡遺物の検討によって、漢魏代の当該地域の文化的中心が吉林市であったとわかってきたのであり、それを夫餘に結びつけるのは、それほど困難なことではない。ただし、こうした夫餘中心の文化とみなされるものと、先の榆樹老河深遺跡や西豊西岔溝遺跡など地方の文化との対比が必要になってくるであろう(田中「北夫餘と柵城」東潮・田中俊明『高句麗の歴史と遺跡』中央公論社、一九九五年)。

玄菟から千里、というが、「千里」は東夷伝各所にも散見し、それほど厳密なものとはみられない。なお、魏代の一尺は二四・二〜二四・三cmであり、一里は三〇〇歩、一步は六尺として、およそ一里四三六〜四三七mとなる。従って、千里は四三六km程度ということである。ちなみに、玄菟を撫順、夫餘の本拠地を吉林とすれば、その直線距離は三一〇km程度であり、現在の道路をたどれば、四六三km程度になる。これは「千里」と称しても、特に異とするにあたらない。

(5) 南は高句麗と……

『魏志』東夷伝では、それぞれの四至を記しているが、ここにみえる高句麗・挹婁については、高句麗伝は「遼東の東千里に在り。南は朝鮮・濊・貊と、東は沃沮と、北は夫餘と接す」とあり、挹婁伝は「夫餘の東北千餘里に在り。大海に濱し、南は北沃沮と接す」とあって、互いに対応している。高句麗・挹婁の実態については、『魏志』各伝を参照。鮮卑については、この東夷伝の前に鮮卑伝があるが、夫餘に触れた記述はない。

『後漢書』の鮮卑伝には、後漢末に、後漢が鮮卑の大人檀石槐の侵攻に苦しみ、王に冊封しようとしたが、檀石槐は受けず、かえって「自ら其の地を三部に分け、右北平より東のかた遼東に至り夫餘・貊・濊に接するまで二十餘邑を東部と爲し、右北平より以西の上谷十餘邑を中部と爲し、上谷より以西、敦煌・烏孫に至るまで二十餘邑を西部と爲し、各々

大人を置き之を主領せしむ。皆な檀石槐に屬した、とある。

鮮卑そのものについては、中国の史書では「東胡の支」「東胡の餘」などというように、東胡の別種のようにとらえている。ほんらいシラムレン河以北に住していたが、後漢代に南下し、上記の檀石槐の時代に強大となった。遊牧騎馬系の民族であるが、その系統は不明である。

船木勝馬の一連の研究があり、それをもとに平易にまとめた同氏の『古代遊牧騎馬民の国』(誠文堂新光社、一九八九年二月)がある。

(6) 弱水

弱水の名は、『尚書』禹貢に「弱水、既に西す」とみえるなど、古典にも散見するが、同じ河川を指しているとは限らない。ここにみえる弱水については、白鳥庫吉「濊貊民族の由来を述べて、夫餘高句麗及び百濟の起源に及ぶ」(前出)が、東流の松花江にあてている。池内宏・日野開三郎も、また譚其驥主編『中国歴史地図集』(積文匯編・東北巻)(中国民族学院出版社、一九八八年)なども、同じである。『東アジア民族史』1(平凡社・東洋文庫、一九七四年)では、アムール河(黒龍江)にあてた。次の二千里四方をそのままに採れば、東流松花江では近きに過ぎるが、はたしてどこまで厳密に考えるべきであろうか。

ここでは、無理のない、東流松花江にあてておく。ちなみに、吉林市から、ちょうど北にあたる東流松花江流域の哈爾濱市まで直線でおおよそ二〇〇kmである。

(7) 二千里四方

『魏志』東夷伝では、「方可……里」という形で広さを示す箇所がいくつかある。高句麗「方可二千里」、韓「方可四千里」、倭人伝中の対馬国「方可四百餘里」、同一大國「方可三百里」である。

吉林を中心として、北は東流松花江までとし、南は高句麗の住地にま

で及んでいたとすれば、せいぜい千里四方といったところである。

(8) 戸数は八萬

『魏志』東夷伝では、戸数の記録にも熱心である。

高句麗「戸三萬」、東沃沮「戸五千」、濊「戸二萬」、馬韓「總十餘萬戸」、弁辰韓「總四五萬戸」、对馬国「千餘戸」、一大国「三千許家」、末盧国「四千餘戸」、伊都国「千餘戸」、奴国「二萬餘戸」、不彌国「千餘家」、投馬国「五萬餘戸」、邪馬台国「七萬餘戸」といった具合である。戸数からいえば、夫餘は大国といえる。

(9) 土著

土著とは、その土地に常住することで、『史記』の大宛伝には「其の俗、土著して田を耕す」、西南夷伝には、「其の俗、或いは土著し、或いは移徙す」とある。『漢書』西域伝に「西域諸国、大率（おおむね）土著す」とあり、顔師古の註に「土地に著いて常居し、畜牧に隨いて移徙せざるを言う」とある。

これらを通してみれば、夫餘人は、遊牧生活ではなく、定住して農耕していたことがわかる。

李殿福は、吉林省榆樹県の老河深遺跡の中層を、夫餘盛期の遺構とみた上で、そこから多数の鉄製農具や大型の壺などが出土したことから、夫餘では農業生産が一定の水準に達していたことを示すとする（『漢代夫餘文化芻議』『北方文物』一九八五年三期）。

(10) 宮室・倉庫・牢獄

高句麗の場合、宮室は「好んで治し」、「大倉庫は無く、家家に小倉有り」、「牢獄無し」とする。ほかにこれらに関する記事としては、倭人伝の女王國卑弥呼の居處として「室・樓觀」がみえるのみである。

井上秀雄は、この三つの建物は、王権・行政権・司法権の具象化されたもので、国家形成の段階を具体的に示すもの、ととらえる（『朝鮮の初期国家』『日本文化研究所研究報告』一二集、東北大学、一九七六年）。

(11) 最も平敞

高句麗伝に「大山・深谷多く、原澤無し。山谷に隨いて居を爲す」とあるのと対照的である。

当時の夫餘の本拠地を阿城（阿勒楚喀）にあてる池内宏は、「農安のみについていへば、周囲の平地は決して狭くはない。しかし「於東夷之域最平敞」といふ語に対しては、北流松花江の下流の東北に展開する渺茫たる平野を過眼視することはできぬ。古来トゥングース種の諸族の住地であつた鴨緑・豆満・松花三江の流域は、山河の形成が複雑であつて、平野と称すべきものは殆んどない。佟佳江畔の通化・懷仁、鴨緑江畔の通溝、布爾哈圖河畔の局子街等は、比較的広い平地を擁してゐるが、之を阿勒楚喀の平野に比べれば固より同日の談ではない」とする（『夫餘考』）。しかし、農安説を採る日野開三郎は、それに対して「此所に考へねばならぬのは、此の「最平敞」の比較対象として時人の頭に入つてゐた地域である。王の扶餘遠征と前後して行はれた滿鮮経略は、高句麗・南北沃沮・挹婁・濊等である。従つて比較の対象となつた東夷の地と云ふのも魏人が親しく跋渉した彼等の住地、即ち鴨緑・佟佳二水の流域、咸興平野、間島、江原道、瑚爾喀河流域等で、「最平敞」は此等の地に比してのことではなければならぬ」とする（『夫餘国考』）。

要するにこの「於東夷之域最平敞」というのは、相対的な表現でしかないが、遼河河口から松嫩平原まで東北に延びる湿原・平原地帯のうち北よりのどこかを指すことはまちがいないであらう。

(12) 五穀・五果

五穀とは、五種類の穀物をいうが、具体的に何を数えるかについては、諸説ある。例えば、次の通りである。

麻・黍・稷・麦・豆（『周禮』天官・疾医・注）

麻・黍・稷・麦・菽（『大戴禮』曾子天圓・注）

麻・稻・稷・麦・豆（『楚辭』大招・注）

稻・黍・稷・麦・菽（『周禮』職方氏・注）

朱国忱・魏国忠（浜田耕策訳）『渤海史』（東方書店、一九九六年）によれば、「扶余の五穀とはおそらく麻・黍・稷・麦・菽（まめ）を指している。このほか、遅くとも後漢末年までには遼東地区で「赤粢」（紅高粢）の栽培が始まり、北魏時代の黒龍江では蕎麦が栽培されていたようである。前述の作物はいずれも耐寒性・耐乾性を持ち、早に強く、霜の降りない時期が短くても成育する特徴があつて、乾田作物に属している。」という。

ここで厳密に五種類を特定することは、ほとんど意味がない。およそ「いろいろな穀物」という程度で問題ないであろう。ただし、当時の夫餘地域で収穫しうる作物であつたかどうかについては、十分に検討を要する。

五果も、五種類の果物をいい、例えば、桃・李・杏・栗・棗をあげる説と、核果（棗の類）・膚果（梨の類）・穀果（椰子の類）・檜果（松子の類）・角果（大小豆の類）の五種類をあげる説などがある。こちらも、五穀と同様に、「いろいろな果物」ということで問題ないであろう。

(13) 寇鈔せず

『後漢書』夫餘伝によれば、永初五年（一一一）には「夫餘王始、歩騎七八千人を將いて樂浪に寇鈔し、吏民を殺傷す」、永康元年（一六七）には「王夫台、二萬人を將いて玄菟に寇す」とあるように、寇鈔しなかつたわけではない。

魏代においても、挹婁伝に「漢より已來、夫餘に臣屬す。夫餘、其の租賦を責めること重し。黃初中（二二〇～二二六）を以て之に叛き、夫餘、數々之を伐つ」とある。

この夫餘に対して、高句麗は「寇鈔を喜ぶ」とある。高句麗は「言語・諸事、多く夫餘と同じかれども、其の性氣・衣服、異なる有り」とあり、高句麗などの対比において、夫餘は寇鈔することが少ない、ということであろう。また、魏と夫餘、魏と高句麗の関わりの違いによつても、評価に差が出るものと思われる。

(14) 王

夫餘の王で最初に登場するのは、『後漢書』夫餘伝にみえる、建武二五年（四九）の「夫餘王」であるが、名は不詳である。永初五年（一一一）にも「夫餘王」がみえる。ここでは、「夫餘王始將歩騎七八千人寇鈔樂浪……」とあり、王の名を「始」と記しているようにみえる。ただし、先の建武二五年以来「使命歲」に通じ、安帝の永初五年に至りてにつづく一文であり、毎年、使者が通じていたのに、ここに至つて、「始めて」寇鈔した、というように、「始めて」と理解することも可能である。『通典』卷一八五・邊防門東夷・夫餘では、「永和の初め、其の王始、來朝す」とあり、王の名らしく読める。これのみであれば、「始めて」でもよいが、さらに後文には「其の王始死し、子の尉仇台立つ」とあり、こちらは明らかに名としている。このような『通典』の記事が、独自の材料をもつて記されたものか、あるいは『後漢書』の先の記事を、そのように理解したにすぎないものか、即断はできないが、おそらくは後者であろう。したがつて、「始」が王名であるのか、「始めて」という意味であるのか、なおよくわからない。『後漢書』では、つづいて永寧元年（二二〇）に、「嗣子尉仇台」がみえる。その「嗣子」という語は、前王の「嗣子」として、前王が特定されるかたちであらわれていることを前

提にしているようにみえる。つまり、すでに「始」という王を記しており、それを前提にして、その「嗣子」であることを示した、とみることができるといふ意味である。ただしそれでも、前に王がいて、その「嗣子」であることのみがわかっているのだから、「嗣子」と記した、ということであってもよい。結局、「始」が王名であるのか、一般用語であるのか、確定することができない。

永和元年（一三六）にも「其の王」がみえる。これが「尉仇台」であるかどうかは、わからない。永康元年（一六七）にはじめて「王夫台」と、王名が確認できる。『魏志』の後文では、公孫度が勢力をもった時期（一九〇年以後）に「夫餘王尉仇台」がみえるが、先の「嗣子尉仇台」とは、年代が離れており、同一人物であるとみるのは難しい。そのあと「簡位居」、「孽子麻余」、「其の子依慮」とつづく。

『晋書』夫餘伝には、太康六年（二八五）に「其王依慮」が慕容廆に攻撃されて自殺したこと、その「後王依羅」が立ったことを伝える。

『資治通鑑』卷九七・晉紀一九・永和二年（三四六）に慕容廆に攻撃されたが、その時虜となった王が「玄」であった。最終的に、夫餘が高句麗に投降するのが、『三國史記』卷一九・高句麗本紀七の文咨明王三年（四九四）二月条の「扶餘王及び妻孥、國を以て來降す」であるが、王の名は記していない。

このように、夫餘王は、後漢代以後、五世紀末の滅亡に至るまで、断片的に記録に現れる。このうち、父子関係が明確であるのは簡位居と麻余、その子依慮の場合のみで、麻余は、簡位居に嫡子がいなかったため、孽子ながら諸加に共立されるかたちで即位したのであった。それ以外については、父子相続でつづいてきたのか、また王系の断絶がないのか、詳細は不明であるが、基本的には父子相続であったとみてさしつかえない。

なお、『魏志』卷二・文帝紀・延康二年（二二一）三月条には、「滅貊

扶餘の單于、焉耆・于闐の王、皆な各々使を遣わし奉獻せしむ」とある。すなわち「單于」という王号でも登場するが、事実関係はよくわからない。

(15) 官名

加は、かつて「家」の誤りであるとする意見もあったが（『滿洲源流考』御製扶餘國伝訂訛、白南雲『朝鮮社会経済史』改造社、一九三三年）、北アジアから朝鮮にかけて共通の首長号である汗・干（カーン。Khan・Khan）に通じるもので、終音（ㄱ）が脱落したものといえる。『日本書紀』神功紀にみえる「新羅王宇流助富利知干」を、古訓では「ウルソホリチカ」としているのも、そうした例といえよう。

六畜とは、馬・牛・羊・鶏・犬・豕をいうが、ここで馬加・牛加・猪加・狗加の四種しかみえないことは、とくに欠落と取る必要はない。およそ、いろいろな家畜の名をつけている、という程度に理解すべきである。

加が、この順で、ランクの差があったとみる意見もあるが、そのことを明確に示す事例はない。

大使・大使者は、汲古閣本では「犬使」「犬使者」に作る。犬は六畜に含まれてはいるが、すでに狗加も見えており、ことさら「犬」である必要はない。あるいは六畜を意識して誤ってしまったのかも知れない。

大使・大使者・使者は、漢語で理解できる官名であり、中国の使者などから生じた呼称であろう。高句麗にも、使者があり、また太大使者・大使者・小使者への分化もみられる。

後文では、牛加の兄の子の位居が、大使の地位で、専権をふるっている。ただしそのことで、大使の権限が大きいと認めてよいのかどうか、位居の特殊な事例というべきかも知れず、よくわからない。

(16) 下戸

原文「邑落有豪民名下戸皆爲奴僕」のうち「名」字を、汲古閣本では、「民」

としている。その場合、豪民・民・下戸と三階層のように読むこともできるが、それではつづく「皆爲奴僕」は理解できない。単なる誤りとみてよからう。その場合の「皆爲奴僕」は、撰者が、下戸を解釈して、「奴僕のようなものである」と附記している、と理解すべきである。

『魏志』には、夫餘伝以外に、高句麗・濊・韓・倭人各伝にも下戸がみえる。『魏志』の下戸については、一九三〇年代の白南雲以来、東夷諸種族・諸国の社会構造・発展段階を考える上で、重要な課題として、追究されてきた。武田幸男「魏志東夷伝にみえる下戸問題」(『朝鮮史研究會論文集』三集、一九六七年)は、その点をふまえ、基本的な検討を加えたものである。以下、それによって述べる。

下戸資料のみえない挹婁・東沃沮も含めて、東夷のほとんど全域・全種族に下戸が存在したとみてよく、夫餘では、ここでみられるように、豪民と対比されて、奴僕のような存在としてあらわれるほか、後文(倭人伝の文)でも「大人」(タイジン)と対比されるかたちであらわれる。つまり下戸は、豪民・大人といった階層に統率・支配される、下層階層であった。ただし、「奴僕」との比定にも拘わらず、下戸は豪民に隷属していた、というよりは、邑落の一般構成員であったとみるべきである。夫餘の邑落には、このように豪民・下戸が存在し、豪民が下戸を支配・統率する、という構造になっていたものであり、両者で邑落共同体を構成していたのである。

そして、複数の邑落共同体を支配したのが、王を中心とする諸加などの支配階級であり、それが邑落民の眞の収奪者・搾取階級であった。夫餘では、国邑を中心に、そうした邑落が累層的に構成されていたのである。

また夫餘は、挹婁や濊などの異種族支配を行っていたが、「種族の異同に拘りなく、諸加は多数の邑落を支配し、その間に本質的な差がなかったとも想定できる」。

結局、「諸加階級は国王を中心にして支配者共同体を形成し、種々の形態を通じ、累層的に構成された多数の一般邑落民つまり下戸を、その首長を通じて支配したのである」。

(17) 俎や豆

(I) 東夷伝序の註(14)を参照。

楡樹老河深遺跡中層出土遺物の中には、双耳壺・豆・杯・碗などの土器二五七点も含まれていた。このうち豆は、あわせて二二点あり、報告者はⅠ式(盤式豆)七点、Ⅱ式(杯式豆)一一点、Ⅲ式(鉢式豆)一点、Ⅳ式(罐式豆)三点に分類している。これらが、夫餘伝にいう「俎・豆」にあたるものと考えられることができる。

(18) 拜爵・洗爵・揖讓

爵はさかずき。拜爵とは、ふつう爵位を与えることをいうのであるが、爵を洗う、という意の「洗爵」が次にづくことから、爵はどちらも、さかずきの意ととるべきである。

揖とは、胸の前で組み合わせた両手を前に出し、上下させる礼で、揖讓は、そのように、へりくだってあいさつし、ゆずりあうことをいう。

これらとともに、中国の礼であるが、俎・豆と同様に、夫餘にもみられるというところで、特記しているのである。

(19) 迎鼓

殷の正月とは、十二月であり、『後漢書』夫餘伝では、「臘月を曰て天を祭る」とある。

三品彰英『古代祭政と穀霊信仰』(論文集第五卷、平凡社、一九七三年)は、迎鼓祭が高句麗の東盟祭に対応するもので、「農耕国家であった母国夫餘の伝統を継承した高句麗は、祭儀的には農耕祭、特に收穫祭を国

の大祭として盛大に行なっていた」という。

それに対して三田村泰助「朱蒙伝説とツングース文化の性格」（『清朝前史の研究』東洋史研究会、一九六五年）は、「三品氏はこの祭儀（東盟祭）の性質を、簡単に秋の収穫祭と規定されておられる。だがその発生的見地から考えると、そうは断定できないようである」として、「扶餘の場合、いわゆる十二月の臘祭の義と解せられる。臘祭は冬至の後、歳の終りを以て禽獸を獵し、先祖の祭りをするのであって、シナの社会においては古く存したことが記録に見える。多分その狩獵時代の遺制と考えられるが、それは冬祭りの型式であると思う。そうみると、扶餘系民族の祭天の祭儀は、発生的には冬祭の義に解すべきではなからうか」とする。

『荆楚歲時記』に「十二月八日を臘日となす。諺語に臘鼓鳴つて春草生ずとあり、村人みな細腰鼓を撃ち……以て疫を逐う。其の日みな豚酒を以て竈神を祭る」とあり、三田村は「それによって分かる如く、太鼓は悪をはらい、大地の生成力呼びます呪術的力をもつものとされているのであろう。思うに農耕的要素を持ち、漢民族の文化に多くの憧れをもつ扶餘族にあつて、祭の主要行事に「迎鼓」と名づけて太鼓を祭儀の対象となす行事が存し、それが祭名となったのではなからうか。もちろんツングース系民族の奉ずるシャマニズムにおいても、神鼓は悪神を避け善神を招く義があり、シャマンの神事に跳單鼓と名づくるものがあつて、満洲社会に固有のものとされている」。臘月に行われる扶餘の迎鼓祭は「結局シャマニズムに農耕的冬祭の祭儀様式が附加されたものではなからうか」としている。

漢族の臘祭に、撃鼓や歌舞が行われたことは、ほかに『呂氏春秋』や『禮記』などにもみえる。迎鼓という呼称や、臘月に行われる点からも、また漢文化の受け入れなどからみても、夫餘の迎鼓が、中国の臘祭に由来するものであることは、まちがいないであろう。その場合、三田村の

いうように、漢族の臘祭が、発生的に「狩獵時代の遺制」としての冬祭の義だとしても、夫餘に受容された時点で、どうであったのかは、まったく別の問題であり、漢族の臘祭の受容とみるならば余計に、単に漢文化受容の一例としてとらえておくのが無難であろう。

(20) 白布大袂・袍・袴・履革鞜

『翰苑』注所引『魏略』に「衣は白を尚ぶ」とのみある。白を尊重するのは、中国的といえる。

大袂は大きな袖のある衣、袍はわたいれ、袴はズボン、革鞜はかわぐつである。

(21) 繪・繡・錦・罽

『翰苑』注所引『魏略』には「錦・繡・文・罽を衣る」とある。『魏志』には「衣」字がないが、『翰苑』の引用はかなり節略したものであろう。繪は「きぬ」。『急就篇』注に「繪は帛の総名なり。絲を以て織るものを謂う」とある。繡は、「五色のぬいとりを施したり、絵を描いた帛」。錦は、染めた糸で文様を経緯に織りあらわしたもので、罽は毛織物という。

日野開三郎は、これらについて「明らかに中国からの輸入品である」という。

(22) 狐・狸・狢・白黒貂の裘

狢は、黒猿・尾長猿。「狢白黒貂」は、狢の白いもの（その場合、狢は尾長猿）と黒い貂、と読むことも可能であるが、『翰苑』注所引『魏略』には「白黒貂を裘と爲す」とのみあり、白黒の貂と読まざるを得ない。

帽子を金銀で飾る、とあるが、夫餘の産金については、『北魏書』卷一〇〇・高句麗伝によれば、高句麗の使者芮悉弗が北魏の皇帝（世宗）

に対して奏上したことのなかに「黄金は夫餘より出で、珂は則ち涉羅の産する所なり。今、夫餘、勿吉の逐う所と爲り、涉羅、百濟の并す所と爲る」とある。

後代の記録であるが、『遼史拾遺』卷一八所引の『北風揚沙録』に、生女真について「名馬を産し、金・大珠を生ず」とある。『高麗史』睿宗世家・一〇年(一一一五)にも、金(女真)の完顔氏が「嘗て契丹及び我が朝に事え、來朝する毎に、麩金・貂皮・良馬を以て贄と爲す。我が朝も亦た厚く銀幣を遣る。歳々常に此くの如し」とある。

(23) 刑を用うること嚴急

窃盜の場合、一二倍を賠償する、というのは高句麗にもみられる。李丙燾によれば、「どうして十二にしたかという点、もともと十二数は世界共通的な愛用の数で、その由来にかんしては、すでに学者間に説があるように、天文曆象思想に基因するのである。つまり天文曆数に十二宮・十二時・十二月の数があるから、十二数を愛用するようになったということである」という(『夫余考』『韓国古代史研究』学生社、一九八〇年)。箕子の八条教との関連も考えられるが、それは濺伝にゆずる。

(24) 妬むは皆な之を殺す

「妬」字は、汲古閣本では「妒」とするが、「妒」は「妬」の別字体である。倭人伝では、「大人は皆な四五婦。下戸は或いは二三婦。婦人は淫せず、妬忌せず」とあり、やはり妬忌しないことが良風とされていたようである。

この妬忌罪について、そのまま認めて、夫餘に一夫多妻制あるいは畜妾制が行われていた証拠であるとみなす見解が一般的であったが(白南雲『朝鮮社会経済史』、李丙燾「夫余考」など)、邊太燮は、それを否定し、妬忌罪などなく、男女が淫したとき、婦人が淫することを最も憎んでそ

れを処刑し埋葬を許可しない、という規定の誤りであるとする(『韓国古代の繼世思想と祖上崇拜信仰』『歴史教育』四輯、一九五九年)。それに対して李基白「扶餘の妬忌罪」(『史学志』四輯、一九七〇年)は、姦淫した男女ともに処刑されるようになっていたが、当時の家父長制の家制度と矛盾するから、処刑されるのは、男子ではなく、女子とみなければならぬ、とした上で、高句麗には妬忌罪によって死刑になった実例といえる貫那夫人の例があり、扶餘には畜妾制があったとは思えないが、一夫多妻制があったと考えられるから、それを維持するために、過酷ではあるが上記のような規定があったとしても、おかしくはない、とする。

処刑され腐爛した遺体を女の家が返して欲しい場合、牛や馬を送るという点について、盧泰敦「高句麗初期の娶嫁婚に関する一考察」(『金哲燮博士華甲紀念史学論叢』知識産業社、一九八三年)は、婚納金(いわゆる新婦代 bride price)にあたる、と主張している。つまり、最初婚姻したときに男家から婚納金としての牛馬が女家に送られており、女は夫家の構成員となっていた、そして処刑されたあとも女の遺体に対する管轄権はそのまま夫家にあるから、もし女家がその権利を取り戻そうとすれば、婚納金を支払う必要があった、と解釈できるという。その場合であれば、牛や馬は男家に支払い、遺体は男家から返してもらう、ということになる。

(25) 嫂婚制・尙奴

兄が死ねば弟が兄嫁をめとるのはレヴィレート婚(Levirate) と云い、姉妹型一夫多妻制の一種である。収繼婚・転房婚などもいう。『旧約聖書』申命記にもみえるなど、世界的な習俗といえるが、特にアジアでは、北アジアや日本を含めた東北アジアにおいて広く行われてきた習俗である。

匈奴にもそれがみられることは、『史記』匈奴伝に「父子兄弟死せば、其の妻を取りて之を妻とす。種姓の失うを惡（にく）むなり。故に匈奴亂ると雖も、必ず宗種を立つ」とあるとおりである。

『魏志』烏丸伝や『北史』突厥伝などにもみえ、後代の女真の場合にも、「父死すれば則ち其の母（後母）を妻とし、兄死すれば則ち其の嫂を妻とし、叔伯死すれば則ち甥も亦た之くの如し」（『大金国志』婚姻）とある。

(26) 名馬・赤玉・貂・狄・美珠を産出す

夫餘の地域は、後代にも良馬を産する地方として知られているが、榆樹老河深遺跡の中層では、七個の馬頭骨が埋められた土坑があり、三頭分にあたる。また副葬品には馬銜・轡などの馬具もあった。西岔溝遺跡では馬齒が検出されている墓がある。

赤玉・美珠であるが、榆樹老河深遺跡の中層からは、副葬品として、首飾りに用いたとみられる多くの珠が出土している。材質は、瑪瑙・ガラス・石・骨で、瑪瑙が最も多く、大きい。最大のもので直径2cmある。その色は「暗紅・紅・粉紅・桔紅」である。ガラスは小さく、色は「暗紅・紅・桔紅・黄・浅黄・藍・緑」である。酸棗は、さねぶとなつめ・山棗をいい、かなり大きな珠をいうのであろう。とすれば、瑪瑙の珠を指すものと思われる。

李殿福は、先にふれたように、この瑪瑙製の首飾りが出土することに注目して、老河深遺跡中層の担い手が夫餘であるとみる根拠にしたのであった。田村晃一は、「様々な考古学的資料のうちで、夫餘伝の記事と合致するのは、僅かにここしかない、と思うほどである」といっている。

(27) 弓・矢・刀・矛を兵器

鎧仗は、よろいと武器。榆樹老河深遺跡中層から出土した遺物の中には、多くの兵器が含まれていた。鉄剣一八点（うち柄が銅製のもの七点、

木製のもの一一点）、鉄刀三六点（うち環頭柄頭二五点、直柄一一点）、鉄矛一一点、鉄鏃一三八点、鉄製盛矢具一七点、甲冑片、鎧小札などがある。西岔溝遺跡でも、細石鏃・骨鏃・銅鏃・鉄鏃が千余点あり、長剣が知られる。

田耘は、先にふれたように、この長剣を、夫餘の特徴的な武器とみている。

(28) 國の耆老自ら説く、古の亡人なり、と。

夫餘伝の後文においても、耆老が登場し、伝世する玉璧・珪・瓚などについて、「先代の賜わりし所なり」と言っている。この耆老の説は、現地に行つた魏人が聞いたものであろうか。とすれば、それは魏の高句麗遠征に先だつて玄菟太守王頌が夫餘に派遣されたときであつたとみるのが、最も可能性が高い。

その伝世している宝物の中に印章があり、印文に「濊王之印」とあるという。また濊城とよばれる古城もあり、そのことを通して、撰者は「この地は本来、濊・貂の地であつて、夫餘人は、その中で王になつてゐるということである。だから、自ら「亡人」といつているのは、そもそも理由があることである」と述べている。

これは撰者の意見といふべきものであるが、この限りでは、撰者の理解のように、夫餘人はほんらいの濊の住地に流入してきた「亡人」であつたと認めるべきかも知れない（濊貂という呼称はほんらい濊と貂とを指すもので、ここでは「濊城」「濊王」をふまえれば、濊に限定すべきであらう）。さらに『魏略』にみえる夫餘の始祖神話が、事実を背景にしていると考えれば、夫餘人は北方から南下して濊の住地に流入してきた、ということになる。夫餘の習俗に、殷との関わりがありそうなものがあることから、殷あるいは中国から流入してきた、とする理解もあるが、夫餘伝としては、必ずしも、そのように構想してはいない。

ただし、「亡人」説とは別に、濊族の中から成長した一群を、夫餘人と呼んだ、という可能性がまったくないわけではない。それは、例えば、吉林市など、夫餘初期の中心地における、夫餘文化に先行する文化としてのいわゆる西团山文化などの追究・解明がひとつのカギを握っているといえる。

(29) 城柵を作るに皆な員し

夫餘の当初の本拠地とみられる吉林市東团山南城は、円形の城址であった。吉林市の西北にある九台県でも、小規模の円形の城址が七基確認されており、夫餘の遺構ではないかとされている。

吉林省九台県は、吉林市と農安県との間にあるが、その県城の北八〇kmの上河湾鎮に七基の山城がある。

康家興「吉林九台上河湾考古調査」(『考古』一九六一年三期)によれば、一九五九年八月に吉林省文化局と九台県文化館・上河湾人民公社文化館の共同で、現地調査を行っており、また一九六〇年春には長春地区文物普查隊が調査をしている。その後吉林省文物志編委會『九台県文物志』(同会、一九八六年九月)の作成にあたって、八〇年代にも調査をしているようである。

それによれば、城内に多くの円形の坑があり、住居址かとみられる。従って、高地性の集落を城壁で囲んだものといえる。城壁は、土・石・土石混築のものがあるが、文字どおりの柵は確認されていない。城柵といえるのは、そういう成語であって、実際に木柵などが構築されていたかどうかは別の問題である。

牢獄のようだというのは、規模的に狭い範囲を囲んでいることからの印象であろう。中国の牢獄が円形であったことは、例えば『周禮』大司寇で、牢を「圓土」と呼ぶことでもわかる。

(30) 牛を殺し、蹄をみて吉凶を占う。

牛骨を用いた占卜の習俗については、殷の甲骨文字(卜辞)で知られる、亀の腹甲や牛・羊の肩胛骨に穴をあけ、火をあててヒビの状況を見る方法が有名であるが、蹄による判定は、それとは異なるものである。韓国でも、卜骨が出土することがあり(南海岸の熊川貝塚など)、殷と同様な占卜が行われていたことがわかるが、夫餘の場合、いまだ具体的にはわからない。

(31) 徇葬し有榔無棺

葬俗は、裴松之註に引く『魏略』が詳しい。徇葬については、榆樹老河深遺跡では、確認されていない。とうぜん王・諸加の墓の場合であろう。「百數」は、「百もて數う」で、百を単位として数えるほど、ということであり、二〜三百をいうものと考えられる。厚葬は、榆樹老河深遺跡の場合にも、その実態がうかがわれるといえる。

「有榔無棺」は、汲古閣本・殿本は「有棺無榔」とする。意味はまったく異なるが、ここでは底本ほかに拠る。

現実に、榔があつて棺がない、という状況の判定は難しいと思われる。榆樹老河深遺跡の場合でも、報告書では「棺」としている。汲古閣本等がまったく逆になっているのは、その違いにそれほど関心がなかったということもあるであろう。『三國志』の当時、どのような情報に基づいて記されているかわからないが、おそらく中国において「棺」にあたるものではなく、「榔」にあたるものはある、ということなのであろう。その意味で、中国魏代の墓制と対比する必要があるが、今後の課題としてい。

(32) 布面衣・環佩

「布」は粗衣として、麻を指すのであろう。麻布で顔を覆う布ということになる。環佩はおびだま、腰にさげる玉類をいう。

停喪は、喪に服することをやめることをいうが、ここではそのように受け取るとは困難である。亡骸をとどめる、つまり殯（もがり）の意で理解しておきたい。

(33) 玄菟に属す

高句麗伝には、「常に玄菟郡より朝服衣幘を受く。高句麗令、其の名籍を主る」とあり、玄菟郡に統轄されていたことがうかがえる。「属す」とはそのような管轄関係を指し、玄菟郡領域に含まれるといったことではない。

(34) 公孫氏

公孫氏については、(I) 序の註(10)を参照。

海東は、中国から、東方にあり、海を經由して行く地方を指す。渤海を「海東の盛國」ということがあり、また高句麗などを海東と称する例がある。そして例えば『海東高僧伝』のように、朝鮮側（この場合、高麗時代）で自らを「海東」と称することもある。

(35) 尉仇台

先にもふれたように、『後漢書』夫餘伝にみえる永寧元年(一二〇)の「王子尉仇台」とは、年代も離れており、別人とみられる。

同伝には「夫餘、本と玄菟に属す。獻帝の時、其の王、遼東に属せんことを求むと云う」とあり、この「王」が尉仇台にあたる。とうぜんそれは玄菟郡から遼東郡への管轄の変更を求めたものでなく、公孫氏に属することを表明したものであった。

通婚のことは、本伝以外にはみえない。

(36) 簡位居・麻余・位居

簡位居は、記述がないため、尉仇台との関係が明確ではないが、麻余の場合と対比すれば、嫡子ということであろう。嫡子相続が原則であり、大使の位居が勢力をもち、国人が附しても、王位は、麻余の子（嫡子であろう）で六歳の依慮に継承される。

(37) 魏へ遣使

原文は「京都に詣り」貢献というのみであるが、『魏志』で「京都」とあれば、魏の都洛陽を指すと考えなければならない。『魏志』卷二・文帝紀・延康元年(二二〇)三月条には、「濊貊扶餘の單于、焉耆・于闐の王、皆な各々使を遣わし奉獻せしむ」とあり、魏の建国早々に夫餘が、遣使したらしいことがうかがえる。

(38) 母丘儉の高句麗経略

母丘儉は魏の幽州刺史で、司馬懿の公孫氏討滅の際にも、それに先だつて、公孫氏に派遣されている。その経略については、(I) 序の註(12)を参照。母丘儉の姓は復姓(二字)であるが、母丘(カンキウ)か(母は貫に通じる)、母丘(フキウ)か、意見が分かれている(母丘とするものもあるが、それは誤り)。『魏志』卷二八に母丘儉伝がある。それによれば「河東聞喜」(山西省聞喜県)の出身であるが、もと聞喜県の邱村にあったという「母丘氏造像碑」が、太原市の道観純陽宮(山西省芸術博物館)に展示されている。儉の孫の奥およびその一族が、祖父の鎮魂の意味もこめて建てた碑で、そこに一族の人たちの多くの名が記されている。それによれば姓が「母丘」であることは明らかである(田中「魏の東方経略に関する問題点」『古代武器研究』九号、二〇〇八年)。

(39) 玄菟太守王願の夫餘派遣

夫餘への遣使についても、時期やルートについて、意見がわかれているが、高句麗への遠征に先だって、その遠征に際して必要となる軍糧を確保することを目的として派遣されたとみるのがよからう。とうぜん玄菟郡から直接にやってきた、と理解することになる。その場合、魏と夫餘との関係は、それ以前より良好であったとみななければならない。

なお、その時の位居の対応からみると、位居が実権を掌握しているらしいことがわかるが、後文からも、王位を奪取したわけではなく、王位は、麻余からその子依慮へと継承されている。

(40) 簿斂して官に送らしむ

「簿斂」とは、「謀反・大逆等の罪を犯した者の家財を没収して、官の帳簿に記入すること」をいう。その場合の官(役所)とは、玄菟郡ということになる。

(41) 咎を王に歸し

井上秀雄「古代朝鮮の王者」(『古代朝鮮史序説』寧楽社、一九七八年)は、「この記事でわかるように、夫餘王の社会的機能は、農耕生産に不可欠な天候の予言にあったといえる」「これを夫餘の古い風俗と伝えているが、基本的には王者のこのシャーマンの性格が、この三世紀に解消されていったといえない」という。また同「夫餘国王と大使」(柴田實先生古稀記念会編『日本文化史論叢』一九七六年)では、「夫餘王麻余の死去記事にこの記事が接続している」「古い民俗としている夫餘王の性格に関する記事が、王の退位もしくは死去に関するものであってみれば、麻余の死去とまったく無関係とはいえないであろう」とする。そして、「両者の関係の深淺は研究者の判断による。もっとも浅く両者の関係を考え

るならば、夫餘の旧俗として記録しておきたかった記事を、麻余王死去の記事にかけて記述したにすぎないと見ることもできる。この場合は、両者が形式的に王の死去という点で結びつくもので、内容的にはまったく無関係である。もっとも深く関係すると考えるならば、麻余王の死去にもこの古い民俗が生きていたとすることもできる。またその中間をとれば、この古い民俗は麻余死去の時期にはもはや実践されていなかったけれども、王の性格としてなおこの古い民俗が生きており、麻余王がこの民俗にある程度該当しているとして、批難されていたと見ることができるとする。

このような司祭的な王の性格については、フレイザー『金枝篇』に「殺される王」として例示される。

この記事が、なぜここにあるか、は確かに問題である。井上秀雄のいうように、麻余の死と何らかの関係がある、とみるべきであろう。ただし次の玉衣の記事は、漢代にのみ該当するものであり、麻余の場合は無関係である。つづけて記す理由としては、両者とも王の死と関わる、という点があげられよう。とすれば、前の記事も、王の死と関わる記事だから、ここに配された、とみておくのが無難であろう。いずれにしても、その時点において「夫餘の古い習俗」とされるものであって、当時の習俗ではないのである。

また「天候の予言」が求められていたかどうかは、不明である。天候に対して責任を負う、ということとは、かならずしもシャーマンの性格ということではなく、儒教的な立場でも、為政者が天命を受けて政治を執っているかどうかの判断を下されるのが、天候の順不順であり、そうした観点でも、考察する必要がある。

夫餘のそのような王の廃立に関して、日野開三郎は、諸加会議が決定したと想像している。そうした習俗が行われていた時期に、そのようなことがあったかどうかは、まったく想像するしかないが、麻余の即位と

は無関係であろう。

(42) 年六歳にして、立ちて以て王と爲る

「立ちて以て王と爲る」は、依慮を主語としての訓読であり、自ら即位したように読める。しかし六歳での即位であり、背後にそれを支える、あるいは操る勢力があったという想像を排除できない。その場合、当時なお実権を握っていたとみられる位居が、まず想定される。ただし、王子である依慮が即位するのが順当であり、そのことに対する共有の認識があったと思われ、また位居自身が篡奪することも可能であったのにそうしていないことには、注目する必要がある。

(43) 玉匣

玉匣には、玉の箱の意もある。棺として、玉製の匣を用いたという理解もできなくはないが、満城漢墓における金鏤玉衣の出土から、玉衣に対する検討もすすみ、夫餘の場合も、玉衣でよいのではないかと考えることができるようになった。

玉衣とは、玉の板を糸でつづりあわせて、遺体を覆うもので、金の糸でつづったものを金鏤玉衣という。金か銀か金銅か銅か、その違いは、身分の違いによる。

『後漢書』礼儀志には、皇帝が薨じた場合には金鏤玉匣、諸侯王・列侯始封・貴人・公主の場合、玉匣銀鏤、大貴人・長公主の場合、銅鏤を用いたとする。同条に引く『漢舊儀』には、「帝崩するや……玉を以て襦と爲し、鎧状の如く之を連縫す。黄金を以て鏤と爲す。腰以下、玉を以て札と爲し、長さ一尺〔廣さ〕二寸半、柶と爲す。下は足に至るまで、亦た縫うに黄金の鏤を以てす」とある。

これらは、玉匣としているが、また玉匣とする例も、『後漢書』劉盆子伝・梁商伝などにみえている。『後漢書』王符伝に引く『潜夫論』浮侈篇に

は「今、京師の貴戚、郡県の豪家、生きて養を極めざるも、死すれば乃ち喪を崇め、或るものは金鏤玉匣するに至る」とある。

玉衣とする例は、『漢書』外戚傳下の「共王母及び丁姫の棺、皆な梓宮と名づく。珠玉の衣、藩妾の服にあらず。請うらくは更たためて木棺を以て代え、珠玉衣を去らんことを」、『後漢書』耿秉傳の「賜うに朱棺玉衣を以てす」などがある。

夫餘の場合がどうであったかは、まったくわからないが、そもそも漢帝国の国内においても、玉衣そのものが、かなり身分が限定されるもので、『潜夫論』の例は、ほんらい違法なのであろう。夫餘王も、例外的に、皇帝から認められたということであろう。ただし、南越王（第二代文帝）は、発掘によって、絲鏤の玉衣であったことが確認され、滇王の場合も、その破片が確認されている。従って、周辺諸国の王も、認められることが実際にあったことはまちがいない。

玄菟郡に玉衣をあずけている、というのは、漢から下賜されたものが、ということであろう。高句麗の場合、葬具ではないが、「後ち稍や驕恣たりて復た郡に詣らず。東界に於て小城を築き、朝服衣幘を其の中に置き、歳時ごとに來たりて之を取る。今、胡、猶お此の城を名づけて幘溝婁と爲す。溝婁は句麗、城を名づけるなり」とあるのは、やはり同様に、下賜されたものと考えられる。

(44) 玉璧・珪・瓚

玉璧は玉製の璧、珪は圭形の玉板。瓚は酒を盛る玉器。珪は、諸侯が祭礼の時に持つ瓚にさす瑞玉を指す。

玉璧については、盧兆蔭「略論漢代的玉璧」(『中国考古学論叢』科学出版社、一九九三年)によれば、玉礼器の中では起源が最も古く、かつ長くつづいたものという。用途は、祭祀用の礼器、朝賀用、皇帝が皇后

や才能ある人を招聘するとき、贈り物、装飾用などもあるが、葬礼用が特に多く出土している。

(45) 先代の賜わりし所

先代とは、前王を指すとみるのが一般的であるが、この場合、「數代の物」ということであるから、一代前の王ということにはならない。何代か前の王たちを指しているであろう。

(46) 「濊王之印」

この印も「先代の賜わりし所」であるならば、漢王朝から賜ったものであるということになる。漢は内外の臣・不臣に印を賜わることが多かった。ただし、このままの印面であったとすれば、印章の制度からみた場合、やや特異なものである。濊が外臣であれば、「漢濊王之章」「漢濊王章」であったはずであり、内臣の諸侯であれば、「濊王之璽」であったはずである。しかも「夫餘王」の印ではない。それらの點が、この印の性格を複雑にしている。

夫餘に対して、漢が印を与えた、ということとは、記録上に確認できる。『漢書』王莽伝によれば、「始建国元年（後九）、五威將、符命を奉じ、印綬を齎らす。王侯呂下及び吏官の名更たまりし者、外には匈奴・西域・徼外の蠻夷、皆な即ち新室の印綬を授け、因りて故の漢の印綬を收む。……莽、策命して曰わく、普天の下、四表に迄るまで、至らざる所靡かれ、と。其れ東に出でし者、玄菟・樂浪・高句驪・夫餘に至り、南に出でし者、徼外を踰え、益州を歴て、句町王を貶して侯と爲す。西に出でし者、西域に至り、盡く其の王を改めて侯と爲す。北に出でし者、匈奴の庭に至り單于印を授け、漢の印文を改め、璽を去りて章と曰う。單于、故印を求めんと欲し、陳饒、之を椎き破る。語は匈奴伝に在り。單于、大いに怒り、而して句町・西域、後ち卒に此れを以て皆な畔けり」とある。

これによれば、王莽（新王朝）の印を授ける使者が夫餘にまでやってきて、漢の故印を回収したという。従って、それ以前に、漢から夫餘に印綬が授けられていたことになる。ただしその場合、夫餘王として認められていれば、「漢夫餘王章」であったことになる。また王莽が改めて授けたというものは、「新夫餘侯印」であったということになる。

濊に關する印としては、時代が下るが、『魏志』濊伝にみえる「不耐濊王」に対して印が与えられた可能性があるほか、一九五八年に平壤市貞柏里の木槲墓から「夫租歲君」銀印が出土している。また一九六六年には、慶尚北道迎日郡神光面で「晉率善穢佰長」銅印が発見されている。「濊王之印」という印面から注目されるのは、現実に発見された「瀆王之印」である。雲南省晉寧県の景城の西五kmに石寨山という低い丘陵がある。山の西一kmには滇池がある。この丘陵上に古墓群があり、一九五四年から一九六〇年にかけて四次の発掘が行われた。山上には南北長一六八m、東西幅一一三mの土城があるが、断面調査によって上層から五銖錢・瓦当などが出土し、漢晉以後の築造であることがわかった。墓葬はその中にあり、調査したのは五〇基、出土遺物は四千点を越えた。青銅器が多く、中原の漢文化の影響が強く見られる。その中で、一九五六年に調査された六号墓から、金質・蛇紐・篆書の「瀆王之印」が出土した。

滇については、『史記』卷一一六・西南夷列伝に「西南夷の君長、什を以て數う。夜郎最大なり。其の西靡莫の属、什を以て數う。滇最大なり。滇より以北の君長、什を以て數う。邛都最大なり。……始め楚の威王の時、將軍莊躡をして兵を將い江に循いて上り、巴・黔中以西を略す。莊邛なるもの、故の楚の莊王の苗裔なり。邛、滇池に至り、方三百里。旁らの平地、肥饒せること數千里。兵威を以て定めて楚に属せしむ。歸りて報ぜんと欲し、會々秦、楚の巴・黔中郡を撃ち、道塞がりて通ぜず。因りて還り、其の衆を以て滇に王たり。服を變え、其の俗に従い、以て之に

長たり」というように、戦国時代に楚人の莊邛が、攻略した先の滇で王になったものである。

その後何代か経て、漢の武帝が南越國を滅ぼしたあと、前一〇九年、入朝をうながそうと進軍したが、そのとき「滇王始め首善たり。故を以て誅さず。滇王、西南夷を離難し、國を擧げて降る。吏を置き、入朝せんことを請う。是に於て以て益州郡と爲し、滇王王印を賜う。復た其の民に長たらしむ」とある。

ここに武帝が賜ったとみえる「滇王王印」が、出土した「滇王之印」にあたると考えられる。

このような事実をふまえ、栗原朋信は、次のような想定をしている（『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年）。

「滇が王に封ぜられたかもしれない、また王印が与えられたかもしれないというような形勢が、実は漢の武帝時代に存在していた」として、蕤君南閭の例をあげる。

『漢書』武帝紀・元朔元年（前一二八）条には「東夷の蕤君南閭等、口二十八萬人、降る。蒼海郡と爲す」とあり、『後漢書』東夷伝滅条には「元朔元年、蕤君南閭等、右渠に畔き、二十八萬口を率い、遼東に詣り内属す。武帝、其の地を以て蒼海郡と爲す。數年にして乃ち罷む」とある。この南閭に対し、漢は、匈奴と対抗する形勢もあつて、優遇して「蕤王に封じたにちがいあるまい」とする。

その上で「蕤君南閭は漢から王とされ、しかも、その地に漢の郡県が立てられたことになって、……滇王の場合と、全く同一の条件となり、時代もまた前漢武帝のときで一致するから、武帝が南閭に印を与えたことすれば、「蕤王之印」でなければならぬ」とするのである。

また、こうした印を夫餘が持っていたという点を前提として、夫餘と滅との関係にも言及している。すなわち、蒼海郡の位置については「鴨綠江北にみる説と、日本海岸地方にみる説とがあり、滅族の分布につい

ても、夫餘と高句麗と日本海岸方面の滅とを等しく同種とみるもの、また滅族を日本海岸方面に限定するものなどがあつて一致せず、したがって夫餘の住地についても、これを限定できないのであるが」「前漢武帝時代の夫餘は、滅族の一部として鴨綠江方面にまでも拡がっていたのではないかと思う」としている。

この栗原説について考えてみたい。印面からすれば、「蕤王之印」は、現実の「滇王之印」に類似する。しかも「滇王之印」は武帝代のものである。その点からも、「滅王之印」が武帝代のものであることになる。栗原説は魅力的である。しかし、次のような問題点も存在する。

この時点での夫餘の庫は、王都とみられる吉林市にあつたものとみられる。「蕤君南閭」は蒼海の海岸の勢力であり、吉林市とはかなり離れている。なぜその南閭が授かつた印が、こちらにあるのであろうか。また南閭が、滅王のように、王に封ぜられた、という記録はない。この問題はなお検討を要する。

なお、『三國史記』新羅本紀・南解次々雄十六年（一九）春二月条に「北溟人、田を耕し、滅王印を得て之を獻ず」とある。また『三國遺事』卷一・馬韓条にも、それを引用したとみられる記事がある。

(47) 滅城

吉林市附近に該当するような城址は確認できない。先にとりあげた東团山以外に、高句麗の山城として知られるものとして、市街地の東に龍潭山城、西北に三道嶺子山城がある。

(48) 亡人

亡命とは、必ずしも、ある政治体に帰属することを表明するものではなくとも構わない。単なる流亡ということである。撰者は「滅王之印」や「滅城」を通して、ほんらいは滅狼の地であるところを、自ら亡人といつて

いるのは理由があることである、としている。すなわち濊と夫餘は別であると考えているのである。

(49) 舊志

「舊志」とは、固有名詞であるのか、一般名詞として古い記録、ということであるのか、よくわからない。ここに記された内容は、王充『論衡』にもみえており、両者は何らかの関係があるものと思われる。あるいは「舊志」が、『論衡』そのものを指している可能性もある。

『論衡』にみえるのは、卷二・吉驗篇に引くいくつかの説話の一つとしてであり、その全文は次の通りである。

北夷橐離國王侍婢有娠王欲殺之婢對曰有氣大如雞子從天而下我故有娠後產子捐於猪溷中猪以口氣噓之不死復徙置馬欄中欲使馬藉殺之馬復以口氣噓之不死王疑以爲天子令其母收取奴畜之名東明令牧牛馬東明善射王恐奪其國也欲殺之東明走南至掩淲水以弓擊水魚鼈浮爲橋東明得渡魚鼈解散追兵不得渡因都王夫餘故北夷有夫餘國焉

両者を比較すれば、いくつかの異同があるが、その大半は意味まで変わるものではない。ただ、次の二箇所は固有名詞が異なる(魏略―論衡)。

高離之國―北夷橐離國
施掩淲―掩淲水

この違いが何に基づくかはわからないが、全体としては、両者が同じ系統であることに問題は無い。

『論衡』には、つづけて次のような、王充の按文を附す。

東明の母、初め妊みし時、氣の天より下るを見、生まるるに及んで之を棄つ。猪馬、氣を以て之を吁く。而して之を生みて長ずるや、大王之を殺さんと欲す。弓を以て水を撃ち、魚鼈橋を爲す。天命、死に當らず。故に猪馬の救い有りき。命、都して夫餘に王たるに當る。故に魚鼈橋を爲すの助け有りしなり。

王充(二七―一〇〇頃)は、会稽上虞の人で、若くして地方の吏となり、のち京師に遊学し、郷里に帰って、ふたたび地方の郡に勤めたが、容れられず官を去り、著述に専念した。『論衡』は三〇歳を過ぎた頃に起筆され、六〇歳になろうとする頃に完成した。『論衡』の中に自伝(自紀篇)があり、『後漢書』卷七九に伝がある。

佐藤匡玄『論衡の研究』(創文社、一九八一)によれば、その社会的境遇から、「現象を説明するに、偶然性を以てし、而して人間は必然(命)の前には寸分の施す力すらもたないとする」。それは「けっきょく人力の価値の否定であり、人間が自己の営みに自主性を喪失して、自己の外にある、より大きな何者かに隷属化することであるが、それは同時に、少なくとも、後漢期の官僚の姿でもあったのではないか」という。

上記の按文も、天命・命によって定められていた、という見方を提示する。そうした見方の例示として、いくつかの逸話を引いているのが、吉驗篇である。

(50) 高離の国

汲古閣本等は「橐離之國」とする。前項でふれたように、『論衡』では「北夷の橐離國」とする。『後漢書』夫餘伝では、「北夷の索離國」となっている。

白鳥庫吉によれば、橐離・索離はツングース語で「黒」の義で、施掩・掩淲は同語アムールの對音で大河の義である、という。そして索離は、黒水部で松花江が黒龍江と合流するところを中心としていた国で、河は黒龍江を指したものに相違ない、という(「濊貊民族の由来を述べ、夫餘高句麗及び百濟の起源に及ぶ」『白鳥庫吉全集』三卷、岩波書店、一九七〇年)。

干志耿「古代橐離研究」(『民族研究』一九八四年二期)は、夫餘の位置を吉林・農安にあてた上で、その北側として、嫩江下流と松花江中流

以北の地、すなわち松嫩平原に囊離の住地があったとみ、黒龍江省肇源縣（哈爾濱の西約一二〇km）の白金宝文化や、それが代表する文化類型が囊離の文化であるとする。

ただし、こうした議論は、高麗國が實在していたとみることを前提としているのであるが、確かに實體のあるものであったのか、例えば説話において構想された架空の國ということはないのか、決め手がない状態である。

(51) 感精神話

アジア地域の始祖神話には、その始祖がどのように生まれたかによって、いくつかの類型がある。始祖が卵で生まれたという卵生神話、箱舟に乗って漂流してきたという箱舟漂流神話、狼・犬などの動物から生まれたという獣祖神話、そして雷光・日光などにあたって妊娠して生まれたという感精神話である。夫餘の始祖神話は、感精神話の類型に属する。

始祖神話を類型化し、そのそれぞれが一定の範囲に分布し、その分布が類型によって大きく異なること、従って神話類型によって、いくつかの文化境域を設定できることを指摘したのは、三品彰英『神話と文化史』（『三品彰英論文集』第三卷、平凡社、一九七一年）である。

それによれば、卵生神話は、インドネシア・台湾など南方に分布し、北は朝鮮半島にまでおよび、新羅・金官加耶・高句麗にみられる。箱舟漂流神話は黄海・東シナ海・南シナ海の縁辺に分布する。これらは南方海洋的神話である。獣祖神話は、モンゴル・突厥など北アジア地域に分布する。感精神話ほもつとも普遍的で、漢族の始祖神話もほとんどこれに属する（感生帝説という呼称もある）。ただし、その場合、雷電・星辰によるものが多く、日光によるものに限れば、満蒙諸族が分布の中心となる。その中間的なものが、天降りの靈物によるもので、殷祖の契（セツ）のように玄鳥の卵を飲んで、というものもそれに含まれる。これは

漢族と満蒙とにひとしく分布する。

夫餘の始祖神話は、卵のような大きさの氣が降ってきた、というものであるが、それは感精神話の中間的な、天降りの靈物による類型に属する。卵があらわれているが、当然、卵生ではない。

高句麗の場合は、日光感精神話と卵生神話の二要素をもっており、満蒙的要素と、南方的要素との複合形態であるといえる。その意味では、夫餘とは大きく異なる。

(52) 猪・馬

棄兒譚の一種であるが、周の始祖后稷の神話では、牛馬が避け、鳥が羽で覆って守った、とあり、それと類似する。

『史記』卷四・周本紀に、次のようにある、

周の後稷、名は棄。其の母、有邰氏の女にして、姜原と曰う。姜原、帝嚳の元妃と為る。姜原、野に出で、巨人の跡を見、心に忻然として説び、之を踐まんと欲す。之を踐むや、身動き、孕める者の如し。居ること期にして子を生む。不祥なりと以為い、之を隘巷に棄つ。馬牛過る者皆な辟けて踐まず。徙して之を林中に置く。適會、山林人多し。之を遷して渠中の氷上に棄つ。飛鳥、其の翼を以て之を覆薦す。姜原以て神と為し、遂に收養して長ぜしむ。初め之を棄てんと欲す。因りて名づけて棄と曰う。

内藤湖南も、両者がよく似ていることを指摘している。ただし「此の類似を以て、夫餘其他の民族が、周人の旧説を襲取せりとは解すべからず。時代に前後ありとも、支那の古説が塞外民族の伝説と同一源に出でたりと解せんには如かず」という（『蒙古開國の伝説』『内藤湖南全集』第七卷・讀史叢録、筑摩書房、一九七〇年）。

ただし同様の棄兒譚が、三国時代の呉の康（サマルカンド）僧會が訳した『六度集經』にもあることを指摘し、「此種の伝説の播敷も頗る広

さ者なることを知るべし」とする。

(53) 東明善射

東明は、夫餘の始祖としてあらわれているが、『梁書』高句麗伝には、「其の先、東明より出づ。東明、本と北夷の橐離王の子にして、……」というように、高句麗に結びつけられる。『三國史記』でも、高句麗の始祖は東明聖王で、諱が朱蒙とされている。

高句麗の始祖朱蒙は、『廣開土王碑』では鄒牟王とあり、『新撰姓氏録』で百濟の「都慕王」の後孫というようにみえる都慕も、高句麗の始祖を指している。

古くには、東明も朱蒙（都慕・鄒牟）も、同じ音という考えがあったが、別系統の両者を複合したものと考えられる。なお、『魏書』高句麗伝には、「其の俗に朱蒙と言ふは善射なり」とある。

(54) 魚鼈の橋

魚鼈が背をならべて橋の用をする、という説話構想について、三上次男は、サケやマスが産卵のために河いっばいを埋め尽くし、銀鱗をつらねてさかのぼるさまが、構想のもとになっているのではないかとする（「魚の橋」の話と北アジアの人々）『古代東北アジア史研究』吉川弘文館、一九六六年）。また「主人公が渡りおわると忽然として橋は消えた」という構想については、北アジアで、冬期に凍結していた河川が、春になると、ある日忽然として氷が割れ、それとともに交通が一時、急に不便になることと関わるのではないかとしている。

ただし、世界的にみれば、モーゼの話に類似するという指摘もあり（森雅子「朱蒙に関する一考察」『比較神話学の展望』）、そのような想定が正しいかどうかはわからない。

(Ⅲ) 高句麗

〔原文〕

高句麗在遼東之東千里、南與朝鮮・濊貊、東與沃沮、北與夫餘接。都於丸都之下。方可二千里。戸三萬。多大山深谷、無原澤。隨山谷以爲居。食澗水。無良田、雖力佃作、不足以實口腹。其俗節食。好治宮室。於所居之左右立大屋、祭鬼神。又祠靈星・社稷、其人性凶急、喜寇鈔。其國有王。其官有相加・對盧・沛者・古雛加・主簿・優台・丞・使者・皁衣・先人、尊卑各有等級。東夷舊語以爲夫餘別種。言語諸事多與夫餘同、其性氣衣服有異。漢時賜鼓吹伎人。常從玄菟郡受朝服衣幘。高句麗令主其名籍。後稍驕恣、不復詣郡。於東界築小城、置朝服衣幘其中、歲時來取之。今胡猶名此城爲幘溝濃。溝濃者、句麗名城也。本有五族。有涓奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部。本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之。其置官、有對盧則不置沛者。有沛者則不置對盧。王之宗族、其大加皆稱古雛加。涓奴部本國主。今雖不爲王、適統大人、得稱古雛加。亦得立宗廟、祠靈星・社稷。絶奴部世與王婚。加古雛之號。諸大加亦自置使者皁衣先人。名皆達於王。如卿大夫之家臣。會同坐起、不得與王家使者皁衣先人同列。其國中大家不佃作、坐食者萬餘口。下戸遠擔米糧魚鹽供給之。其民喜歌舞、國中邑落、暮夜男女群聚、相就歌戲。無大倉庫、家家自有小倉。名之爲椶京。其人絜清自喜。善藏釀。跪拜申一脚、與夫餘異、行步皆走。以十月祭天、國中大會。名曰東盟。其公會衣服、皆錦繡金銀以自飾。大加・主簿頭著幘、如幘而無餘。其小加著折風、形如弁。其國東有大穴、名隧穴。十月國中大會、迎隧神還於國東上祭之。置木隧於神坐。無牢獄、有罪諸加評議、便殺之。沒入妻子爲奴婢。其俗作婚姻、言語已定、女家作小屋於大屋後。名婿屋。婿暮至女家戶外、自名跪拜、乞得就女宿。如

是者再三、女父母乃聽使就小屋中宿。傍頓錢帛。至生子已長大、乃將婦歸家。其俗淫。男女已嫁娶、便稍作送終之衣。厚葬、金銀財幣盡於送死。積石爲封、列種松栢。其馬皆小、便登山。國人有氣力、習戰鬪。沃沮東濊皆屬焉。又有小水貊。句麗作國、依大水而居。西安平縣北有小水、南流入海。句麗別種依小水作國。因名之爲小水貊。出好弓。所謂貊弓是也。王莽初、發高句麗兵以伐胡、欲不行。疆迫遣之、皆亡出塞爲寇盜。遼西大尹田譚追擊之、爲所殺。州郡縣歸咎于句麗侯駒。嚴尤奏言、貊人犯法、罪不起於駒。且宜安慰。今猥被之大罪、恐其遂反。莽不聽、詔尤擊之。尤誘期句麗侯駒至而斬之、傳送其首詣長安。莽大悅、布告天下、更名高句麗爲下句麗。當此時爲侯國。漢光武帝八年、高句麗王、遣使朝貢。始見稱王。至殤安之間、句麗王宮數寇遼東。更屬玄菟。遼東太守蔡風・玄菟太守姚光以宮爲二郡害、興師伐之。宮詐降請和。二郡不進。宮密遣軍攻玄菟、焚燒候城、入遼隧、殺吏民。後宮復犯遼東。蔡風輕將吏士追討之、軍敗沒。宮死、子伯固立。順・桓之間、復犯遼東。寇新安居鄉、又攻西安平、於道上殺帶方令、略得樂浪太守妻子。靈帝建寧二年、玄菟太守耿臨討之、斬首虜數百級。伯固降、屬遼東。嘉(熹)平中、伯固乞屬玄菟。公孫度之雄海東也、伯固遣大加優居主簿然人等助度擊富山賊、破之。伯固死、有二子。長子拔奇、小子伊夷模。拔奇不肖、國人便共立伊夷模爲王。自伯固時、數寇遼東。又受亡胡五百餘家。建安中、公孫康出軍擊之、破其國、焚燒邑落。拔奇怨爲兄而不得立、與涓奴加各將下戶三萬餘口詣康降、還住沸流水。降胡亦叛伊夷模。伊夷模更作新國。今日所在是也。拔奇遂往遼東、有子留句麗國。今古雛加駁位居是也。其後復擊玄菟。玄菟與遼東合擊、大破之。伊夷模無子。淫灌奴部、生子名位宮。伊夷模死、立以爲王。今句麗王宮是也。其曾祖名宮。生能開目視。其國人惡之。及長大、果凶虐。數寇鈔、國見殘破。今王生墮地、亦能開目視人。句麗呼相似爲位。似其祖故名之爲位宮。位宮有力勇、便鞍馬、善獵射。景初二年、太尉司馬宣王率衆討公孫淵。宮遣主簿大加將數千人助軍。正始三

年、宮寇西安平。其五年、爲幽州刺史母丘儉所破。語在儉傳。

〔訓詁〕

高句麗は遼東の東千里に在り。南は朝鮮・濊貊と、東は沃沮と、北は夫餘と接す。丸都の下に都す。方、二千里可り。戸は三萬。大山深谷多く、原澤無し。山谷に隨いて以て居を爲す。澗水を食む。良田無く、佃作に力むると雖も、以て口腹を實たすに足らず。其の俗、食を節す。好んで宮室を治む。居る所の左右に於て大屋を立て、鬼神を祭る。又た靈星、社稷を祠る。其の人、性は凶急にして、寇鈔を喜ぶ。其の國に王有り。其の官に相加・對盧・沛者・古雛加・主簿・優台・丞・使者・皁衣・先人有り、尊卑各々等級有り。東夷の舊語以て夫餘の別種と爲す。言語諸事多く夫餘と同じかるも、其の性氣衣服は、異なるもの有り。本と五族有り。涓奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部有り。本と涓奴部王と爲るも、稍や微弱たりて、今桂婁部之に代わる。漢の時、鼓吹伎人を賜う。常に玄菟郡よ従り朝服・衣幘を受く。高句麗令、其の名籍を主る。後ち稍や驕恣たりて、復た郡に詣らず。東界に於て小城を築き、朝服・衣幘を其の中に置き、歲時に來たりて之を取らしむ。今、胡猶お此の城を名づけて幘溝濃と爲す。溝濃は、句麗、城を名づくるなり。其の官を置くや、對盧有らば則ち沛者を置かず。沛者有らば則ち對盧を置かず。王の宗族、其の大加皆な古雛加を稱す。涓奴部本と國主たり。今王と爲らざると雖も、適統の大人、古雛加を稱するを得。亦た宗廟を立て、靈星・社稷を祠るを得。絶奴部、世々王と婚す。古雛の號を加う。諸大加も亦た自ら使者・皁衣・先人を置く。名は皆な王に達す。卿大夫の家臣の如し。會同坐起するときは、王家の使者・皁衣・先人と列を同じうするを得ず。其の國中の大家、佃作せず、坐食せる者萬餘口。下戸遠く米糧魚鹽を擔い之を供給す。其の民、歌舞を喜び、國中の邑落、暮夜に男女群

聚し、相歌戯に就く。大倉庫無く、家家に自ら小倉有り。之を名づけて桴京と爲す。其の人潔清にして自ら喜ぶ。善く藏釀す。跪拜には一脚を申す。夫餘と異なる。行歩は皆な走る。十月を以て天を祭り、國中大いに會す。名づけて東盟と曰う。其れ公會の衣服、皆な錦繡金銀もて以て自ら飾る。大加・主簿は、頭に幘を着く。幘の如くなれども餘無し。其れ小加は、折風を着く。形は弁の如し。其の國の東に大穴有り、隧穴と名づく。十月に國中大いに會し、隧神を迎え國の東上に還り之を祭る。木隧を神坐に置く。牢獄無く、罪有らば諸加評議し、便ち之を殺し、妻子を没入して奴婢と爲す。其の俗、婚姻を作すに、言語已に定れば、女家、小屋を大屋の後ろに作る。婿屋と名づく。婿、暮れに女家の戸外に至り、自ら名のりて跪拜し、女宿に就るを得んことを乞う。是くの如くすること再三なれば、女の父母、乃ち聽し、小屋の中に就りて宿らしむ。傍らに錢帛を頓す。子を生むに至り已に長大なれば乃ち婦を將いて家に歸る。其の俗淫なり。男女已に嫁娶すれば便ち稍々送終の衣を作る。厚葬にして、金銀財幣、送死に盡くす。石を積みて封と爲し、松栢を列種す。其の馬皆な小さくて山に登るに便あり。國人、氣力有り、戰鬥を習う。沃沮・東濊、皆な屬す。又た小水貊有り。句麗、國を作るに、大水に依りて居る。西安平縣の北に小水有り、南流して海に入る。句麗の別種、小水に依りて國を作る。因りて之を名づけて小水貊と爲す。好弓を出だす。所謂の貊弓是れなり。王莽の初め、高句麗兵を發して以て胡を伐たしむるも、行かざらんと欲す。彊迫して之を遣るに、皆な亡げ塞を出でて寇盜を爲す。遼西の大尹田譚、之を追撃し、殺す所と爲る。州郡縣、咎を句麗侯駒に歸す。嚴尤奏言すらく、「貊人法を犯すも、罪は駒より起こらず。且く宜しく安慰すべし。今猥りに之に大罪を被さば、恐るらくは其れ遂に反かん」と。莽聽かず、尤に詔して之を撃たしむ。尤、誘いて句麗侯駒の至るを期ちて之を斬り、其の首を伝送して長安に詣らしむ。莽、大いに悦び、天下に布告し、高句麗を更名して下句麗と爲す。此の

時に當りて侯國と爲る。漢の光武帝八年、高句麗王、使を遣わし朝貢せしむ。始めて王と稱せらる。瘍安の間に至るや、句麗王宮、數々遼東に寇す。更めて玄菟に屬せしむ。遼東太守蔡風・玄菟太守姚光、宮の二郡に害を爲せるを以て、師を興して之を伐たんとす。宮詐りて降り、和を請う。二郡進まず。宮、密かに軍を遣わし玄菟を攻めしめ、候城を焚燒し、遼隧に入り、吏民を殺す。後ち宮復た遼東を犯す。蔡風、輕く吏士を將いて之を追討するも、軍敗没す。宮死し、子の伯固立つ。順・桓の間、復た遼東を犯す。新安居郷に寇し、又た西安平を攻め、道上に於て帶方令を殺し、樂浪太守の妻子を略得す。靈帝建寧二年（二六九）、玄菟太守耿臨、之を討ち、斬首し虜とすること數百級。伯固降り、遼東に屬す。嘉（熹）平中（一七二～一七八）、伯固、玄菟に屬せんことを乞う。公孫度の海東に雄たるや、伯固、大加優居・主簿然人等を遣わし度を助けて富山の賊を撃たしめ、之を破る。伯固死するや、二子有り。長子拔奇、小子伊夷模。拔奇不肖にして、國人便ち共に伊夷模を立てて王と爲す。伯固の時より、數々遼東に寇す。又た亡胡五百餘家を受く。建安中、公孫康、軍を出だして之を撃ち、其の國を破り、邑落を焚燒す。拔奇、兄として立つるを得ざるを怨み、涓奴加と與に各々下戸三萬餘口を將いて康に詣りて降り、還りて沸流水に住む。降胡も亦た伊夷模に叛く。伊夷模、更めて新國を作る。今日の在る所是れなり。拔奇、遂に遼東に往き、子有り句麗國に留む。今の古雛加駁位居、是れなり。其の後ち復た玄菟を撃つ。玄菟、遼東と與に合撃し、大いに之を破る。伊夷模、子無し。涓奴部と淫し、子を生み位宮と名づく。伊夷模死し、立てて以て王と爲す。今の句麗王宮、是れなり。其の曾祖、宮と名づく。生まれながらにして能く目を開きて視ゆ。其の國人之を惡む。長大たるに及ぶや、果たして凶虐たり。數々寇鈔し、國殘破せらる。今、王生まれて地に墮つるや、亦た能く目を開きて人を視ゆ。句麗、相似たるを呼びて位と爲す。其の祖に似たるの故に之を名づけて位宮と爲す。位宮力勇有り、鞍馬に便あ

り、獵射を善くす。景初二年、太尉司馬宣王、衆を率いて公孫淵を討つ。宮、主簿大加を遣わし數千人を將いて軍を助けしむ。正始三年、宮、西安平に寇す。其の五年、幽州刺史母丘儉の破る所と爲る。語は儉の伝に在り。

〔現代語訳〕

高句麗⁽¹⁾は遼東〔郡治〕から東に千里のところにある⁽²⁾。南は朝鮮・濊貊と、東は沃沮と、北は夫餘と接している⁽³⁾。丸都の麓に都を置いている⁽⁴⁾。〔広さは〕約二千里四方である。戸数は三萬である。

大山や深谷が多く、沼沢が無い。山や谷に沿って住んでいる。谷間の水を飲んでいる⁽⁵⁾。良田が無く、いっしょうけんめいに耕作しても、満腹にするには〔收穫が〕足りない⁽⁶⁾。〔それで〕みな、食事を節約している⁽⁷⁾。宮室を作るのは好きである。住んでいる所の左右に大きな小屋を建てて、鬼神を祭っている。さらに靈星や社稷を祭っている⁽⁸⁾。その人々の性格は凶暴で、侵略するのが好きである⁽⁹⁾。

その国には王がいる⁽¹⁰⁾。その官〔位〕には相加・對盧・沛者・古雛加・主簿・優台・丞・使者・阜衣・先人があり、それぞれ上下の等級がある⁽¹¹⁾。

東夷での古くからの言い伝えでは、〔高句麗は〕夫餘の別種であるという。言語やいろいろなことは夫餘と同じものが多いが、その性質・気性や衣服には、異なるものがある⁽¹²⁾。

もともと五族があった。涓奴部・絶奴部・順奴部・淮奴部・桂婁部である⁽¹³⁾。もとは涓奴部が王となっていたが、しだいに弱くなって、今は桂婁部がそれに代わって〔王となつて〕いる⁽¹⁴⁾。

漢の時代に、〔漢から〕鼓吹伎人を賜わった⁽¹⁵⁾。いつも玄菟郡から朝服・衣幘を受けとった。高句麗〔縣〕令が、その名簿をつかさどった⁽¹⁶⁾。その後、しだいに驕慢になって、郡にまでやってこなくなった。〔そこで漢では〕

東の境界あたりに小さい城を築き、朝服・衣幘をその中に置いておくことにした⁽¹⁷⁾。〔高句麗は必要な〕歳時になるとやってきてそれを取っていった。胡〔高句麗〕では今なおその城を名づけて幘溝漚とよんでいる。溝漚とは〔高〕句麗で、城のことをいうのである⁽¹⁸⁾。その官制では、對盧がいれば沛者を置かない。〔ぎやくに〕沛者がいれば對盧を置かない⁽¹⁹⁾。

王の宗族は、大加がみな古雛加の号を称している⁽²⁰⁾。涓奴部〔の大人〕はかつて国王となつていた。今は王にはならないが、直系の大人は、〔同じく〕古雛加を称することができる。また〔王と同様に〕宗廟を立てたり、靈星・社稷を祠ることができる。絶奴部は、代々、王と結婚している。〔そのためまた〕古雛の号を加えることができる⁽²¹⁾。諸大加もまた〔王家とは別に〕自分たちで使者・阜衣・先人〔の官〕を置いている。その名はみな王にまで伝わっている。〔中国の〕卿・大夫の家臣のようである。〔ただし〕集会の時には、王家の使者・阜衣・先人と同席することはできない。その国内では、大家は、耕作をせず、坐食するだけの者が一萬餘人いる。下戸は遠くから米や魚・鹽を運んできてそれに供給する。

その民は、歌舞を喜び、国内の邑落では、夕暮れや夜に男女が群れ集まり、たがいに歌つたり踊つたりする。

大倉庫は無く、各家にそれぞれ小さい倉がある。それを名づけて桴京とよんでいる⁽²²⁾。高句麗人は清潔好きである。またじょうずに酒を醸造し、貯蔵する。跪拜の礼をとるときには片脚を〔うしろに〕伸ばす。〔それは〕夫餘〔の礼〕と異なっている。行くときには、みな小走りする⁽²³⁾。

十月に天を祭り、國中がみな集まる。それを名づけて東盟といっている⁽²⁴⁾。そもそも公式に集まるときの衣服は、みな錦繡金銀で自ら飾りつける。大加や主簿は、頭に幘を着ける。幘のようであるが余りがない。小加は、折風を着ける。形は弁のようである⁽²⁵⁾。その國の東に大きい穴があり、隧穴とよんでいる。十月に國中がみな集まって、隧神を迎え、國の

東の〔河の〕ほとりに安置してそれを祭る。木隧を神坐に置く。⁽²⁶⁾

牢獄は無く、犯罪があれば諸加が評議して、すぐにそれを殺し、妻子を没収して奴婢とする。

その習俗では、婚姻をする場合に、約束が定まると、女の家では、小屋を母屋の背後に作る。それは婿屋と呼ばれる。婿は、夕暮れになると女の家戸外に行き、自ら名をつて跪拜の礼をとり、女の宿（婿屋）に行くことの許しを乞う。このように再三すると、女の父母はようやく小屋の中に行つて泊まることを許す。「男の家は」その「小屋の」傍らに錢や帛を置いておく。子が生まれて成長すると、「男はようやく」妻を連れて家に帰る。⁽²⁷⁾

その習俗は淫らである。⁽²⁸⁾

男女が結婚をすると、すぐに少しずつ葬礼の衣を作りはじめる。厚葬で、金銀財幣を尽くして葬送する。石を積んで墓を造り、松や栢を列べて植える。⁽²⁹⁾

高句麗の馬はみな小さくて山に登るのに便利である。⁽³⁰⁾人々は氣力があり、戦闘に習熟している。沃沮・東濊がみな隷属している。⁽³¹⁾

〔高句麗とは別に〕小水獺がある。高句麗は、大きな河（鴨緑江）に面して国を形成している。西安平縣⁽³²⁾の北に小さな河（小水）があり、南に流れて海に注いでいる。高句麗の別種は、その小さな河に依拠して国を形成している。そのためそれを名づけて小水獺とよんでいる。⁽³³⁾

好い弓を産出する。いわゆる獮弓がそれである。

王莽時代の初年（紀元後一二）⁽³⁴⁾、高句麗兵を徵發して胡（匈奴）を攻伐させようとしたが、「高句麗人は」、行かないでおこうとした。「そこで」無理強いして行かそうとしたところ、みな逃亡し、城塞から出て略奪するようになった。⁽³⁵⁾遼西（郡）の大尹の田譚が、それを追撃して殺された。⁽³⁶⁾州郡縣は、その罪を句麗侯駒のせいだとした。⁽³⁷⁾嚴尤が奏言して、「獮人が法を犯しましたが、その罪は駒から起こったものではありません。

しばらく安慰するのがよいでしょう。それを今、みだりに彼に大罪をおわせましたならば、恐らくは最後にはそむくことになりましょう」といった。「しかし」王莽はそれを聞き入れず、尤に命令して討伐させた。尤は、句麗侯駒を誘いだして、そのやってくるのを待つて斬り殺し、その首を長安に送らせた。王莽はたいへん喜び、天下に布告して、高句麗を改名して下句麗とした。この時になって「高句麗は」侯國となったのである。⁽³⁸⁾

〔後〕漢の光武帝（の建武）八年（三二）に、高句麗王は、使者を派遣して朝貢した。その時、はじめて王と称した。⁽³⁹⁾

殤帝・安帝の時代（一〇五～一二五）になると、高句麗王の宮は、たびたび遼東に侵攻した。「そこで」あらためて玄菟に属させた。⁽⁴⁰⁾遼東太守の蔡風と玄菟太守の姚光は、宮が二郡に対して害をなすために、軍隊を派遣してそれを討伐しようとした。「しかし」宮は偽つて降伏し、和議を要請した。「そのため」二郡は進軍しなかった。「それに対して」宮は、こっそりと軍を派遣して玄菟を攻撃させ、候城を焼き、遼隧に侵入し、役人や民を殺した。そのご、宮はまた遼東を侵犯した。蔡風は、安易に役人や兵士を率いて追討したが、敗れてしまった。⁽⁴¹⁾

宮が死んで、子の伯固が即位した。⁽⁴²⁾順帝（一二五～一四四）・桓帝（一四六～一六七）の時代に、ふたたび遼東を侵犯した。新安居郷に侵入し、さらに西安平を攻め、道上で帯方（県）令を殺し、楽浪太守の妻子をさらした。⁽⁴³⁾靈帝の建寧二年（一六九）、玄菟太守の耿臨がそれを討伐し、数百人を斬首したり捕虜にしたりした。伯固は降伏して、遼東に属した。嘉⁽⁴⁴⁾平年間（一二七～一七八）に、伯固は、玄菟に属するように要求した。⁽⁴⁵⁾

公孫度が海東で勢力を持つようになると、伯固は、大加の優居と主簿の然人らを派遣して度を助けて富山の賊を攻撃させ、それを破った。⁽⁴⁶⁾

伯固が死ぬと、二人の子がいた。長子が拔奇で、小子が伊夷模である。

拔奇は不肖であったため、国の人々はいっしょに伊夷模を立てて王とした。⁽⁴⁹⁾ 伯固の時代から、たびたび遼東に侵攻していた。また亡命してきた胡人を五百余家、受け入れていた。⁽⁵⁰⁾ 建安年間（一九六―二二〇）に、公孫康は、出兵してそれを攻撃し、その国を破り、集落を焼き払った。⁽⁵¹⁾ 拔奇は、兄でありながら即位することができなかったことを怨み、洎奴部の加といっしょに、それぞれ下戸三万余人を率いて康のもとに行つて降伏し、戻つてきて沸流水（「のほとり」）に住んだ。降伏していた胡人たちも伊夷模に叛いた。⁽⁵²⁾ 伊夷模は、あらためて新しい国を作った。現在の所在地がそれである。⁽⁵³⁾ 拔奇は、ついには遼東に行き、子は高句麗国に留まつて生活した。今の古雛加駮位居がそれである。⁽⁵⁴⁾ そのご、ふたび玄菟を攻撃した。玄菟は、遼東といっしょに反撃し、それを大破した。⁽⁵⁵⁾

伊夷模には子が無かった。漼奴部（「の女性」）と私通し、子を生子、位宮と名づけた。伊夷模が死んで、「位宮を」立てて王とした。今の高句麗王の宮が、それである。その曾祖父は、宮という名であった。生まれたときから目を開いて視ることができた。その国の人々はそれを憎んだ。成長すると、想像されたとおりの凶虐になった。たびたび侵略し、国は（「そのために」）破滅させられた。今、王が生まれて地におちると、また同じように目を開いて人を視ることができた。高句麗では、たがいに似ていることを「位」という。その曾祖父（「の宮」）に似ているために、位宮とした。位宮は体力があり勇ましく、馬に乗るのが得意で、弓矢で狩猟するのがうまかった。⁽⁵⁶⁾

景初二年（二三八）、太尉司馬宣王が兵を率いて公孫淵を討った。宮は、主簿・大加を派遣し、数千人を率いて「司馬宣王の」軍を助けさせた。⁽⁵⁷⁾ 正始三年（二四二）、宮は、西安平に侵入した。その五年（二四四）、幽州刺史毋丘儉に破られた。そのときの物語は儉の伝に載せている。⁽⁵⁸⁾

【註解】

（一）高句麗

高句麗の名が史上に現れた最初は、『漢書』地理志の燕地条の「玄菟・樂浪、武帝の時置く。皆な朝鮮・濊貊・句驪蠻夷」とある「句驪」や、同・玄菟郡の首縣としての「高句驪」であろう。

玄菟郡については、（Ⅱ）夫餘の註（3）を参照。初建の玄菟郡に高句麗縣が置かれたことは、『後漢書』高句麗傳の「武帝、朝鮮を滅ぼし、高句驪を曰て縣と爲し、玄菟に屬せしむ」とあることからうかがえる。従つて、前一〇七年の玄菟郡設置の際に、高句麗の名がすでに存在したということになる。

高句麗縣の名は、高句麗族がすでに存在していて、それからとった名であると考えることができる。高句麗縣の名にちなんで高句麗族と呼ばれるようになったという意見もあるが、高句麗という語は漢語では理解できず、そのようなことは考えがたい。高句麗縣は、高句麗族を統轄対象とする縣として、高句麗族の住地の中に置かれたものであった。その地は、吉林省集安市にあたる。

しかしそれからまもなく、前七五年になつて、沃沮縣を樂浪郡に移屬し、それまでの高句麗縣の附近を廃棄し、郡治を西に移して、そこを新たな高句驪縣とした。その地は、現在の遼寧省新賓縣永陵鎮である。『漢書』地理志の玄菟郡は、この新しい玄菟郡（第二玄菟郡）について伝えたものである。

高句麗は、高句驪とも表記されることがある。「馬」扁がつくのは、漢人の異民族蔑視によるもので、音は同じである。句麗・句驪という表記もみられるが、別の実体を指すのではなく、単なる省略形であるとすべきである。時代が降ると、高麗、という表記が一般的になる。隋・唐代の史書などはみな高麗である。その初見は、『中原高句麗碑』の「高

麗大王」である。同碑の建立年代については、五世紀前半説と後半説があるが、およそ五世紀として問題なからう。中国からの冊號が、高句麗王ではなく高麗王として記録されるのは、四九四年の雲(文咨明王)に対する冊封が最初である。李殿福は、高句麗から高麗への変化は、意識的な「改名」の結果であるとするが(「高句麗が高麗と改名したのは何時か」『高句麗・渤海の考古と歴史』学生社、一九九二)、果たして改名であるのかどうかは決め手がなく、省略しそれが定着していったとみることも可能である。

高句麗の語義について、白鳥庫吉は、高と句麗(句麗)にわけて、句麗はコルであり、高はコ(大きい)であるから、大城の義であると理解した(「高句麗の名称に就きての考」『白鳥庫吉全集』第三卷、岩波書店、一九七〇年)。コルが城を指すことは、『魏志』高句麗伝の後文に「溝渰は、句麗、城を名づくるなり」とあることによる。李丙燾は、神聖・首位の義をもつスリをコルに冠したもので、首邑・上邑の義であるとするが(「高句麗國號考」『韓国古代史研究』学生社、一九八〇年)、スリという音を聞いた漢人が、高という漢字をあてたとは考えがたい。

高句麗は貂族と考えることができる。貂は猫とも通じ、日本では高句麗をコマと呼んだが、猫もコマとよみ、狛犬や、高句麗系の渡来人と關わる地名としても残されている。八世紀の突厥のいわゆるオルホン碑文(キョルテギン碑文とヒルゲ可汗碑文)に、七世紀なかばに死んだ突厥可汗の葬儀に東方のボクリ(bokri)からの使者が参列していることや、突厥軍がボクリにまで遠征したことが記されている。これについて護雅夫は「bokri」と読むべきで、高句麗を指すことはまちがいないが、「貂の国」を意味するものであろう、とした(『江上波夫教授古稀記念論集』民族・文化編、山川出版社、一九七七年)。それに従えば、突厥も、高句麗を貂族の国と称したことになる。

(2) 遼東の東千里

遼東とは遼東郡を指す。遼東郡は、戦国時代の燕がまず設置した。『史記』匈奴伝によれば、「燕も亦た長城を築く。造陽より襄平に至る。上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡を置き、以て胡を拒ぐ」とある。その後、秦・漢も遼東郡を維持した。

後漢末には、公孫氏が、遼東郡を根拠にして勢力をもっていたが、それを司馬懿の率いる魏軍が滅ぼしてのち、遼東郡も魏の領有するところとなった。孫進己・馮永謙主編『東北歴史地理』第二卷(黒龍江人民出版社、一九八九年)によれば、魏代の遼東郡には、襄平・平郭・西安平・東沓・汶・北豊・遼隧・新昌・安市の八縣が属していたと推定している。その中心は、襄平で、現在の遼寧省遼陽市にあたる。

「東千里に在り」についてであるが、遼東郡治は、遼寧省遼陽市にあつた。高句麗の都(丸都の下)は、吉林省集安市である。現在の道路では、遼陽↓本溪↓桓仁↓通化↓集安という行程で五二〇kmになる。桓仁から集安へは、通化を経由するおおまわりはせずに、新開河沿いのルートが想定できるため、もう少し短いとみることができる。およそ千里である。

(3) 朝鮮・濊貊・沃沮・夫餘

朝鮮は、おおまかにはかつての衛氏朝鮮國の故地のことを指していると考えてもよいが、ここで具体的には楽浪郡の首縣朝鮮縣を指すとみるべきで、それを中心とする楽浪郡の領域をいっていると考えてよからう。朝鮮民主主義人民共和国の平壤にあたる。

濊貊は、ほんらいは濊と貊とであるが、貊は高句麗であり、実際には濊のみを指していると考えることができるとする。ただ濊と書くべきところを、濊貊と誤用したと考えるべきであらう。ここにいう濊は、『魏志』東夷伝の後文に濊伝があり、そこで詳しくとりあげるが、およそ朝鮮半島の

東海岸、江原道一帯を住地にしていた。

沃沮も後文に東沃沮伝があり、そこで詳しくふれる。濊よりも北東、咸鏡道から中国の吉林省琿春縣あたりまでを住地としていた。

(4) 丸都

この時の高句麗の都は、現在の吉林省集安市にあたる。丸都は山の名で、そこに山城もあったが、王都としては、ふもとの平地が主体であった。朝鮮側の史料である『三國史記』の高句麗本紀によれば、高句麗の王都の変遷は、次のように記されている。

- ① 東明王即位紀(前三七)「朱蒙、卒本川に至り、其の土壤肥美にして山川險固なるを觀、遂に都せんと欲す。而るに未だ宮室を作るに遑あらず、但だ廬を沸流水の上りに結んで之に居る。國、高句麗と號す」
- ② 瑠璃明王二年(後三三)「冬十月、王、都を國內に遷す。尉那巖城を築く」
- ③ 山上王二年(一九八)「二月、丸都城を築く」
- ④ 同一三年(二〇九)「冬十月、都を丸都に移す」
- ⑤ 東川王二〇年(二四六)「冬十月、……儉、丸都城を攻陥し、之を屠る」
- ⑥ 同一二年(二四七)「二月、王、丸都城の亂を經、復た都すべからざるを以て、平壤城を築き、民および廟社を移す……」
- ⑦ 故國原王二年(三四二)「春二月、丸都城を修葺す。又た國內城を築く。秋八月、丸都城に移居す。冬十月、燕王皝……丸都城を毀ちて還る」
- ⑧ 同一三年(三四三)「秋七月、平壤の東黃城に移居す。城は今の西京の東の木覓(ベキ)山中に在り」
- ⑨ 同四一年(三七一)「冬十月、百濟王、兵三萬を率いて平壤城に來攻す」
- ⑩ 小獸林王七年(三七七)「冬十月……百濟將兵三萬、平壤城に來侵す」
- ⑪ 長壽王一五年(四二七)「都を平壤に移す」
- ⑫ 陽原王八年(五五二)「長安城を築く」
- ⑬ 平原王二八年(五八六)「都を長安城に移す」

これによれば、高句麗の王都は、卒本① ↓ 國內② ↓ 丸都④ ↓ 平壤城⑥ ↓ 丸都城⑦ ↓ 平壤東黃城⑧ ↓ 平壤⑪ ↓ 長安城⑬)と変遷したことになる。特に、最初の王都卒本から、平壤に遷都するまでに、國內と丸都という二つの王都を移動したことが記されている。

そのため、当然のことながら、二つの王都の位置について、それぞれ別個に追究がなされた。例えば、那珂通世は國內を『広開土王碑』の近く、丸都を楚山もしくはその対岸、とし、松井等は國內を臨江、丸都を板石嶺附近、閔野貞は國內を通溝、丸都を楡樹林子、鳥居龍藏は國內を懷仁(桓仁)、丸都を通溝、というような具合である。

これらに対して、閔野貞の國內通溝説、鳥居龍藏の丸都通溝説両者をもとに認めて、國內・丸都同一処説を初めて提唱したのが白鳥庫吉であった。

『翰苑』蕃夷部註所引の『高麗記』によれば、「馬訾(此の下に言訾)水、高驪一に淹水と名づく。今、鴨渌水と名づく。其の國、相伝えて云わく、水漁(源)、東北靺鞨國白(山)を出で、水色、鴨頭に似たり。故に俗に鴨渌水と名づく。遼東を去ること五百里、國內城の南を經、又た西して一水と合す。即ち監(鹽)難水なり。二水合流し、西南して安平城に至り、海に入る」とある。ここにみえる馬訾水は鴨渌江を指し、監(鹽)難水は渾江を指す。安平城とは、かつての遼東郡西安平縣の縣城を高句麗が転用したもので、鴨渌江と濊河との合流点の中洲、濊河尖村の古城にあてられている。これによれば、國內城は鴨渌江の北で、鴨渌江と渾江との合流点よりも上流に位置する。

いっぽう『新唐書』地理志には、賈耽の『古今郡國道縣四夷述』(古今郡國志)から転載した記事があり、「鴨江江口より舟行百餘里。乃ち小舫にて流れを洩り、東北に三十里すれば、泊灼口に至り、渤海の境を得たり。又た流れを洩ること五百里にして、丸都縣城に至る。故の高句

麗王都なり。又た東北に流れを浜ること二百里にして神州に至る。又た陸行すること四百里。顯州に至る。天寶中、王の都する所なり。……」とある。渤海をめざして、河口から鴨緑江をさかのぼるのであるが、泊灼口とは、先の靉河尖古城の東（靉河をはさんで対岸）、虎山山城が泊灼城に比定されるため、両河の合流点を指すか。そこから五百里に丸都縣城があり、さらに二百里で神州に至る、という。神州は吉林省臨江市にあたり、そこで上陸した。顯州は吉林省和龍縣の西古城子にあてられる。丸都縣城は、臨江よりも鴨緑江の下流二百里にあたる。

また、一九〇六年に、集安の西、小板岔嶺で道路工事中に偶然発見された、いわゆる『母丘儉紀功碑』断碑は、『魏志』母丘儉伝にみえる「丸都の山に刊した」碑石そのものであると考えられ、丸都の比定に大きな材料を提供した。

鴨緑江に面した地で、王都としてふさわしいのは、『広開土王碑』をはじめ、数多くの遺蹟の残る吉林省集安をおいてほかにない。集安が、流域でも最も広い平地を擁している。渾江との合流点よりも上流という国内も、臨江よりも下流という丸都も、ともに集安をあてるしかない。同一処説は、極めて重要な提唱であった。

その後、三品彰英は、その立場で、ふたつの名称の問題を考えた。『魏志』母丘儉伝では、「儉、遂に東馬縣車して以て丸都に登り、句驪の都せる所を屠（ほふ）り、首虜を斬獲すること千を以て敷う」とあった。「丸都に登り」とあり、丸都が山の名らしくみえている。そのことは、母丘儉が凱旋して帰る時に「丸都の山に刊し」とあることによっても確認できる。丸都城の名がはじめてあらわれるのは『魏書』高句麗伝で、慕容皝による侵攻のことを記して「丸都城を毀ちて還る」とある。上記の高句麗本紀の⑦は、それを轉引したものにすぎない。

三品は、『魏書』に初見する丸都城について、それが『北史』や『資治通鑑』に受け継がれているが、『魏書』には問題があるから、「丸都城

なる名の文献的に見えるのは唐代の中葉からである」とし、「丸都山下の王城が文献の上で唐代に至って丸都城と仮称された」と推断した。そして『三國史記』の伝える丸都城記事は、ほんらい高句麗の所伝ではなかった、とみる。⑤や⑦で、中国史料を引用して、丸都城陥落の記事のせるが、そのために、その時に丸都城に王都があったとする必要があつて、丸都城築城などの記事が作られた、とするのである。

武田幸男は、丸都は、「城」字を欠くものの、四世紀の丸都は明らかに「都する所」であり、王都そのものを意味して「おり、「当時の王都が何らかの城郭施設をもっていたのは後述のとおりであった、それにもかかわらず丸都に「城」字を欠く例が多いのは、「丸都」の表記自体に「都」字が含まれ、それで「城郭を整えた都城」という意味が充分あらわされていたからではあるまいか」とし、集安における山城子山城と通溝城との関係をふまえ、丸都城は三世紀初頭に山上王が集安の地に築いた平地の城(⑦)すなわち山城子山城であり、国内城は、故國原王が築いた平地の原王代に初めて成立した、という解釈である。

ただし、『魏志』にみる限り、都は「丸都の下」すなわち丸都山の麓であり、むしろ通溝城のほうが該当する。通溝城は、もと玄菟郡の縣城(土城)であり、高句麗はそれをそのまま轉用した。三四二年にそれに石築した可能性はあるが(⑦)、それが使用開始ではない。丸都山の山城もあったが、麓の城もあった、ということであろう。従ってわたしは、丸都ほんらいやはり山の名で、それが王都の名として誤用されたものと考えらる。王都は、国内城というのが総称であったとみるのである。

○那珂通世「朝鮮古史考」(『史学雑誌』五編九號、一八九四)

○松井等「国内城の位置に就きて」(『東洋学報』二卷、一九一一)

○関野貞「国内城及丸都城の位置」(『史学雑誌』二五編一一號、一九一四)

○鳥居龍藏「丸都城の説明」(『世界』一〇九號、一九〇七)

○白鳥庫吉「丸都城及國內城考」(『史学雑誌』二五編四・五號)

○鳥居龍藏「丸都城及び國內城の位置に就きて」(『史学雑誌』二五編七號、一九一四)

○関野貞「丸都城考」(『大正六年度古蹟調査報告』一〇三品彰英「高句麗王都考」(『朝鮮学報』一輯、一九五二)

○武田幸男「丸都・国内城の史的的位置」(『高句麗史と東アジア』岩波書店、一九八九)

(5) 大山・深谷

『太平御覽』卷七八三所引『魏略』によれば、「山林多く、源澤無し」とある。

高句麗ほんらいの住地である、渾江・鴨緑江中流域は、実際に山が多く、平地が少ない。のちに遼東方面や南方に進出して、平原を獲得するが、それは四世紀末のことで、それまではまさに大山・深谷ばかりであった。

そのような國土であるために、「谷民」とよばれる人々がいた。『広開土王碑文』には、守墓人烟戸(墓守の徴発)について記した項に、「梁谷は、二家もて看烟と爲す。……□谷は、三家もて看烟と爲す」とあり、両谷からあわせて五家が看烟として徴発されたことが記されている。これは、広開土王が、「躬ら巡りて略来せし所の韓と穢」すなわち新民に対比される旧民に含まれるもので、旧民には、ほかに「賣句余の民」「東海賈」などと、「敦城の民」「于城」「碑利城」「平穰城の民」「新城」「南蘇城」などの、「城」字を附すものがあり、それぞれ烟戸が徴発されている。

『牟頭婁墓誌』には、牟頭婁の祖・父の功績を記した箇所に「北道の城民と谷民、並びに領(?)……育すること此くの如し」とあり、『広開土王碑文』の旧民も、城民・谷民とよばれる人たち(を含んでいる)であったと考えることができる。

武田幸男は、「溪流近辺の平地に聚落生活を営む「谷民」の一般的な実在を前提とし、その後の領域支配の展開において新たに諸城が築造され、「城」民が登場してきたものといえよう。その登場の重要な画期の一つがおよそ四世紀前半に認められる。それゆえ、おおづかみにいえば、伝統的で初源的な谷支配を基底にもち、その上で三〜四世紀ごろを分期として、山城を含む政治的な「城」支配が新開領域を中心に出現し、およそ谷支配から城支配へという新傾向が展開して、両者が並存するに至ったものであろう」という(『高句麗史と東アジア』)。

集安の梨樹園子南遺跡(党校遺跡)では、「十谷民造」という銘のある瓦当が出土したことがある。「十谷」が固有名詞であるのか、「十の谷」ということであるのかわからないが、谷民が造ったということである。

(6) 良田なく……

『太平御覽』卷七八三所引『魏略』には、前項の記事につづけて「其の國、貧儉にして、土著す。宮室・宗廟を爲る」とあり、内容がやや異なる。

ここに「土著す」とあるように、夫餘の場合と同じく、その生業は農業主体であった。ただし、耕作のみでは不足していたようで、東夷伝後文の東沃沮伝では、高句麗に臣属し、「貂布魚鹽、海中の食物、千里擔負して之を致す」とある。

(7) 宮室

前文の「其の俗、食を節す」と、この「好んで宮室を治む」とを関連づけて、食事を節約してでも宮室をつくる、というように理解することがあるが、前項の『魏略』の記事でも明らかのように、食事を節約することと、宮室をつくることは、全く別のことで、ただ並列されているだけである。

宮室の造営に関連して、次のような逸話がある。

『三国史記』高句麗本紀・烽上王七年（二九八）冬十月条に「王、宮室を増營し頗る極めて侈麗なり。民饑え且つ困しむ。羣臣驟々諫むるも従わず」とあり、つづけて九年（三〇〇）条には次のようである。

春正月、地震う。二月より秋七月に至るまで雨ふらず。年饑え民相食む。八月、王、國內の男女年十五已上を發し宮室を修理せしむ。民、食に乏しく役に困しむ。之に因りて以て流亡す。倉助利諫めて曰わく、「天災荐りに至り、年穀登らず。黎民所を失い、壯なる者四方に流離し、老幼溝壑に轉せん。此れ誠に天を畏れ民を憂い恐懼して修省するの時なり。大王曾て是れ思わず。饑餓の人を駢りて木石の役に困しめり。甚だ民の父母たるの意に乖けり。而して況んや比鄰に強梗の敵有り。若し吾が弊に乗じて以て來たらば、其れ社稷・生民を如何せん。願わくは大王之を熟計せよ」と。王愠りて曰わく、「君は百姓の瞻望せる所なり。宮室壯麗ならざれば以て威の重きを示す無し。今國相、蓋し寡人を誇り以て百姓の譽を干（干）めんとなんと欲せるなり」と。助利曰わく、「君、民を恤まざるは仁にあらざるなり。臣、君を諫めざるは忠にあらざるなり。臣既に國相を承乏す。敢えて言わずんばあらず。豈に敢えて譽を干（干）めんや」と。王笑いて曰わく、「國相、百姓の爲に死せんと欲するか。冀くは後ち言う無かれ」と。助利、王の倅めざるを知り且つ害の及ぶを畏れ、退きて羣臣と與に共に謀りて之を廢し、乙弗を迎えて王と爲さんとす。王、免れざるを知り自ら經す。二子も亦た從いて死す。烽山の原に葬る。號して烽上王と曰う。

魏代の宮室については、まだ遺構として確認されていないが、可能性が高いのは、通溝城の内部であろう。

これまでの城内の調査としては、一九六三年に、浴場建設の際に、土器片・瓦片が出土したが、そのなかに卷雲紋の瓦片があり「太寧四年太歲□□閏月六日己巳造吉保子宜孫」という銘があった。八〇年に映画劇

場通りの西で、同種の瓦片の破片が見つかっている。李殿福「集安卷雲紋銘文瓦当考辨」（『社会科学戦線』一九八四年四期）によれば、太寧は東晋の年号にあるが、四年は二月に咸和と改元されており、閏月もない。それに対して太寧三年には閏八月があり、その朔は甲子であるから、六日は己巳となり、日付の点からいえば合致する。その場合、とうぜん歳を一年誤っているものとみなす必要があるが、現状では、それがもっとも無理の少ない比定であろう。太寧三年は乙酉で、三二五年にあたる。

七一年には市の運動場西部で墻壁の基礎と礎石および高句麗の平瓦片が発見されている。七五年には市政府の大庁舎でやはり墻壁の基礎と大量の赤色瓦片が発見された。その東院（もとの公安局）では、東西にならんだ直径八五cmの八角錐台の作りだしのある礎石と、直径六〇cmの円形作りだしのある礎石が保存されている。これらは城内の中部にあたり、その範囲は東西約二四〇mにおよぶ。ひとつの建築址の基礎ではないかとみられ、位置と規模からみて、あるいは宮殿遺構ではないかという。

八五年五月には、城内東北の隅にあたる、東壁から五〇m、北壁から四八mの市冷飲庁付近の住宅地で、地表下一mほどから炉址が発見され、その周囲から車軸・帶鉤・鉄鏃など鉄製品や土器、および蓮華紋瓦当や方格紋平瓦などが出土した。土器などの年代からは、高句麗晩期のものでされる。八〇九月には、市民大樓の東で碑の基台と土器片・瓦片が、市印刷庁のビル工事では地表下一・五mから高句麗の土器片・赤色瓦片と金銅仏が、電影公司のビル工事では礎石がそれぞれ発見されている。

八七年六月には、南壁から九m、西壁から一九〇mの老道徳会の跡地で住宅建設のさいに、四耳壺・盆・蓋などの土器と、獸面紋瓦当、および「四月造作」という銘（四字不詳）の入った瓦当、板瓦片・花紋瓦、鉄熨斗、鉄鐙などが出土した。八八年四月には団結大路の南側で東壁から四〇mの市蔬菜商場で地表下一・五m前後の土層から、泥質灰色の壺・盤・甑などが出土した。また東壁から一五〇m、南壁から一七五mの市

社二商場で、地表下一・六〜二・二mの土層から、石墻と煙道の底とみられる板石が発見され、四耳壺・獣面紋瓦当・鉄鍬などが出土している。

近年の城內中心部に位置する体育場地点では、四棟の大型建物址が検出されており、最大のもは二〇m×三〇mを越える礎石建物であった。体系的な発掘は困難であるが、今後の蓄積をまてば、王宮の実相も明らかになるものと期待される。

(8) 鬼神・靈星・社稷

『太平御覽』卷七八三所引『魏略』には、前項の記事につづけて「靈星・社稷を祠る」とあるが、鬼神はみられない。

辞書的にいえば、鬼神とは、鬼は陰の神、神は陽の神をいう。また死んだ人の靈魂や神秘的な靈的存在をいう。靈星とは、ほんらい星の名で、天田星ともいい、稼穡をつかさどる。農業神とされる。社稷とは、社が土地の神、稷が穀物の神で、あわせて農業神をいう。

『魏志』東夷伝では、馬韓にも「鬼神を信じ」「鬼神に事え」ることがみえる。

村山智順『朝鮮の鬼神』（朝鮮総督府、一九二九年）によれば、「三国時代に於ける鬼神は、天地山川等に偉大なる力ありとなし、之等を人格化し神格化したものであつて、人はこの鬼神に仕事し、之を祭祀する事に依つてその幸を受け、災厄を免れむとしたものであらう。だから此時代の鬼神なるものは人間以外の自然神に他ならなかつたものと考へられる」という。

『三国史記』高句麗本紀では、社稷の語は時にみられるが、それはほとんど国家の意味で用いられたものである。その中で注目されるのは、故國原王九年（三九二）三月条に「教を下し佛法を崇信し福を求めしむ。有司に命じ國社を立て宗廟を修せしむ」とあることである。

田村專之助「魏志高句麗伝にみえたる宗廟・社稷・靈星について」（『東

洋史会紀要』四冊、一九四四）は、それらが高句麗に祭られていたとは考えがたいとし、「社稷のものと意義は土の神と穀物の神とであるにしても、……社と稷とがそれぞれ別の意義での農業神であるとする説があるにしても、一般には宗廟と連称せられて、天子もしくは諸侯の祭るべきものとせられてゐたのであるから、……かゝる意義での社稷の祭が高句麗にあつたかどうかは疑問である。高句麗に支那のやうな制度があつたと考へられないからである」「支那では靈星は農業に關係のある神とせられてゐる。……高句麗などのやうに、……地理的には甚だ恵まれなかつた農耕民族にとつては、平坦な沃土に耕作するものよりも、一層上記の〔星の状態・氣象の順不順への〕関心は強かつたに違ひない。だからかういふ意味でなら、さうして星が農業に關係のあるものとせられてゐたのなら、何かの星を祭つたとしても、ふしぎではない。それはあり得べきことである。けれども、支那人が高句麗にさういふ事実のあることを知つてゐて、そのことをいはうとしたのなら、魏志にもそれについて、いまま少し具体的な記載があつてもよさうなものであり、特に星と農業との關係が記されてゐなくてはならないのに、それが無い。さうして祭られたはずのない社稷と連称せられてゐるものもかしい。だからこれについてもまた疑問があるといはねばならぬ」「要約していへば、三世紀代の高句麗について書かれた宗廟・社稷・靈星といふことばは、直接にはそれらの本來の意義での祭祀の存在を示すものではないこと、なる。さうしてこのことは、魏略及び魏志東夷伝の書きかたの一面面を示すものとして意味があるのみならず、支那の正史の異民族の風俗などに関する記載のしかたを考へるについても、注意すべきことであらう」とする。

確かに厳密に、同じ祭祀であるとはいえないかも知れないが、中国的な祭祀が導入されていた可能性も排除できない。

ところで、通溝城の東五〇〇mに、東西に細長い台地があり、その上

は古くから赤色瓦片が散布していた。東台子遺跡とよばれる。一九五八年に吉林省博物館が発掘し、廻廊でつながった四つの建物址が検出された。中心的なⅠ室は東西一五m、南北一一mの長方形で、周縁は一・五～二m幅で黄土と河原石をつきかため、その上に礎石を置く。その周囲を廻廊がめぐり、その外に、根固め石が残り、二重円形につくりだした方形や円形の礎石が残るところもある。

室内中央には、縦横〇・八m、〇・六mで高さ一mの石柱を置く。地表下に〇・四mうめ、上には〇・六m出す。そのまわりも河原石で固めている。東壁南よりに炉址があり、灰土・赤焼土・瓦片でうまり、付近から土器片・鉄鍋片などが出土した。煙道が壁にそって北から西へとのび、西北隅から室外に出、北にのびて煙筒に達する。幅七〇cm、高さ二五cm、長さ二二mあり、底は瓦片を敷き、上は二～三cmの薄い板石でおおう。室外では上を五～一〇cmの板石でおおっている。煙道内の灰は少なく、日常的には使われなかったようである。

この遺構の性格について、報告者の蘇才は、宮室か社稷を祭るところではないかとしたが、壮麗な建築址であるからというほどの理由でしかなかった。それに対して方起東は、Ⅰ室中央の石柱に注目し、『周礼』鄭玄注・『呂氏春秋』『淮南子』などの中国古典文献で、社の神主として石を用いる例を確認し、江蘇省銅山丘湾の社址とみられる遺跡とも対比して、社主であろうと考え、Ⅰ室を地母としての社を祭るところ、隣接するⅡ室を農神である稷を祭るところと推定し、出土瓦当の年代観をふまえて、故国壤王九年(三九二)条に立てたとみえる「国社」にあてた。ただし、千田剛道は、東台子遺跡出土あるいは採集の瓦当について、六・七世紀のものが多いとみており、遺構の年代も、それが中心的な時期ではないかとみている。

参考文献

○蘇才「吉林輯安高句麗建築遺址の清理」(『考古』一九六一年一期)

○方起東「集安東台子高句麗建築遺址の性質和年代」(『東北考古与歴史』一九八二年一期、長春)

○千田剛道「瓦からみた高句麗古都集安」(『青丘學術論集』五集、一九九四)

(9) 性は凶急にして、寇鈔を喜ぶ

『太平御覽』卷七八三所引『魏略』には、前項の記事につづけて「其の俗、凶急にして寇鈔を喜ぶ」とある。

これは、夫餘の場合「寇鈔せず」とあったのと対照的であるが、魏との関係も考慮する必要がある。

(10) 高句麗王

高句麗王として、初めて中国の記録に現れるのは、『漢書』王莽伝にみえる「高句麗侯騶」である。

後漢代には、建武八年(三二)に遣使した高句麗王が『後漢書』にみえるが、名は記していない。後漢代で知られた最初の王は宮である。それが最初に係年されているのは、『資治通鑑』の一〇五年であるが、『後漢書』では、一一一年が最初である。『後漢書』によれば、一一一年に「宮死し、子の遂成立つ」とある。

遂成の名は、一二二年にもあらわれ、その後「遂成死し、子の伯固立つ」とある。これにつづくのが一三二年の記事であるから遂成の死はそれ以前ということになる。『魏志』では、「宮死し、子の伯固立つ」とあるが誤りであろう。

伯固は、一六九年に初めて登場し、公孫度が自立したとき(一九〇年頃)、度を助けて出兵している。伯固の死後、長子と小子との間で後継者争いがあり、それを経て小子伊夷模があとをつぐ。以下は、魏代のことである。

(II) 官位

高句麗の官位制が確認される最初がこの『魏志』である。ここには、一〇種の官位が列記されており、それぞれに等級があつて、つまり一〇等からなることが知られる。高句麗では、このあと四世紀になつて一三等の官位制として展開し、滅亡まで至る。『魏志』にみえる一〇等の官位は、高句麗における初期の官位制を示すものである。

ただし各官名は序列のみを示すものではなく、その性格は一律ではない。相加く古雛加という諸大加を編成したものと、主簿・丞のような王直属の官僚層と、使者く先人のような、諸大加も王も設置しえた家産官僚層の三つにわけてとらえることが可能で(武田幸男説)、それが官位制の形成と深く関わっている。

高句麗官位制に対する本格的な研究は、金哲竣「高句麗・新羅の官階組織の成立過程」(『李丙燾博士華甲紀念論叢』一潮閣、一九五六)・宮崎市定「三韓時代の位階制について」(『朝鮮学報』一四輯、一九五九)にはじまる。もつとも体系的な研究は、武田幸男「高句麗官位制の史的展開」(『高句麗史と東アジア』)である。これらによりつつ、初期の官位制についていくつかの点について考えてみたい。

まず官位制形成の時期であるが、『後漢書』の高句麗伝に、諸官位がみえている。それを『魏志』と比べると「古雛加」が「古鄒大加」となっており、また「丞」がもれている、という違いがある。しかし『魏志』以上の内容を伝えているとはいえず、およそ『魏志』に依拠したものとみるのが無難であろう。従つて、これのみによつて、後漢代における官位制の体系的な存在を認めることはできない。『册府元龜』卷九六二・外臣部・官號には「高句麗國、後漢の時、其の國、官を置く」とあるが、それにつづけて、『後漢書』の高句麗伝に記す官位を列挙しており、『後漢書』が正史でいち早く官位を記録していることによつて、後漢代に

「官を置いた」ものと理解しただけで、特別の根拠はないであろう。

しかし、高句麗における官位の存在は、後漢代において確認することができる。官位について具体的に記した最も古い記録は、『魏志』高句麗伝の後文にみえる「伯固、大加優居・主簿然人等を遣わし、(公孫)度を助けて富山の賊を撃ち之を破らしむ」という記事で、ここに「主簿」がみえている。それは公孫度の時代であり、その死が二〇四年であるから、当然それより前ということになる。従つて、少なくとも官位のひとつである「主簿」が、後漢末期から存在したことはまちがいない。

ただしこれのみで後漢末期においてすでに一〇等からなる官位体系が成立していたということにはならない。これを初出として、その後、『魏志』の伝える時期までに、一〇等の官位制が成立した、とするのが確実なところである。

『三國史記』には、これら『魏志』にみえる諸官位がどのように記されているであろうか。まず(A)沛者の例は次の通りである。

①〔大祖大王〕二十年(七二)春二月、貫那部沛者達賈、藻那を伐ち、其の王を虜とす。

②〔同王〕二十二年(七四)冬十月、王、桓那部沛者薛儒を遣わし朱那を伐たしむ。其の王子乙音を虜とし、古鄒加と爲す。

③〔同王〕七十一年(一二三)冬十月、沛者穆度妻を以て左輔と爲し、高福章を右輔と爲し、令して遂成と與に政事を參せしむ。

④〔同王〕八十年(一三二)秋七月、遂成、倭山に獵し、左右と宴す。是に於て貫那于台彌儒・桓那于台蔭支留・沸流那早衣陽神等、陰かに遂成に謂いて曰わく、「初め慕本の薨するや、太子不肯(肖)にして、羣寮、王子再思を立てんと欲す。再思、老いたるを以て子に譲りしは、兄の老いたるをして弟に及ばしめんと欲するなり。今、王既に已に老ゆ。而して讓るの意無し。惟だ吾子之を計れ」と。遂成曰わく、「承襲は必ず嫡なるが天下の常道なり。王、今老いたると雖も嫡子の在

る有り。豈に敢えて覬覦せんや」と。彌儒曰わく、「弟の賢を以て兄の後を承くるは、古えも亦た之有り。子其れ疑う勿れ」と。是に於て左輔沛者穆度婁、遂成の異心有るを知り、疾と稱して仕えず。

⑤〔次大王〕二年（一四七）春二月、貫那沛者彌儒を拜して左輔と爲す。新大王二年（二六六）〔椽那早衣明臨〕荅夫を拜して國相と爲し、爵を加えて沛者と爲す。内外の兵馬を知らしめ、兼ねて梁貊部落を領せしむ。

⑥〔故國川王〕十二年（一九〇）秋九月、京都、雪ふること六尺。中畏大夫・沛者於畀留、評者左可慮、皆な王后の親戚なるを以て國の權柄を執り、其の子弟並びに勢を恃んで驕侈なり。人の子女を掠め人の田宅を奪えり。國人怨憤す。王之を聞きて怒り、之を誅さんと欲す。左可慮ら四椽那と謀叛す。

⑦〔中川王〕七年（二五四）夏四月、國相明臨於漱卒す。沸流沛者陰友を以て國相と爲す。これらを整理すれば次の通りである。

貫那部	沛者	達賈
椽那部	沛者	薛儒
――	沛者	穆度婁
――	沛者	彌儒
椽那	早衣	明臨荅夫
――	沛者	於畀留
沸流	沛者	陰友

↓左輔
↓左輔
↓國相・沛者
(王后の親戚)
↓國相

これを通して、沛者が左輔・國相となる資格をもつものであることがわかる。特に明臨荅夫の例からすれば、早衣では國相になることはできず、沛者となって國相となることができることがうかがえる。とうぜん早衣よりも沛者が上位であることも確認できる。

次に(B)主簿の例をあげる。大主簿も含める。

①〔次大王〕二年（一四七）秋七月、左輔穆度婁、疾を稱して退老す。椽那于台荅支留を以て左輔と爲し、爵を加えて大主簿と爲す。

②〔新大王〕五年（一六九）、王、大加優居・主簿然人等を遣わし兵を將い玄菟太守公孫度を助け富山の賊を討つ。

③〔東川王〕十二年（二三八）、魏の太傅司馬宣王、衆を率いて公孫淵を討つ。王、主簿・大加を遣わし兵千人を將いて之を助けしむ。

④〔烽上王〕三年（二九四）秋九月、國相尚婁卒す。南部大使者倉助利を以て國相と爲し、爵を進めて大主簿と爲す。

このうち、②③は、中国史料の引用である。整理すれば次のようになる。

椽那 于台 荅支留 ↓左輔・大主簿
主簿 然人
南部 大使者 倉助利 ↓國相・大主簿

国内史料としては、主簿はなく、大主簿のみである。これらによれば、大主簿も、左輔・國相になることができた。先の沛者との関係はわからない。于台・大使者よりは上位であることがわかる。

次に(C)于台である。これは『魏志』の優台に該当する。優と于とは音通である。

①〔大祖大王〕十六年（六八）秋八月、曷思王の孫都頭、國を以て來降す。都頭を以て于台と爲す。

②沛者の例の④

③〔次大王〕二年（一四七）秋七月、左輔穆度婁、疾を稱して退老す。椽那于台荅支留を以て左輔と爲し、爵を加えて大主簿と爲す。冬十月、沸流那陽神を、中畏大夫と爲し、爵を加えて于台と爲す。皆な王の故舊なり。

④〔故國川王〕十三年（一九一）夏四月……西鴨濠谷左勿村の乙巴素なるものは琉璃の大臣乙素之の孫なり。性質剛毅にして智慮淵深、世に用いられず力田し自給せり。大王若し國を理めんと欲さば、此の人に

あらざれば則ち不可なり。」と。王、使を遣わし卑辭重禮を以て之を聘し中畏大夫に拜し爵を加えて于台と爲す。
これらを整理すれば、次のようになる。

曷思 于台 都頭
貫那 于台 彌儒
桓那 于台 菴支留 ↓左輔・大主簿
沸流那 陽神 ↓中畏大夫・于台
左勿村 乙巴素 ↓中畏大夫・于台

これらを通して、于台は、中畏大夫という職に相当する官爵であることがわかる。

次に(D)使者の例をあげる。

①〔大武神王〕十五年(三三二)春三月、大臣仇都・逸苟・焚求等三人を黜して庶人と爲す。……遂に南部の使者鄒敦素をして代わりて部の長と爲さしむ。

②〔故國川王〕十三年(一九二)冬十月……乃ち〔東部の晏留を〕拜して大使者と爲す。

③〔東川王〕二十年(二四六)、東部の〕紐由に追贈して九使者と爲す。又た其の子多優を以て大使者と爲す。

④〔西川王〕二年(二七二)春正月、西部大使者于漱の女を立てて王后と爲す。

⑤主簿の例の④

これらを整理すれば次の通りである。

南部 使者 鄒敦素 ↓部長
東部 晏留 ↓大使者
東部 紐由 ↓追贈九使者
東部 多優 ↓大使者
南部 大使者 倉助利 ↓國相・大主簿

次に(E) 早衣である。

①沛者の例の④

②〔次大王二十年(一六五)〕冬十月、椽那早衣明臨荅夫、民の忍びざるに因り、王を弑す。號して次大王と爲す。
以上の二例であるが、整理すれば、

沸流那 早衣 陽神
椽那 早衣 明臨荅夫

となる。明臨荅夫がこののち沛者・國相となることは先に見たとおりである。

以上が、『魏志』にみえる官位の、『三國史記』にあらわれる例である。ほかに「古鄒加」もみられるが、それは後文との関わりで、ここではとりあげない。「相加」「對盧」「丞」「先人」はみられない。

これらはいずれも、高句麗本紀の前半部分(美川王以前)にしかあらわれない。それは高句麗本紀の史料の特徴でもある。すなわち、前半には独自の内容をもつ記事が多く、逆に後半には中国史書を引用した記事を中心に、簡単な記事が多い。ただし、こうした官位の諸例が、はたしてどこまで、国内的に伝わったものであるか疑問もある。ただし、優台を于台とするような独自の表記法をみると、単純に、中国の史書にみえるものをもとに造作したとはいえず、よりどころがあることをうかがわせる。

さてこれらによれば、諸官位は、すでに一世紀に存在していたことになる。ただしそのことを通して、一世紀段階ですでに官位制が成立していた、とはいえない。これらの記事を、年代のままに認めることには、なお慎重でなければならないからである。

なお、官位の序列について知りうることは多くないが、早衣↓沛者、于台↓大主簿、大使者↓大主簿の昇進の例があり、それは『魏志』の順とも矛盾しない。

次に諸官位の名称・制度の淵源であるが、まず「使者」については、夫餘の「大使」「大使者」「使者」の存在がすぐに思い浮かぶ。高句麗の「使者」は、ほんらいは中国との関係における一般的な意味での使者を意識して使われたものであるが、より直接的には、夫餘におけるこれら「使者」系官名の影響を受けたものといえるであろう。さらに高句麗の「相加」「古雛加」なども、夫餘の「加」系の官名との関わりを想像させる。武田幸男はこの点について、「高句麗官位制は、夫餘と共通する社会的・政治的な基盤の上に、その影響を受けて成立したのでであろう」としている。

ただ名称の点に限れば、「主簿」は中国の郡県において文書帳簿を管理する、下級の官名に由来するものと思われるし、「丞」もやはり郡県の下級官名に由来するのである。「相加」の相も、衛氏朝鮮國の朝鮮相・尼谿相のような、漢代の「相」と関わるかも知れない。「早衣」は、漢代に下級官人がまとった黒い服を指す名称である。これらからすれば、高句麗の官名は、中国ことに漢の、郡県の官名と関わるものが多いといえよう。漢の郡県支配を目の当たりにしたことと関わりがないとはいえない。

官位制の構造・性格について、武田幸男は、「相加から先人までの十等の官位は、一元的な上下序列で律せられた同質の秩序体系というよりは、当代の政治的・社会的な特質を体现する諸大加の実在を前提にして、それによって支えられる王権を中心に形成された複雑な政治組織である。王を中心に結集した諸大加は相加・古雛加の官名を得、支配階級を構成した。彼らは王者や王家と同様に使者・先人の家産的な直属官僚層を設置し、おのおのそれを自立性の共通基盤としていた。そこで支配階級の代表者としての高句麗王は、王権固有の直属官僚層として主簿・丞を組織し、それをもって王者の機能を發揮し、王者の優越性を示したのである」とする。つまり、相加・古雛加は、『魏志』の後文で「對盧

あれば則ち沛者を置かず、沛者あれば則ち對盧を置かず」とされるように、對盧と沛者が相互に置換できる有力者の官名であり、「加」を附す相加も古雛加も有力者であって、諸加階級の身分標識である。これら諸加を代表するものと異なり、主簿・丞は王直属の官僚である。主簿と大加とが対比されて記録される例があるように、大加と違って、王との直接的な関係がみられる。使者・先人は、『魏志』の後文にみえるように、王のみではなく、大加もまたみずから設置できた官で、家産的な直属官僚といえる。

(12) 夫餘との関係

「東夷の舊語」というのは、それほど信頼性のない伝聞である。言語諸事が夫餘と同じものが多いというが、具体的に同じものについての言及はない。夫餘の習俗についてよくわからないが、知りうるわずかな材料である墓制については、夫餘が土壙墓中心であるのに対して、高句麗は、後文にもみえるように、積石塚であって、まったく異なる。性気・衣服に異なるものがあるとするが、表面的なものとはかく、民族的にどれほどの類縁制があるかどうかは、なお調査が必要である。

(13) 五族

『翰苑』註所引『魏略』には、「其の國、大(本)と五族有り。消奴部・(絶奴部・)順(奴部・)灌奴部・樓桂樓部有り。士(王)と爲る。微弱たりて、桂樓部、之に代わる」とある。それにつづけて「五部は皆な貴人の族なり。一に内部と人(曰)う。即ち後漢書の桂樓部なり。一名黃部、一名黃部。二に北部と曰う。即ち絶奴部なり。即ち絶奴部なり。即ち後部と名づく。一名黒部。三に東部と曰う。即ち順奴部なり。一名在(左)部。一名上部。一名青部。四に南部と曰う。即ち灌奴部なり。一名前(部)。一名赤部。五に西部と曰う。即ち消奴部なり。一名右部。

〔一名下部。一名白部。〕其の北部、燕の如し。内部の姓高、即ち王族なり。高麗、稱して姓無き者は皆内部なり。又た内部は王宗と爲ると雖も、列は東部の下に在り。其の國、事に従うに東を以て首と爲す。故に東部、上に居る」とある。これは後代の五部とむすびつけて述べたものである。後代の五部についての記録は、ほんらい『秦使高麗記』にあつたものを引用したと思われる。

五族とは、具体的には本文につづいて示す「五部」を指している。従つて、五族というよりは、五部とすべきであるが、上記のような高句麗の後代の五部と区別する意図もあつて、そのまま「五族」と称することが多い。

なお、『魏志』の五族のうち、最初の「涓奴部」については、上記の『魏略』や『後漢書』では「消奴部」となっている。両者にみえる「消奴部」が正しいとすべきかも知れないが、ここではとりあえず、このまま「涓奴部」としておく。

『三國史記』には、藻那・朱那のように、「那」字のつく集団が見える。または「那部」とするものもある。それを、那集団とよぶが、それは氏族・血縁共同体ではなく、地縁共同体＝地域集団であり、いわば小国である。五族のうち四つまでが、一奴部であるが、この「奴」は、「那」の別の表記であるとみてよい。族・部は、中国人の理解によつて付されたもので、ほんらいの名称とは無関係であろう。『三國史記』の「那部」も、中国での表記をもとに、追記したものと考えられる。韓国の学界では、那集団ではなく、那部とよぶことが多いが、上記のような意味からすれば、那部とよぶのはあまり適当ではない。

高句麗国家は、そのような那集団の連合のかたちで成長していく。那集団の数は、当然五つに限られるものではなく、多数あつたことが確実であるが、五族は、その中の有力なものとして位置づけてよい。

(14) 涓奴部から桂婁部へ

「今」とあるのは、三世紀半ばの魏代のことである。涓奴部から桂婁部への変化がいつのことであつたのか、これだけの材料では判然としなしいし、それ以上の情報もない。

これが王系の変化ということであれば、『後漢書』にみえる宮・遂成から『魏志』の伯固・伊夷模・位宮と、父子相続をつづけていることが知られ、『三國史記』の記録をふまえても、兄弟相続の可能性が見出せるのみで、王系が断絶することは考えにくい。とすれば、宮以前に、そのような変化があつたということか。白鳥庫吉もこの点について「桂婁部の前に涓奴部が高句麗の國主なりしといふ魏志の文に誤なしとせば、此の交代は後漢の和帝の代に当る宮王の前にありしなり。若し又三國史記及び好太王の碑文を信ずるときは、桂婁部の王統は始祖東明王即ち雛牟王の時より始ることとなるべきが故に、王統の交代は此の王の代にありきと爲さざるべからず」とする（「丸都城及国内城考」）。

ただしそれとは別に、この変化を、王系の変化ではないととらえることも可能である。それは、涓奴部の王と桂婁部の王とが、王系としてつながるとみえることを意味するが、当然、那集団の理解とも関わる。特に後文にみえる、伊夷模による「新國」の建設を、それに結びつけて考えるみかたがあり、わたしもそのみかたを支持している。その点は、伊夷模による「新國」建設のところでも、詳論する。

(15) 鼓吹伎人

鼓吹とは、太鼓と笛を指し、それを中心とする音楽をいう。伎人は、そうした楽器を演奏する楽人（その場合、鼓吹の伎人）か、あるいは演奏によつて踊つたりする芸人（鼓吹と伎人）か、明確ではない。

瀧遼一「三國時代の鼓吹楽の文化的意義」（『中国音楽再発見 歴史

篇』第一書房)によれば、次の通りである。前漢武帝代に匈奴から輸入された軍樂で、匈奴では戦争の際にこれを演奏して士気を鼓舞した。しかし、漢においては純粹に軍樂とはいいがたく、中国では天子の鹵簿あるいはその殿庭で奏され、儀式のための音樂であった。また、漢代の鼓吹はその音樂のみが軍樂調であり、三國時代になつてはじめてその音樂およびその歌詞が軍樂調となり、軍歌でもあった。鼓吹曲に用いた樂器としては、簫・管・鼓・鼓角(角笛)がある。漢では元來、天子のみの使用する音樂であつたが、軍樂であることから、勲功者や外国に賜与することも漢代からあつた。三國時代になると、その賜与の風習がますます激しくなり、將軍が鼓吹樂を用いるということになつた。

鄭祖襄「漢代鼓吹樂の起源及其類型」(『中央音樂學院學報』一九八三年四期)によれば、鼓吹樂の種類・分類について、次のようにしている。(一) 儀式音樂。漢代の宮廷の行駕・祭祀・朝會など、あるいは葬儀にも用い、將軍にも与えられた。(二) 宴樂。黃門鼓吹として宮廷の宴席にも使用された。(三) 軍樂。漢代の軍樂は短簫と鏡を主要樂器とする合奏で、短簫鏡歌と称され、また単に鼓吹とも呼ばれ、主として、軍隊の凱歌と娛樂用であつた。(四) 民間の鼓吹樂。歌唱や舞踊の伴奏や百戲にも用いられた。

このように、鼓吹は、漢の皇帝に関わる音樂であり、恩恵として、高句麗にも賜与された、ということであろう。

(16) 朝服・衣幘

朝服は朝會のための衣服で、幘はかぶりものである。幘については、註(25)参照。高句麗令とは、玄菟郡の首縣であり郡治の置かれた高句麗縣の縣令を指す。

(17) 小城

遼寧省新賓県の具鎮から東に五キロメートルの紅升公社白旗堡の西五〇〇メートルの蘇子河岸で、一九七八年に土城が発見された。白旗堡古城とよぶ。城址はすでに破壊されていたが、当時なお輪郭ははっきりしていた。高さ一メートルほどの台地上にあり、ほぼ方形であつた。東西一八メートル、南北一一〇メートルが残っていた。城内からは、繩紋の丸瓦、平瓦の破片や、卷雲紋瓦当、漢代の土器片、礎石、五銖錢、石製排水管片などが採集された。

この土城について、上段台県城や第一玄菟郡の高句麗県城にあてる説もあるが、ここに問題の小城にあてる考えもある(孫進己・王綿厚等主編『東北歴史地理』一卷、黒龍江人民出版社)。ただし遺物相からみれば、集安県城土城・桓仁下古城子古城・通化赤柏松古城などのように、漢城としてすぐに廃棄されたようにはみれない。わたしは、第二玄菟郡の縣城の一つでよいと考える。

(18) 溝漚

高句麗語で、城のことをコルといった。それを漢字で宛てたのが溝漚である。「忽」とも記す。

その語の解釈については、諸説あり、今西春秋「高句麗の城・溝漚と忽」(『朝鮮學報』五九輯)に整理がある。

白鳥庫吉は、当初は滿洲語で國を *gunun* というが、その古語であるとした。のちには滿洲語や蒙古語などで、國とか城とかを意味する語であるとした。今西龍は、朝鮮語の *kol*(州・縣の訓)、日本語の評(コホリ)になつてゐることを述べた。稲葉岩吉は、コルはクラで、クラの存在がコルを形成し、遂に州郡を成した、とする。三田村泰助は、それを發展させて、その溝漚に發して、のちの朝鮮語 *kol*・滿洲語 *gunun* など、すべて同一の語が連続して傳承され、部族・國などの義に使われたものとした。

今西春秋は、溝漣は満洲語の *soo* すなわち「河の流れ」の意で、水辺の土地の意から城塞をあらわす語としても用いられるに至った、とする。また忽はそれとは別で、満洲語の *ho* すなわち「大小の山の狭間」の意とする。両者の相違は、水流が主体となっているか、山の狭間という地形が主体となっているか、であるという。

(19) 對盧がいれば沛者を置かない

武田幸男によれば、「両者は相互に置換できる有力者の官名であり、この對盧が六〜七世紀の大對盧の直接の前身であるからには、それらは最有力の官であったとみてよい」「五部を中心とした支配者共同体を代表する諸加階級であり、それゆえ両者の上下序列を重視するよりは、その階級的共通性に着目すべき」とし、その後の変遷をふまえて、「初期の對盧は沛者と対立・競合する大加階級の称号のひとつであったが、まず沛者が消え、對盧の後身は武力を行使するところに集約される形で特筆されるようになってきた。就任時に国王に対して認められる大對盧の自立性は三世紀以来一貫して保持されてきているが、それは単に残った大對盧だけの特性を意味するにとどまらず、それを最高官位として構成された高句麗官位制全体の特質をも暗示するであろう」とする（『高句麗史と東アジア』）。この最後の点は、後代まで大對盧が最高の官位として存在し、特に『高麗記』（『翰苑』註所引）に「國事を惣知し、三年に一たび代る。若し職に称えば、年限に拘らず。交替の日、或いは相い祇しむ服せずんば、皆な兵を勸えて相い攻め、勝てる者をば之と爲す。其れ王は但だ宮を閉じて自ら守り、制禦する能わず」とあることに拠る。

(20) 古雛加

古雛加もすでにみたように、諸大加の身分標識であり、ここで具体的な対象を記している。それは、王族すなわち桂婁部の大加、かつて国王

を出した涓奴部の直系の大人、王妃族である絶奴部の大加などである。『三国史記』では、「古雛加」としているが、いくつか例がある。

①大祖大王【或いは國祖王と云う】。諱は宮。小名は於漱。琉璃王の子古雛加再思の子なり。母太后、扶餘人なり。慕本王薨じ、太子不肖にして以て社稷を主るに足らず。國人、宮を迎えて繼立せしむ。王、生まれながらにして目を開き能く視ゆ。幼くして岐嶷なるも、年七歳なるを以て、太后垂簾して政を聽く。

②（大祖大王）二十二年（七四）冬十月、王、桓那部沛者薛儒を遣わし朱那を伐たしむ。其の王子乙音を虜とし、古雛加と爲す。

③美川王【一に好壤王と云う】。諱は乙弗【或いは憂弗と云う】。西川王の子たる古雛加咄固の子なり。初め烽上王、弟咄固に異心有るを疑い之を殺す。子の乙弗、害を畏れ出遁す。

これらの例からみれば、①と③が琉璃王の子再思および西川王の子咄固で、王子として、王族に該当するが、②の朱那の王子乙音は、朱那が、涓奴部・絶奴部に該当するとは思えず、対象範囲がもう少し広がるかとみられる。

(21) 王妃族

『三国史記』によれば、二世紀後半から三世紀前半にかけて椽那から王妃が出ている。その点からみれば、椽那がこの絶奴部にあたることになるが、単純に同定してよいかどうかはわからない。

(22) 椽京

京は地面の湿気を避けるために高床にした倉庫を指す。正倉院のような校倉造りの建物を連想させる。『周書』百濟伝によれば、百濟には、内官一二部司の中に、内掠部・外掠部がみえる。これは内掠部・外掠部の誤りとみられ、椽すなわちクラを管轄する部署と考えられる。稲葉岩

古『釋椋』を参照。

麻線溝1号墓・徳興里古墳などの壁画に、高床式とみられる倉庫が描かれている。

(23) 跪拜の礼

『後漢書』高句麗伝には「跪拜には一脚を曳き、行歩は皆な走る」とあり、『魏書』高句麗伝には「跪拜には一脚を曳き、行歩は走るが如し」とあるように、『魏志』の「申」が「曳」となっている。両者は字形がよく似ており、いずれかの誤りとも考えられるが、具体的には、両手をついて、片方の脚をうしろに伸ばす拜礼のしかたとみられる。とすれば、うしろに曳く、という場合にも、同じ行為を説明している、とみることも可能である。

(24) 東盟

三品彰英「朱蒙神話と高句麗王の祭政」(『古代祭政と穀霊信仰』三品彰英論文集五卷)によれば、「この東盟の祭儀は、岩屋(隧)の神を王都の東郊の水辺に迎える祭礼で、国王みずからが親祭した国家的大祭であり、その一大行列には貴族大官が美しく着飾って参加したという」「この十月に行なわれた高句麗の東盟祭が収穫祭であることはいうまでもない。『宋史』列伝高麗条に「國東に穴有り、歳神と号す。常に十月望日を以て迎祭す」と記しているように、東盟の祭神は歳神すなわち穀神であったことを伝えている」「『魏志』の記事によれば、この祭の神は常には隧穴の中にあり、祭礼の時に至って迎えられて国都の郊外に移されるという、いわゆる迎神渡御の行事であった」とする。

それに対して三田村泰助「朱蒙伝説とツングース文化の性格」(『清朝前史の研究』東洋史研究会)は、発生的にみると、そうは断定できない、とする。韓伝には、「五月に種をまき、訖つて鬼神を祭る」「十月に農功

が終わると、亦たこのような行事をなす」とあって、後者は確かに秋の収穫祭で、前後の記事は春秋における農耕行事を記しているとみることが出来る。しかし、そうした韓族の場合と異なり、ツングース系の民族の祭儀については、農耕行事に結びつけた記述をとっていない。高句麗と同種の濊族は、「十月の節、天を祭り、昼夜歌舞飲酒す。これを名づけて舞天となす」とあり、扶餘では、「殷の正月を以て天を祭り、國中大いに會し、連日飲食歌舞す。名づけて迎鼓という」とある。高句麗・濊では十月となっているが、扶餘では殷の正月で、『後漢書』では「臘月を以て天を祭る」とあるから、一二月の臘祭の義と解せらる。臘祭とは冬至の後、歳の終わりを以て禽獸を獵し、先祖の祭をするもので、漢族では古くからあり、狩獵時代の遺制とみられる。扶餘系民族の祭天の祭儀は、発生的には冬祭の義に解すべきではなからうか、とする。

この点は、(Ⅱ) 夫餘の註(19)にも述べたが、臘祭自体の発生的史的検討は別にして、漢族の臘祭を受容したとした場合に、夫餘ではどうであったかが問題である。夫餘は、単純に狩獵民とはいえず、そうした発生的意義も含めて受容したのかどうか。さらに高句麗の場合、それ自体に、臘祭に結びつくような記述はなく、ただ高句麗と夫餘との一般的な理解にもとづく関係から、夫餘に通じるものとみること、ほんらい一〇月の祭儀であったとすれば、臘祭とは無関係の、やはり収穫祭とみるのが穏当であろう。

(25) 幘・折風

幘・折風はともに男子のかぶりもので、本文によれば、幘は大加・主簿の、折風は小加の、というように、差があったようである。ただし、この場合は、ともに支配層といえるが、『翰苑』註所引の『梁元帝職貢圖』には、

高麗の婦人は白を衣る。而るに男子は紅錦を衣、飾るに金銀を以てす。

貴者は幘を冠し、而して後ろに金銀を以て鹿茸を爲り、之を幘の上に加う。賤者は折風を冠す。

とあり、梁代においては、貴賤で分けられたことになる。賤がどこまでを指すのかわからないが、魏代の大加・小加の差と異なることはまちがいないであろう。

なおここで「後ろに金銀を以て鹿茸を爲り」とするものは、一般に鳥羽冠とよぶ、高句麗独特のかぶりものである。

幘は、中国にもみられ、冠の下か、または単独でかぶる頭巾を指す。『説文』には「幘、髪に巾有るを幘と曰う」、『説文通訓定聲』に「幘。續漢書輿服志、古えは、冠有りて幘無し。秦に至りて乃ち武將の首飾を加えて絳帟と爲し、以て貴賤を表す。漢文の後ち、上下羣臣皆な之を服す。按ずるに、元帝の額に壯髪有り、人をして見しむるを欲さず、始めて幘を進めて之を服す。然れども尚お巾無し。今の半頭幘が如きのみ。王莽、髪無し。乃ち巾を施す。故に語りて曰わく、王莽禿げて幘もて屋を施せり、と」とある。『独断』下には、「幘は、古えの卑賤にして事を執るも冠せざる者の服する所なり」とある。

『南齊書』卷五八・高麗國伝には

高麗の俗、窮袴を服し、折風の一梁なるを冠す。之を幘と謂う。

とあり、これによれば「折風の一梁なる」ものが幘ということになる。折風（折風）は、中国の服飾史にはあらわれず、高句麗独特のかぶりもののように、それ自体がよくわからないが、冠帽に用いる梁が一本のもの、幘といったことであろう。また逆に折風は、梁が一本ではないものを指すことになる。

(26) 隧穴

「隧神」は、『後漢書』では、示扁になっている。三品彰英は、「木隧」となっているが、それでは意味をなさず、禾扁の誤りであろう、「隧穴」隧

神」の「隧」字にひかれて誤記（誤写）したものである、とする。そして禾扁の字は、禾穂の秀でる貌をいう語であるから、木で象った穀穂か、あるいは木に穀穂を結びつけたものか、いずれにしても穀穂を象徴したものと解してよからう、とする。

集安市街の東北一七km、太王郷上解放村の禾洞子溝で、一九八三年五月に二つの洞窟が確認された。『集安県文物志』および賈士金「集安の歴史文物と高句麗遺跡」(『好太王碑と高句麗遺跡』読売新聞社)によれば、一つは鴨緑江から四〇〇m離れた山腹にある。入り口が東南に向き、高さ一〇m、幅二五m、奥行き二〇mの洞窟で、入り口の前には三〇m×二〇mの平坦な台地があり、百人余りの人が活動することができる。台地の下は断崖で、上に立てば、鴨緑江を望むことができる。もう一つは、その岩洞から西側の山道を約一〇〇m登ったところで、入り口は東南に向き、高さ六m、幅二〇m、奥行き一六mで、東北側にも抜けることができる。洞内の底は平坦で、頂部は弓形になっており、洞内には百十人を収容することができる。現地ではこれを通天洞とよんでいる。洞の前には、約三〇〇平方mの開けた地があり、四面は、群山幽谷・奇峰奇岩である。

これは、『魏志』などの文献にもとづいて、そこにみえる「隧穴」を集安県(当時)文物普查隊が探し求めた結果であり、通天洞内にある天然の石台を、木隧を置いた神座ではないかとしている。同年一〇月には、県級の文物保護単位に指定された。

この洞窟が、果たして『魏志』にみえる隧穴にあたるものかどうかは、何ともいえないが、確かに記述とは合致するといえる。ただし、神座は、「隧穴」の中に求めるべきではなく、またもしここで祭祀がおこなわれたとするならば、それに関わる遺物が発見されてしかるべきである。今のところ、そうした点は不明であり、今後の検出に期待すべきであろう。

(27) 婚姻

錢帛について、張承斗はかつて、女家で娘のために準備しておく婚資とみた(『朝鮮原始種族の婚姻』『朝鮮』二八一・二八二号、一九三八年)のに対し、盧泰敦は、婚姻の時に男家から女家に送り、新婚初に一旦婿屋の横に置いていた一種の bride wealth 婚納金とみる(『高句麗初期の娶嫁婚に対する一考察』『金哲俊博士華甲紀念史学論叢』知識産業社、一九八三年)。それは、一種の新婦代という。ここでは、ひとまず、盧説に従い、「(男の家は)」と補っておく。

ここには労役はみられないが、北アジアには、結婚当初の一定期間、婿が妻家で労役に従事する婚姻習俗、つまり「労役婚」(marriage by service)の習俗があった。『後漢書』烏桓伝では、「其の嫁娶は、則ち先ず女を略し情を通じ、或いは半歳、或いは百日して、然る後ち、馬・牛・羊を遣送し、以て聘幣と爲す。婿、妻に隨いて(妻の)家に至る。……妻家の僕役を爲すこと一二年にして、妻家は乃ち更めて厚遣して女を送る。居処財物は皆、(妻家が)分辦す」とあり、また『旧唐書』室韋伝では、「婚嫁の法は、男が先ず女舎に就り、三年役力し、因りて其の婦を親迎するを得。役日が已に満つれば、女家は其の財物を分かち、夫婦は同じ車に乗りて鼓舞して共に帰る」とある。

今日のエヴェンキ族についても、「期限つき入贅は、往々にして、女家の家長が老年で病気がちであったり、息子の年齢が幼少な家で見出される。入贅の期間は、おもに男の子が生産に参加することと関わっている。期限が満ちたのち、妻子儿女を連れて岳父の家を去る」(烏丙安『中国民俗学』遼寧大学出版社、一九八七年)という。

烏丙安によれば、期限つき入贅は、二種類あったという。
 (一) 期限が満ちたのち、女婿(贅婿)が自家(B家)に妻子を引き連れて帰る場合。これが、期限付き入贅たる労役婚の通常の形式。

(二) 期限が満ちたのち、女婿は妻家(A家)の近くに世帯を構え、妻家の援助のもとに生活する場合。これは、女婿の実家(B家)が貧しかったり、自分の親がすでに亡くなっていて、実家では十分な生活の基盤がないときにおこなわれる。

このような習俗は、日本でも東北地方にあった「年期婚」によく似ている(江守五夫『日本の家族慣習の一流流としての中国北方民族文化』日本の家族と北方文化』第一書房、一九九三年)。

高句麗の場合、労役婚といえるかどうかはわからないが、あるいは類々の習俗といえるかも知れない。

(28) 淫

『太平御覧』卷七八三所引の『魏略』によれば、「其の俗、淫汚にして相奔誇す」とある。中国的な礼とは異なる場合に「淫」を遣うことが多いようである。

(29) 墓制

『太平御覧』卷七八三所引の『魏略』によれば、「其れ死するや、葬るに槨有りて棺無し。停喪すること百日」とある。

夫餘と異なり、高句麗には、積石塚(つみいしづか)という、独特な墓制があった。記事にいう「石を積んで」造る墓は、この積石塚を指すものである。

高句麗の興起は紀元前一世紀初とみられるが、それに近い時期から、積石塚が造られていたものと考えることができる。高句麗史の展開と、積石塚の変遷は、密接な関係があるといえる。

積石塚の変遷過程については、諸説あるが、東潮の分類(東潮・田中俊明『高句麗の歴史と遺跡』)に従えば、まず次のように分類される。

第一類型(無基壇円丘石槨積石塚) 不正形な楕円形・円形積石塚。

河原石・山石を円丘形に積み上げた墳丘で、一定の区画と段（壇）築をもつ。方形化以前の段階のものと位置づけられる。埋葬施設は石槨で、墳丘の上部に構築される（例…蓮舞里二号墳、雲坪里四一八号墳、雲坪里四一九号墳、深貴里七八号墳、下活龍八号墳など）。

第二類型（方壇付き円丘石槨積石塚） 円形・円丘形の無基壇積石塚に方形壇が付設するもの。壇は小口積みである（雲坪里四一六号墳、松岩里三三・八八・一〇六号墳、高力墓子二三（二五号墳など）。方壇階梯接続積石塚に継承されるのであろう。

第三類型（方壇石槨積石塚） 一墳丘単槨墓をA、複槨墓をBとする。墳丘基底部に方形基壇が形成されるもの（下活龍五号墳ほか）。基壇基底には不定形な割石と整形加工石（直方体）が用いられる。この類型は初期積石塚の典型である。

第四類型（方壇階梯石槨積石塚） 二段以上の方（長方）形の基壇積石塚（雲坪里四一三号墳、南坡洞三三・二四二号墳・禹山下三二八三・三三〇五号墳など）。割石積み、板石積み、切石積みの基壇がある。単槨墓をA、複槨墓をB（禹山下一三四〇号墳）とする。

第五類型（方壇階梯石槨接続積石塚） 方（長方）形基壇が接続するもの（松岩里四五・五六号墳、深貴里九九号墳など）。「方壇階梯積石串墓」とよばれるものであるが、特徴的であり、類例も増加しているため、一類型として設定しうる。三A類型の方壇石槨（複）積石塚をふくむものがある（禹山下三三三三・三三二四一号墳など）。

第六類型（方壇階梯石室積石塚） 埋葬施設が横穴式石室の積石塚。一石室（A）が基本であるが、二～三室が並立する例（B）がある（禹山下二八九一号墳）。切石布積み基壇が出現する。羨道と玄室からなる単室墓（將軍塚、兄塚）と有龕單室墓（西崗一〇号墳、折天井塚、舎長里一号墳など）に大別される。天井構造は穹窿状天井式と平天井式がある。長方形の長大な積石塚の例も知られる（禹山下三一〇五号墳な

ど）。

第七類型（方台形石室積石塚） いわゆる「封石洞室墓」をいう。「洞室」と「横穴式石室」が同一概念と解釈されるからである。石室封土墳の影響とみられるが、石室は墳丘基底（地表面）に構築される（高力墓子二一號墳ほか）。

第八類型（方壇石室封土墳） 方形の封土墳の基底に列石をめぐるもの。方壇積石塚の伝統を継承したもの（伝東明王陵、漢王墓、土浦里大塚、湖南里四神塚）。將軍塚以後、五世紀後半以降の限定された墓制として遺存する。

第九類型（石室封土墳） 四世紀中葉頃に出現し、渤海期まで存続する。これらは、それぞれ次のような年代と推定される。

第一類型 紀元前一世紀から三世紀まで。

第二類型 紀元前後。

第三類型 三世紀前半から五世紀代。

第四類型 二世紀まではさかのぼる。五世紀中葉まで。

第五類型 三世紀後半ごろから。第四類型の出現後。

第六類型 四世紀後半には出現。五世紀前半まで。

第七類型 六～七世紀に鴨緑江流域で発達。渤海期まで。

第八類型 平壤遷都後に大同江流域で。將軍塚系列。

第九類型 四世紀中頃に出現。渤海期まで。

なお、初期の積石塚の分布状況をもとに、那集團の分布を考えるみかたがあるが、それは有効であろう。ただし、桓仁地域においても、ようやく分布状況が少しわかってきた段階であり、まだまだ情報不足である。今後の重要な課題となろう。

(30) 馬

『太平御覽』卷七八三所引の『魏略』では「馬の小なるに騎る。山に

登るに便あり」としている。

高句麗の馬については、『魏書』高句麗伝に「三尺の馬を出だす。本と朱蒙の乗る所の馬種なりと云う。即ち果下なり」とあり、小さい馬であったことを記す。果下とは、果樹の下を通ることのできる馬ということである。

このほか、『太平御覽』卷三五九・兵部・障泥には、「肅方等三十國春秋に曰わく、高句麗、千里の馬・生麗皮・障泥を以て南燕に獻す。燕王、大いに悦び、答うるに水牛・能言鳥を以てす」というように、「千里馬」がみえ、また『宋書』高句麗伝には「高句麗王高璉、晉の安帝義熙九年(四一三)、長史高翼を遣わし表を奉じて楮白馬を獻せしむ」というように、「楮白馬」がみえる。

高句麗が馬を獻じたという記録は、ほかに、『宋書』高句麗伝に「元嘉十六年(四三九)、太祖、北討せんと欲し、璉に詔して馬を送らしむ。璉、馬八百匹を獻ず」とあり、『三國史記』には、安藏王五年(五二四)十一月条に「使を遣わし魏に朝し、良馬十匹を進めしむ」とある。

上記の『魏書』の「本と朱蒙の乗る所の馬種なりと云う」という所伝と関連して、朱蒙と馬については、同書にも、「(夫餘王)之(朱蒙)に命じて馬を養わしむ。朱蒙、毎に私(ひそ)かに試み、善悪有るを知り、駿なる者は食を減らして瘦せしめ、駑なる者は善く養い肥らしむ。夫餘王、肥えたる者を以て自ら乗り、瘦せたる者を以て朱蒙に給す」というような有名な伝承があり、当初より馬と関わり深いことを示している。しかし、『翰苑』註所引『高麗記』には、「馬多山、国の北に在り。高麗の中、此の山最大なり。卅里の間、唯だ匹馬の通じのみ。雲霧、歎丞し、終日霽れず。其の中に多く人參・白附子・防風・細辛を生ず。山中には南北の路有り。路の東に石壁有り。其の高さ数仞。下に石室有り、千人を容るるべし。室中に二穴有り、深淺を測る莫し。夷人の長老相伝えて云う、高麗の先祖朱蒙、夫餘より此れに至る。初め未だ馬あらず。行き

て此の山に至り、忽ち群馬の穴中より出ずるを見るに、形小さく疆駿なり。因りて馬多山と号す(以下、欠)」とあり、朱蒙がやってきた当初の高句麗には馬がなかったということになる。

(31) 沃沮・東濊

沃沮については、高句麗伝の次の東沃沮伝、濊についてはそのあとの濊伝に詳しく記述する。東沃沮伝には「國小さく大國の間に迫り、遂に句麗に臣属す」とみえ、濊伝には「単単大領より以西、樂浪に属す。領より以東の七県、都尉、之を主る。……漢末、更めて句麗に属す」とみえている。東濊とするのは、単単大領より東の濊を指すものと考えられる。

(32) 西安平県

『漢書』地理志には、遼東郡の属県一八のうちの一県としてみえている。遼寧省丹東市の東の郊外の九連城鎮の、鴨緑江と濊河との合流点に形成された中洲の中の濊河上尖村で、一九六一年に方形の土城が発見された。東西の幅約五〇〇m、南北が約六〇〇mで、東北と西南の角が比較的よく残っていた。

その後一九七六年になって、現地の農民が、そこで漢代の瓦当を発見した。直径一二・五cmあり、「安平樂未央」の銘があった。「樂未央」とは、漢代において「長樂未央」「安樂未央」などのように用いられた吉祥句であり、「安平」は、西安平を指すものと考えられる。すなわち、これによって、この土城が西安平県の県城址として問題ないことがわかった。ただし、「安平」としかないため、報告者は西安平県はもととも西安平県ではないかとしている(曹汎「濊河尖古城和漢安平瓦当」『考古』一九八〇年六期)。

この西安平県と高句麗との関係を示す記事がいくつか残されている。

呉王孫權が公孫淵と通じ、使者を派遣したところ、淵が変心して魏に通じたためにその使者を殺し魏に送った。その時に随行してきたものたちのうち六〇人ほどを玄菟郡に抑留したが、彼らが逃げ出して高句麗を頼った。高句麗では彼らを呉に送り届け、呉では、あらかじめ高句麗に使者を派遣し、高句麗王の宮を単于とし、衣服珍宝を賜与しようとした。その時の呉の使者が「安平口に到り、先に校尉陳奉を遣わし、前に宮に見えんとす。而るに宮、魏の幽州刺史の諷旨を受け、令して呉使を以て自ら效せしむ。奉、之を聞きて到還す。宮、主簿祚咨・帶固らを遣わし、安平に出でて宏と相見えしむ。宏、即ち三十余人を縛得し之を質とす。宮、是に於て謝罪し、馬數百匹を上る。宏、乃ち咨・固を遣わし詔書・賜物を奉じて帰りて宮に与えしむ。是の時、宏の船小さく、馬八十匹を載せて還る」とある。

また魏の高句麗侵攻の口実になったのは、高句麗が二四二年に西安平を寇したことであった(高句麗伝)。それについては、後述する。

高句麗が西安平県を奪取したのは、四世紀の後半であろう。遼東郡全体の確保も四世紀後半、三八〇年代に一旦、と考えることができる。

(33) 小水貊

大水が鴨緑江を指すことは問題ない。いっぽう小水については、渾江にあてる考えがある。別名佟佳江・佟家江で、通化・桓仁を通り、鴨緑江に合流する河である。しかし、西安平県は、前項のように、鴨緑江の河口から少し入った饒河尖古城がその跡であり、それを基点にすれば、果たして渾江がその北にある河といえるのかどうか疑問である。また南流して海に入るといふのも符合しない。

ところで、後文にみえる、拔奇と伊夷模の兄弟間の争いで伊夷模が新國を作ったのに対して、拔奇は沸流水にとどまった、という事実をもとに、沸流水に依拠した勢力を小水貊ととらえようという意見がある。『魏

志』の時点で、大水の高句麗以外に別に高句麗國があったとすれば、その拔奇の系統の旧國とみるのが、最もふさわしいように思える。そしてその場合、小水とは沸流水ということになるが、沸流水は渾江(富爾江との合流点あるいは、富爾江を主流とした)を指すと考えられるから、この意見は当然、渾江説の立場に立つことになる。しかしそれは、河そのものの理解としては問題があるといふべきである。

ほかには、この西安平県址から、鴨緑江を少しさかのぼったところで、鴨緑江に合流する、蒲石河にあてる考えもある(池内宏「曹魏の東方経略」『滿鮮史研究 上世第一冊』。「海に入る」を重視すれば、むしろすぐ横を流れる饒河のほうがふさわしいように思う。蒲石河と饒河との間に安平河もあるが、これらはともに南流する。しかし蒲石河・安平河の上流において、高句麗の山城は確認されておらず、つまり後代になっても、高句麗の根拠地がここに形成されたとは、今の材料ではみることができない。

それに対して饒河の場合には、上流に、のちに鳳凰山山城が築かれるなど、拠点となっていくが、ただしこの時点では、遼東郡の武次県がそこに存在していたと考えられるから、これも問題が残る。

結局、小水貊が具体的にどこに勢力をもっていたのか、小水がどこにあたるのか、よくわからない。

(34) 王莽の初め

王莽は、漢の元帝の皇后(元后)の一族で、その関係で勢力をもち、紀元後九年に政権を篡奪し、新を建国した。

このできごとは、始建國四年(一一二)のことで、王莽の建國四年目であった。『漢書』卷九九中・列伝第六九中・王莽に、次のようにみえている。

始建國四年。是れより先、莽、高句麗兵を發す。當に胡を伐つべきも、行かんと欲せず。郡、之を強迫するや、皆な亡げ塞を出で、

因りて法を犯し寇を爲す。遼西の大尹田譚、之を追撃し、殺す所と爲る。州郡、咎を高句驪侯駒に歸す。嚴尤奏言すらく、「貉人法を犯すは、騶より起こらず。正に它心有り。宜しく州郡に令して且く尉安せしむるべし。今猥りに被すに大罪を呂てすれば、恐るらくは其れ遂に畔かん。夫餘の屬、必ず和する者有り。匈奴、未だ克たず。夫餘穢貉、復た起こる。此れ大いに憂いなり」と。莽、尉安せず。

穢貉遂に反す。尤に詔して之を撃たしむ。尤、高句驪侯駒を誘う。至れば焉を斬り、首を長安に伝う。莽、大いに説び、書を下して曰わく、迺者(さきに)命じて猛將を遣わし共に天罰を行い、虜知を誅滅し、分かちて十二部と爲し、或いは其の右臂を斷ち、或いは其の左腋を斬り、或いは其の胸腹を潰し、或いは其の兩脅を袖く。今年の刑は東方に在り。貉の部を誅するに、先に縦いままにす。虜駒を捕斬し、東域を平定す。虜知、殄滅するは、漏刻に在り。此れ乃ち天地・羣神・社稷・宗廟の佑助の福なり。公卿・大夫・士民、心を同じうして虜虎の力を將率す。予、甚だ之を嘉す。其れ高句驪を更名して下句驪と爲し、天下に布告し、咸な知らしめよ」と。是に於て貉人、愈々邊を犯し、東北と西南夷、皆な亂る、と云う。莽の志、方に盛んなり。呂て四夷吞滅するに足らずと爲す。古えを稽うるの事に専念す。

『魏志』の記述は、この『漢書』王莽伝を節略したもので、史料的にこれを出るものではない。ただし、一部、改変するところがあり、読み方も若干変えざるを得ない。

(35) 塞

高句麗族が集住していた城塞があったのか、あるいは戦国時代の塞を指しているのか、不明である。ここで徵発の対象となっている高句麗人が、高句麗族の全体を指すのか、あるいは漢に隷属していた高句麗人が、

塞の中にいたのか、その点も不明である。遼西の大尹が関わっている点からすれば、遼西に近い地域におけるできごとであったとみることもできる。その場合は、遼西地域において隷属高句麗人を城塞に居住させていた、とみるべきかもしれない。

(36) 遼西の大尹

大尹は、郡の太守を、王莽が改称したものの。王莽は、『周禮』にもとづく政治をめざし、官名・地名等、『周禮』によって改称している。太守↓大尹もその一環であった。

(37) 句麗侯駒

『漢書』では、上記のように「高句驪侯駒」となっている。『後漢書』高句驪伝でも、「騶」である。「駒」はまちがいであろう。その場合、字形が似ていることから、筆写の際の誤りということであろう。

高句麗の首長の名が記録されたのは、この駒が最初である。高句麗の始祖は、『広開土王碑』では「鄒牟王」、『魏書』高句麗伝では「朱蒙」としている。新羅の『文武大王陵碑』にも「朱蒙」とみえる。『三國史記』高句麗本紀では、「諱は朱蒙」とした上で、註に「一に鄒□と云う。一に衆解と云う」とある。また『三國史記』新羅本紀によれば、新羅の文武王が、安勝を高句麗王に封ずる冊書で「大(太) 祖中牟王」としている。『新撰姓氏録』に、「百濟の都慕王の後孫、というように家系を伝えるものがあるが、この「都慕王」も、高句麗の始祖を指している。

これらは、鄒牟⇨朱蒙⇨中牟⇨都慕で、すべて普通といえる。この時の高句麗侯の名が「騶」であるとすれば、それもまた通じるといえる。『広開土王碑』や『魏書』は、始祖の存在した絶対年代を伝えているわけではない。『三國史記』は、紀元前三七七年に建国したとしている。現実の高句麗の興起は、紀元前一世紀の初めと考えられるが、だからと

いって鄒牟・朱蒙が、その時点で確かに存在したというわけではない。

『広開土王碑』以下の記録は、『漢書』よりはかなり新しい。従って、『漢書』の「騶」が、鄒牟・朱蒙以下の記述のもとになっている、と考えることもできるが、ことさらとらわれる必要はない。また「騶」その人が、そのまま高句麗の始祖であったと考える必要もない。ただ、鄒牟・朱蒙の語義が「善射」であるとすれば、『魏書』高句麗伝、「騶」の由来も、同様に考えることがそうした語義に求めることはできる。

なお、『三國史記』では、瑠璃王三十二年（一一二）条に、主に『漢書』から、この記事を引用しているが、この時に殺されたのは、「我が將延丕」であったとして引用している。『漢書』等を引用したのは、『三國史記』編纂時である可能性が最も高いが、「我が將延丕」の名は、それ以前の段階からあったと考えることもできる。ただし、そうした古記録が、国内的に残っていた、ということではなく、『三國史記』編纂以前の段階における、中国史書引用の際に、置き換えた、という可能性をいつているのである。そうした置き換えについては、自国の首長が殺されたはずがないという愛国意識からなされた、という見方もあるが、係年が瑠璃王三十二年であり、騶を瑠璃王とすることも、またその年に王が死んだとすることも不可能であったために、便宜的におこなった、という見方もできよう。

(38) 候國

『漢書』には、「高句麗を更名して下句麗と爲し」たというように、改名を伝えるのみであるが、『魏志』は、ここで「候」であったとし、次項のように、後漢になって初めて「王」になった、とする。それに対して『後漢書』高句麗伝では、「高句麗王を更名して下句麗侯と爲し」というよう、この時に「王」↓「侯」という格下げがあったとし、次の項でみるように、後漢初に「王」にもどった、とする。両者は、まったく対立するものであり、いずれかが誤りということであるが、この場合、

いずれが誤りであるかはわからない。

王莽は、(Ⅱ) 夫餘の註(46)でとりあげたように、次のような措置をとっている。そこにみられるように、句町王および西域の諸王に対しては、王↓侯への降格措置をとっているのであり、高句麗に対してこの時、そのことがみえていないのは、あるいははまだ王と認められていなかったということかと思われる。上記の事件に際して、高句麗侯とされているのがどうしてかはわからないが、『魏志』の理解のように、この時(事件のあとということではなく)に、初めて侯として認知されたということかも知れない。

(39) 光武帝八年

『後漢書』卷一下・光武帝紀第一下・建武八年条に「十二月、高句麗王、使を遣わし貢ぎを奉ぜしむ」とあり、高句麗伝には「建武八年、高句麗、使を遣わし朝貢せしむ。光武、其の王號を復す」とある。

(40) 殤安の間

殤安の間とは、殤帝(在位一〇五―一〇六)と安帝(在位一〇六―一二五)の時代をいう。この間における、高句麗と遼東郡・玄菟郡との抗争は、以下のように、実際たびたびみられるが、本文でこれにつづく記事は、③で示すように、一一一年のことであり、ここでは具体的には、一〇五年の侵攻を指しているとみるべきかも知れない。

①一〇五年

『後漢書』卷四・和帝紀・元興元年(一〇五) 春条に「高句麗、郡界に寇す」、同秋九月条に「遼東太守耿夔、貊人を撃ちて之を破る」とある。同書高句麗伝では、「和帝元興元年(一〇五) 春、復た遼東に入り、六縣を寇略す。太守耿夔、之を撃破し、其の渠帥を斬る」とある。なお、殤帝の即位は、この年の一二月であり、事件そのものは、まだ和帝の時

代ということになる。

このとき戦勝した歌夔は、遼東郡治の南門附近にそのことを記念した碑を立てた。『翰苑』註によれば、「高驪記を案するに、故城の南門に碑有り。年久しく淪没し、出土すること數尺。即ち歌夔、之に碑する者なり」とある。ここで故城とするのは、この『高驪記』の時代（七世紀なかば）にはすでに遼東郡はなく、高句麗の遼東城となっていたためであるが、それだけではなく、高句麗の遼東城は、遼東郡治であった襄平県城そのままではなく、別の城として築造したものとみられる（ほぼ同じ位置における築城である可能性も含めて）。

この侵攻に関連して、玄菟郡の郡治が移動したという見方がある。『後漢書』卷二三・郡国志五・幽州・玄菟郡には、「六城。戸一千五百九十四。口四万三千一百六十三。高句驪、遼山、遼水出づ。西蓋鳥。上殿台。高頭、故と遼東に属す。候城、故と遼東に属す。遼陽、故と遼東に属す」とあり、遼陽に対する分註に「東觀書。安帝即位の年、三県を分ちて来属せしむ」とある。「東觀書」とは『東觀漢記』のことで後漢王朝の正史、安帝即位の年は一〇六年、三県とは、もと遼東に属していたという高頭・候城・遼陽の三県を指している。この記事によれば、それらが、一〇六年に遼東郡から玄菟郡に改属され、玄菟郡は六県で構成されるようになったことがわかる。『後漢書』卷八一・陳禪伝には、陳禪が永寧元年（一二〇）に「玄菟候城の障尉」になったことを記しているが、候城県がすでに玄菟郡に属していることが確認できる。

玄菟郡は、最初に設置（前一〇七）されて、早くも前七五年に郡治を現在の遼寧省新賓県の永陵鎮古城に移している（第二玄菟郡）。その後、『魏志』東沃沮伝には、第二玄菟郡について「今の所謂の玄菟の故府、是れなり」としており、魏代にはすでに、「故府」ではない、「今の玄菟の府」が存在することを示している。その郡治は、現在の遼寧省撫順市の労働公園古城と考えられるが、いつ移動があったのかは、明確ではな

い。

それについて、この三県改属の記事をもとに、白鳥庫吉・箭内互は、「玄菟郡治の西徙は此年若くは其前後なりしならん」とし、その背景として、一〇五年から一二一年に至る間における高句麗の侵略をあげた（『漢代の朝鮮』南満洲鉄道株式会社『満洲歴史地理』一卷、丸善、一九四〇年九月再版）。池内宏は、その点をより積極的に論じ、「安帝即位の年の玄菟郡の管轄区域の変更は、実は郡治の移転を意味するものであり、そうしてそれは其の前年（元興元年）に於ける高句麗の入寇の直接の結果であらうといひたい」とする（『玄菟郡の属県高頭の遺址』『満鮮史研究』上世第一冊）吉川弘文館、一九七九年）。

しかし『後漢書』の記事は、遼東郡に対する侵攻ではあるが、玄菟郡が対象に含まれていたわけではなさそうである。遼東郡に属する三県が玄菟郡に改属されたのは、上記の記事どおりに、一〇六年と認めて何の支障もない。そこで、ちょうどその前年におこった高句麗の遼東郡侵攻が、その契機となったと想像することは容易である。しかし、玄菟郡治の移転がそれにとまなうものであったといえる材料は何もないのである。

改属された三県の位置をふまえれば、郡治がそれまでの永陵鎮古城のままの第二玄菟郡に改属されたものとみるのは無理であり、かならず移転したのちの玄菟郡に改属されたものにちがいない。

したがって、ここでいえるのは、三県改属の一〇六年までに郡治は移っていたはずであり、一〇六年は下限を示すにすぎない、ということである。移転の契機としては、やはり高句麗の侵攻を想定すべきであろう。

ただし、これ以前において、高句麗が玄菟郡に侵攻したことを記す記事はない。わずかに『後漢書』卷一下・光武帝紀一下の建武二五年（四九）春正月条に「遼東の徹外の貊人、北平・漁陽・上谷・太原に寇す。遼東太守祭彤、招いて之を降す」、『後漢書』高句驪伝に「建武二五年（四九）

春正月、句驪、右北平・漁陽・上谷・太原に寇す。遼東太守祭彤、恩信を以て之を招き、皆な復た塞を款く」とあり、玄菟よりも西の諸郡に侵攻したことを伝えるのみである。

一〇六年に先だって、それに近い時期に、玄菟郡治が移動する契機となった事件があり、そのことは記録されなかった、とみるしかない。

② 一一一年

『資治通鑑』卷四九・漢紀四一・孝安上・永初五年（一一一）条に「高句驪王宮、濊貊と與に玄菟に寇す」とある。ただし、『後漢書』には、そのことを伝えていない。同年のこととしては、「玄菟に屬せんことを求めしむ」という記事があり（次々項）、『魏志』高句麗伝本文にも、その対応記事がみえている。『資治通鑑』の典拠は不明である。

③ 一一八年

『後漢書』卷五・安帝紀・元初五年（一一八）夏六月条に「高句驪、濊貊と與に玄菟に寇す」、『後漢書』高句麗伝に「元初五年（一一八）、復た濊貊と與に玄菟に寇し、華麗城を攻む」とある。

④ 一二二年

この年の侵攻については、『魏志』高句麗伝本文に記す、遼東太守蔡風・玄菟太守姚光の登場する記事が対応する。

(41) 高句麗王宮

高句麗王として、「騶」について中国史書に記録されたのが、宮である。その係年で最も古いのは、この一〇五年であるが、『後漢書』の当該記事では（前項①）、「宮」の名はみえていない。『後漢書』で、最初に「宮」の名が登場するのは、建武二五年（四九）の記事（前項①参照）につづけて、「後ち句驪王宮、生まれながらにして目を開き、能く視ゆ。國人、之に懐く。長ずるに及び勇壯たり。數々邊境を犯す。和帝元興元年春……」とあり、元興元年（一〇五）の記事（前項①参照）につづく

ところから、一〇五年以前のある時点ということになる。また、『魏志』の後文では、子を伯固としているが、『後漢書』では、建光元年（一二一）に「是の歳、宮死し、子の遂成立つ」とあり、そちらが正しい。『魏志』の所伝には問題がある。

『後漢書』によれば、宮は、一〇五年以前一二年に在位していたということになる。

後代の『魏書』高句麗伝が、始祖朱蒙のあと、「朱蒙死し、閔達代わりて立つ。閔達死し、子の如栗代わりて立つ。如栗死し、子の莫來代わりて立つ。……莫來の子孫、相伝えて裔孫宮に至る。生まれながらにして目を開き、能く視ゆ。國人、之を惡む。長ずるに及び凶虐たり。國以て殘破せらる」というように、初期の四代のあと、王系を宮につづけているが、初期の四代が後代の造作であるとしても、その後を宮につづけるを得なかったことを示している。

『三國史記』では、高句麗の第六代の王である大祖大王（註に「或いは國祖王と云う」とある）について、「諱は宮。小名は於漱」としている。『三國史記』の係年では、大祖大王の在位は五三〜一四六年で、九四年の治世としている。その末尾の分註に「後漢書云わく」として、④に示す建光元年（一二一）の高句麗伝の記事を引き、「海東の古記を案するに、高句麗の國祖王高宮、後漢建武二十九年癸巳（癸丑？ 五三）を以て即位す。時に年七歳。國母攝政す。孝桓帝本初元年丙戌（一四六）に至りて位を遜ぎ、母弟遂成に讓る。時に宮年一百歳。位に在ること九十四年。則ち建光元年は是れ宮の在位第六十九年なり。則ち〔後〕漢書の記す所、古記と抵牾し相符合せず。豈に〔後〕漢書の記す所、誤てるか」とあり、こうした係年が「海東の古記」に拠るものであることがわかる。『三國史記』は、『後漢書』に関連記事があること、およびそれとの間に違いがあることを知りつつ、「海東の古記」の所伝を採用した上で、「豈に〔後〕漢書の記す所、誤てるか」とまで言っているのである。この点は、『三

『國史記』の編纂態度としては興味深い、何が事実であるかということとは関係がない。

(42) 玄菟に屬す

『後漢書』高句麗伝には、「安帝永初五年(一一一)、宮、使を遣わし貢獻し、玄菟に屬せんことを求めしむ」とある(安帝紀にはみえない)。「資治通鑑」では、そのことを記さず、かえって前項のように、侵攻したとの記事のみを記すが、その理由はわからない。

『魏志』の記事は、この、高句麗の側からの要求に対する、魏側の措置を記していることになり、『後漢書』の記事と対応する内容であるといえる。

なお、ここで「屬す」とあるのは、所轄の意味であろう。ほんらい、高句麗に対しては、玄菟郡が管轄していたものとみられるが、この時より前においては、遼東郡に、管轄が移っていたということになる。

(43) 遼東太守の蔡颯と玄菟太守の姚光

『後漢書』卷五・安帝紀・建光元年(一二二)春正月条に「幽州刺史馮煥、二郡の太守を率いて高句麗・穢貊を討つも克たず」、同夏四月条に「穢貊、復た鮮卑と與に遼東に寇す。遼東太守蔡颯、追撃して戦歿す」、同冬二二月条に「高句麗・馬韓・穢貊、玄菟城を圍む。夫餘王、子を遣わし、州郡と力を併せて之を討破す」とある。

『後漢書』高句麗伝には、「建光元年(一二二)春、幽州刺史馮煥・玄菟太守姚光・遼東太守蔡颯等、兵を將い塞を出でて之を撃ち、穢貊の渠帥を捕斬す。兵馬財物を獲。宮、乃ち嗣子遂成を遣わし、二千餘人を將い、光等を逆けしむ。使を遣わし詐りて降り、光等、之を信ず。遂成、因りて險阨に據りて曰て大軍を遮る。而して潜かに三千人を遣わし玄菟・遼東を攻めしむ。城郭を焚き、殺傷すること二千餘人。是に於て廣陽・漁

陽・右北平・型郡屬國の三千餘騎を發し、同に之を救わしむ。而して貂人、已に去る。夏、復た遼東の鮮卑八千餘人と與に遼隊を攻め、吏人を殺略す。蔡颯等、新昌に追撃し、戦歿す。功曹耿耗・兵曹掾龍端・兵馬掾公孫醜、身を以て諷を扞り、俱に陳に没す。死せる者、百餘人。秋、宮、遂に馬韓穢貊の數千騎を率いて玄菟を圍む。夫餘王、子の尉仇台を遣わし、二萬餘人を將い、州郡と力を併せて之を討破せしむ。斬首すること五百餘級」とある。

また『後漢書』列伝二八・馮緄に「馮緄の父煥、安帝の時、幽州刺史と爲る。姦惡に疾忌し、數々其の罪を致す。時に玄菟太守姚光、亦た人の和を失す。建光元年(一二二)、怨む者、迺(すなわ)ち詐りて璽書を作り、煥・光を譴責し、賜うに歐刀を以てす。又た遼東の都尉龐奮を下して速やかに刑せしむ。奮、即ち光を斬り、煥を取む。煥、自殺せんと欲し、緄、詔文に異有るを疑い、煥を止めて曰わく、大人州に在りては、志して惡を去らんと欲し實に它的故無し。必ずや是れ凶人の妄詐ならん。姦毒を規肆せん。願わくば事を以て自ら上し、罪に甘んずるも晚き無し。」と。煥、其の言に従い、上書して自ら訟う。果たして詐りし者の爲す所なり。奮を徵して罪に抵らしむ。會々煥獄中に病死す。帝、之を愍み、煥・光に賜うこと錢各々十萬。子を以て郎中と爲す」とある。

『後漢書』高句麗伝には、翌年のこととして「明年、遂成、漢の生口を還し、玄菟に詣りて降る。詔して曰わく、「遂成等、桀逆無狀なれば、當に斬斷し殖醢して以て百姓に示すべきも、幸いに赦令に會い、罪を乞い降らんことを請う。鮮卑・穢貊連年寇鈔し、小民を驅略し、動もすれば千を以て數う。而して裁送するもの數十百人、向化の心にあらざるなり。今より呂後、縣官と戦鬪せず、而して自ら親附せるを以て生口を送りし者は、皆な贖直を與う。緄、人ごとに四十四、小口之を半ばにせよ」とある。

候城は、註(40)①でふれたように、一〇六年に玄菟郡に來屬したが、

それまでは遼東郡に属しており、中部都尉の治所でもあった。候城縣の城址の候補としてあげられているのは、瀋陽の旧城区古城、古城子古城、上伯官屯古城などであるが、旧城区古城が最も有力である。

瀋陽市の中心部旧城区にある清の故宮の地下6mには戦国から漢にいたる文化層があり、一九七三年の調査によって、相当多量の繩紋の平瓦・丸瓦や繩紋の埴、五銖銭などが出土した。「千秋万歳」銘の瓦当もある。その近くには2mの高さの版築土層が発見され、城壁かとみられる。故宮の西南約三〇〇mの瀋河区公安分局のなかでも同一の地層から、同様な遺構があり、また土器や埴でつくった井戸があった。周囲には漢墓がきわめて多い（孫進己・王綿厚等主編『東北歴史地理』一卷、黒龍江人民出版社、哈爾濱、一九八九年）。一九九三年にも調査されて、一七五mの前後漢代の城壁が確認されている（李曉鍾「瀋陽地区戦国秦漢考古初步研究」『瀋陽考古文集』一集、二〇〇七年）。

遼遼縣は、遼東郡に属していた。『漢書』地理志の原註に「莽、順陸と曰う。」とある。『東北歴史地理』一卷によれば、海城市の西六〇里（三〇km）の西四方台村の西で現地の人たちが「老牆頭」とよぶ漢代の遺蹟があり、『明一統志』に「遼隊廢縣、海州衛の西六十里に在り」とするものに符合するという。

(44) 宮の死。子の伯固。

『後漢書』高句驪伝によれば、前項の建光元年の記事につづけて「是の歳、宮死し、子の遂成立つ。姚光、上言すらく、其の喪に因りて兵を發して之を撃たんと欲す、と。議する者、皆な曰て許すべしと爲す。尚書陳忠曰わく、宮、前に桀黠にして、光討つあたわす。死して之を撃つは義にあらざるなり。宜しく弔問せしめ、因りて前の罪を責讓し、赦して誅を加えず、其の後善を取るべし、と。安帝、之に従う。」とある。

「是の歳」とは、一二二一年にあたる。

また、宮のあとを継いだのは、「子の遂成」としている。前項の記事にも「宮、乃ち嗣子遂成を遣わし」とあった。『後漢書』高句驪伝では、のちに「遂成死し、子の伯固立つ」とあり、伯固は宮の孫としている。これらの点は、『魏志』と大きく対立しているが、『後漢書』の所伝が正しいとみられる。

(45) 順・桓の間

『後漢書』高句驪伝では、「質桓の間、復た遼東の西安平を犯し、帶方令を殺し、樂浪太守の妻子を掠得す」とする。質帝は、在位一四五―一四六であるから、それが正しいとすれば、年代的に限定できることになる。

西安平県の城址は、註(32)参照。とすれば、「道上に於て」というのは、鴨緑江の流域か河口附近のこととみなければならぬ。

帶方県は、樂浪郡の中の一県であり、『漢書』地理志の樂浪郡含資原の原註に「帶水、西して帶方に至りて海に入る」とあり、帶方県が、含資原を流れる帶水の河口附近にあることがわかる。その位置については、大きく、ソウル説と、黄海南道安岳説、黄海北道鳳山説などに分かれる。帶水が西流する大河であるとすれば、安岳や鳳山ではおかしいことになる。いっぽうソウルは、漢江に面しており、帶水を漢江にあてることであれば、ソウル説が妥当ということになる。ソウルには、江南の松坡区風納洞に方形の土城がある（風納土城）。ただし、これまで漢代の遺物が出土したという報告はなく、またソウル附近において、漢代の墓などの遺構が確認されていない。それに対して黄海道方面には漢魏墓が多く、鳳山には、やはり方形に近い土城がある。そのため、考古学的な立場からは、鳳山説が有力であるが、当初ソウルに置かれ、その後鳳山に移ったという折衷的な見方も可能である。わたしは、この考えに賛成であり、しかもソウルに置かれていた時期は、せいぜい三〇年くらいでは

ないかと想像している。

その詳細は、韓伝の註解でふれるが、ここで問題は、そのように黄海道よりも南にあった帯方県の県令が、なぜ鴨緑江方面で殺されたのか、という点である。樂浪太守の妻子についても、同様であり、樂浪郡治は、設置当初からかどうかについては議論が分かれるものの、平壤の大同江南岸の樂浪区域土城里の土城が最有力候補である。

赴任の途中に襲われた、という見方もできるが、あるいは一時的に、僑置されていた可能性も残る。註(40)の③でとりあげたように、「玄菟に寇し、華麗城を攻む」とある華麗城も、樂浪郡の中の華麗県と結びつけて考えるならば、玄菟侵攻と関連して出てくるのはやはりおかしい。明確な材料はないが、可能性のみ指摘して、後考にまきたい。なお、「新安居郷」は不詳である。

(46) 建寧二年・嘉(熹)平中

『後漢書』高句驪伝では、「建寧二年、玄菟太守耿臨、之を討ち、斬首すること數百級。伯固降伏し、玄菟に屬さんことを乞う」と云うとあり、特に最後の「玄菟に屬さんことを乞う」については、『魏志』と異なる。また、『後漢書』には、熹平年間に関連記事はない。

(47) 富山の賊

「富山の賊」は、具体的には不詳であるが、『広開土王碑文』(四一四年)には、永樂五年(三九五)条に、次のような記事がある。

永樂五年、歳は乙未に在り。王、稗麗の□人を□せざるを以て躬ら率いて往きて討つ。富山・賚山を過ぎ、鹽水の上に至り、其の三部洛、六七百營を破る。牛馬羣羊、稱げて數うる可からず。是に於て駕を旋し、因りて襄平(望平か)を過ぎ、東來・候城・力城・北豊・五備海を道き、土境を遊觀し、田獵して還る。

ここにみえる稗麗は、契丹族の一部族である匹黎尔部にあたる。当時の契丹族匹黎尔部の住地は、遼河を越えた西側で、西遼河(シラムレン)よりは南側にあった。そこを攻撃するのに、富山・賚山を過ぎて行く、というのであるが、こちらも具体的にどこを指しているのかは不明である。凱旋して帰るルートが、候城(瀋陽)を通って、南下するルートのようにみられるため、往路は新城(撫順)から西北へ抜けるルートであったかも知れない。富山は、そうしたルート上の遼河に至るまでのところであろう。公孫氏と高句麗とが攻撃をした対象としても、的外れではないため、同一地である可能性は排除できない。

(48) 伯固

『三國史記』によれば、第七代王の次大王が「諱、遂成。大祖大王の同母弟なり」とあり、第八代王の新大王が「諱伯固【固、一に句に作る】。大祖大王の季弟なり」とあり、大祖大王「宮」と、遂成・伯固とが兄弟であると記している。遂成は『魏志』にはみえなかったが、『後漢書』では、宮―遂成―伯固と、いずれも父から子へと相続されたことになっており、大きく違っている。

また、『三國史記』では、第九代王の故國川王が、「新大王伯固の第二子」とされ、諱も「男武」とするほかに註で「或いは伊夷謨と云う」とある。さらに次の山上王について、「故國川王の弟なり」とあり、「諱は延優【一に位宮に名づく】とある。これは、伊夷謨と、のちにあらわれる位宮とがともに伯固の子であり、兄弟であることをいうものである。『魏志』では、位宮は伊夷模の子とされており、その点も異なっている。

このように、兄弟相続か父子相続かの違いはあるものの、第六代の大祖大王から、第一〇代の山上王まで、宮―遂成―伯固―伊夷謨―位宮、というように相続されたことにはなっており、その点では中国史書の記述に対応することになる。

しかし、それは、中国史書をもとにして、これらの王系を案出した、とみるのが正しく、合致するのは当然なのである。『三國史記』に引く「海東の古記」には、「國祖王高宮」「母弟遂成」がみえており、そうした王系については、すでに「海東の古記」に記載されたものであることが明らかである。

史実がそれとは異なることは、本文に伝える長子抜奇と小子伊夷模との相統争いが、次にみるように、国内的にも別個に伝わっていることによつて、明らかである。すなわち、それを通して、伊夷模にあてべきなのは、故國川王ではなく、山上王であることが確認されるからである。

結局、『三國史記』におけるこの五王代の諱は、単純に中国史書から引用して、しかも比定を誤つたものと考えられる。宮―遂成―伯固は『後漢書』にみえるが、『魏志』には宮―伯固―伊夷模―位宮がみえており、五諱すべてをいずれか一書から、とはいかない。時代が下つて『通典』には、すべてがみえており、あるいは『通典』を引用したというべきかも知れないが、『後漢書』・『魏志』をあわせれば、五王諱はそろつたのであるから、引用の時期としては、『後漢書』の成立以降としておけばよからう。

その場合、宮―遂成―伯固にあてられている、大祖大王―次大王―新大王の三代は、あたかもこの王代から、高句麗王系がはじまるかのような諡號であり（大祖大王は、國祖王ともされる）、しかも極めて安易な命名である。そのため、五王諱を、高句麗王系にあてはめるに際して、この三王代が新たに創出されたのではないかという意見がある。

武田幸男「高句麗王系成立の諸段階」（『高句麗史と東アジア』岩波書店）によれば、「『後漢書』を不可欠の史料として成立している点を考えると」「『後漢書』列伝は范曄（三九八～四四五）の撰述になるので、長寿王の治世つまり五世紀前半より古くなることはなく、國祖王宮が「年百十九歳」で薨じたというように生存年数が異常に長いのは、「現実の

英主である長寿王の特徴を重ね合わせ、いくらかでも現実感を出そうとしたためなのではあるまいか。果してそうであれば、『海東古記』は長寿王薨年の後、つまり文咨明王代の五世紀末～六世紀初を遡らないことになる」というように、三王系（これを大王王系とする）創出の上限を六世紀としている。

伯固の死の年代については、不明である。公孫度との関係からすれば、度が海東に勢力をもつたのが、一九〇年以前であったとしても、高句麗王伯固が度に援軍を送つたのは、やはり一九〇年以降とみるべきであろう。とすれば、伯固は少なくとも一九〇年までは、生存していたと考えることができる。また、その死後の後継者争いに際して、兄の抜奇が公孫康を頼っているが、公孫康が父度から地位を受け継いだのは二〇四年であり、死後すぐに争いが起こつたとみるべきであろうから、二〇四年近くまでは生きていたとみなければならぬ。『三國史記』が伯固にあてられる新大王の死は一九九年で、問題にならないが、次にみる、王位継承の争いの一九七年も、問題がある。

（49）抜奇・伊夷模

『三國史記』でも、抜奇・伊夷模の争いの記事は引用されている。それは伊夷模にあてられる故國川王の即位紀においてであるが、その争いと全く同じ事実を伝えたものとみられる事件が、次の山上王の即位紀（二九七）にみえている。

初め故國川王の薨するや、王后于氏、秘して喪を發せず。夜、王弟發岐の宅に往きて曰わく、「王、後子無し。宜しく之を嗣ぐべし。」と。發岐、王の薨せるを知らず。對えて曰わく、「天の曆數、歸する所有り。輕々しく議すべからず。況んや婦人にして夜行せるは豈に禮と云わんや。」と。后、慙ぢて便ち延優の宅に往く。優、起ちて衣冠し門に迎え、入りて座し宴飲す。王后曰わく、「大王薨じ子

無し。發岐長と作りて當に嗣ぐべきも妾に異心有るを謂い暴慢無禮なり。是を以て叔に見ゆ。」と。是に於て延優禮を加え親ら自ら刀を操りて肉を割く。誤りて其の指を傷つく。后、裙帯を解き其の傷つける指を裹み、將に歸らんとして、延優に謂いて曰わく、「夜深し。不虞有らんことを恐る。子、其れ我を送りて宮に至れ。」と。延優、之に従い、王后、手を執りて宮に入らしむ。翌日質明に至り、先王の命を矯り羣臣に令し、延優を立てて王と爲さしむ。發岐、之を聞きて大いに怒り、兵を以て王宮を圍み、呼びて曰わく、「兄死すれば弟及ぶが禮なり。汝、次を越えて篡奪せるは大罪なり。宜しく速やかに出づべし。然らざれば則ち誅は妻孥に及ばん。」と。延優、門を閉ぢること三日。國人又た發岐に従う者無し。發岐、難きを知り、妻子を以て遼東に奔り、太守公孫度に見え告げて曰わく、「某は高句麗王男武の母弟なり。男武死して子無し。某の弟延優、嫂于氏と謀りて位に即き、以て天倫の義を廢す。是を用て憤り恚ち上國に來投せり。伏して願わくは兵三萬を假り之を撃たしめば以て亂を平らぐるを得ん。」と。公孫度、之に従う。延優、弟鬪須を遣わし兵を將い之を禦がしむ。漢兵大いに敗る。鬪須、自ら先鋒と爲りて追北す。發岐、鬪須に告げて曰わく、「汝、今、老兄を害するに忍びんや。」と。鬪須、兄弟に情無きことあたわず。取えて之を害さずして曰わく、「延優、國を以て譲らざるは義にあらずと雖も、爾、一時の憤りを以て宗國を滅ぼさんと欲す。是れ何の意ぞや。身没しての後ちに何の面目ありて以て先人に見えんや。」と。發岐、之を聞きて慙悔に勝えず。奔りて裴川に至り、自ら匆して死す。鬪須、哀哭し、其の屍を収む。草葬し訖りて還る。王、悲喜し、鬪須を引き中に内れて宴し、見うるに家人の禮を以てす。且つ曰わく、「發岐、兵を異國に請い以て國家を侵す。罪、焉より大なるは莫し。今、子、之に克ち、縦ちて殺さざれば足れり。其の自ら死せるに及び、哭すること甚しく哀れ

む。反つて寡人の無道なるを謂えるか」と。鬪須、愀然として涙を御(銜)み對えて曰わく、「臣、今、一言を請うて死せん」と。王曰わく、「何ぞや」と。鬪須曰わく、「王后、先王の遺命を以て大王を立てつと雖も、大王、禮を以て之を譲らず。曾ち兄弟友恭の義無し。臣、大王の美を成さんと欲し、故に屍を収め之を殯す。豈に圖らんや、此れに縁りて大王の怒りに逢わんとは。大王若し仁を以て惡を忘れ、兄の喪禮を以て之を葬らば、孰れか大王を不義と謂わんや。臣、既に以て之を言えり。死すると雖も猶お生けるがごとし。請う、出でて誅を有司に受けん。」と。王、其の言を聞き、席を前めて坐し、温顔もて慰諭して曰わく、「寡人不肖にして惑う無き能わず。今、子の言を聞くに誠に過ちを知れり。願わくば子、責むる無かれ。」と。王子、之を拜し、王も亦た之を拜す。歡を盡くして罷む。秋九月、有司に命じて發岐の喪を奉迎せしむ。王の禮を以て裴嶺に葬る。王、本と于氏に因りて位を得。復た更たため娶らず、于氏を立てて后と爲す。

ここでは、兄の發岐と、弟の延優との争いになっているが、争つた上で弟が即位している点、兄が公孫氏を頼つて反旗をひるがえしている点、また拔奇と發岐が普通とみられること、さらに伊夷模(Yiimo)と延優(Yon-u)も通じるとみる意見があることなど、拔奇と伊夷模との争いと同じ事件と考えることができるのである。

『三国史記』の撰者は、両事件が同一であるとは考えずに、中国史書から拔奇・伊夷模事件を、国内の所伝から發岐・延優事件を別個に転載したのである。ただし、前者を引用する際には、一七九九年という年代であるにも拘わらず、公孫康がそのまま登場するのに対して、後者は一九七九年という年代を考慮してか、公孫度が登場している。一七九九年の時点では公孫氏が勢力をもっているはずもなく、公孫康が代表的存在になっているはずもない。そうした配慮の違いからすると、『三国史記』

編纂時の書き換えではなく、それぞれ原史料をそのまま機械的に引用したものであったとみる必要がある。

さて、これが同一事件であるとすれば、伊夷模にあたるのは、延優すなわち山上王であることになる。

山上王については、『三國史記』では、

山上王。諱は延優【一に位宮と名づく】。故國川王の弟なり。魏書に「朱蒙の裔孫宮、生まれながらにして目を開き能く視ゆ」と云う。是れ大祖なり。今王、是れ大祖の曾孫にして、「亦た生まれながらにして人を視ること曾祖宮に似たり。高句麗、相似たるを呼びて位と爲す。故に位宮と名づく。」と云う。故國川王、子無し。故に延優嗣いで立つ。

というように、位宮にあてているが、当然それも誤りである。山上王の次は東川王であるが、その諱は「憂位居」であり、むしろこれを「位宮」にあてるべきであった。

(50) 遼東侵攻・亡胡

伯固が遼東に侵攻していた、あるいは胡人を受け入れていた、という記事はほかにみえない。

(51) 建安年間

公孫度が死に、子の康があとを継いだのは、先にもふれたように、二〇四年のことである。従って、建安年間といっても、二〇四年以降に限定される。ただし、康が高句麗を攻撃したという記事も、ほかにみえない。

(52) 今日所在

魏代の高句麗の所在すなわち王都は、二四四年に毋丘儉が攻撃・陥落

させた丸都山の麓の城、国内城であり、現在の吉林省集安市にあたる。これを絶対の定点とすれば、そこが伊夷模の「新國」の地であり、それまでの所在とは異なることになる。そのために、高句麗が国内城に遷都したのは、実にこのときである、という見方ができることになる。

公孫康に援軍を要請した抜奇が、「還りて沸流水に住む」というのであるから、沸流水のあたりが、それまでの所在と確認することができる。また抜奇はさらに遼東に移り住むが、その子が残った。それが「句麗國」である、というのは、「新國」に対するものであり、つまりはそれまでの高句麗國を指している。沸流水とは、富爾江から渾江へと流れる河川をいい、そのほとりのそれまでの所在は、卒本すなわち遼寧省桓仁附近とみなければならぬ。桓仁の東の富爾江と渾江の合流点附近であろう。

『三國史記』では、紀元後三年（瑠璃王二二年）に國內への遷都記事がみえているが、現実には、三世紀初めになって、はじめて國內へ遷都した、と理解しなければならぬ。山上王二年（一九八）に「春二月、丸都城を築く」、同一三年（二〇九）に「冬十月、都を丸都に移す」とある。この年代をそのまま認めてよいかどうかはわからないが、およそこの時期が、国内城遷都と考えることができる。

(53) 古雛加駁位居

ほかに登場しない。この抜奇の系統がその後どうなったかについては、まったくわからない。桓仁にその後も、有力な勢力がとどまったことは、五世紀初とみられる米倉溝の將軍墓という壁画古墳の存在などを通してもうかがうことができる。また、『三國史記』では、延優「山上王の子の諱を憂位居としているが、いとこになる駁位居と、「位居」が共通している点が興味深い。ただし必然的な背景があったのかどうかは不明である。

(54) 玄菟攻撃

対応記事はない。この時の玄菟郡・遼東郡は、公孫氏の支配下にあった。のち公孫淵の時代に、呉に通じ、呉王孫權が淵に使者を送ったが(二三三年)、淵は心変わりして、呉の使者を殺そうとし、遼東郡の諸縣や、玄菟郡に分置した。玄菟郡に留置された使者らが、高句麗を頼って逃げ出し、高句麗は彼らを呉に送った。そのときの玄菟郡の状況はかなり悲惨で、「戸二百を領す。兼重するも三四百人ばかり」とある。

(55) 位宮

『三国史記』では、山上王について、

山上王。諱は延優【一に位宮と名づく】。故國川王の弟なり。魏書に「朱蒙の裔孫宮、生まれながらにして目を開き能く視ゆ」と云う。是れ大祖なり。今王、是れ大祖の曾孫にして、「亦た生まれながらにして人を視ること曾祖宮に似たり。高句麗、相似たるを呼びて位と爲す。故に位宮と名づく。」と云う。故國川王、子無し。故に延優嗣いで立つ。

とするように、中國史書にみえる位宮を山上王に比定した。

そうした姿勢は、次王東川王の二〇年(二四六)条に、魏の母丘儉の侵攻を引きつつ、註に「梁書、司馬懿の公孫淵を討ち、王、將を遣わして西安平を襲わしめ、母丘儉來侵せるを以て、通鑑、得來の王を諫むるを以て王位宮の時の事と爲せるは、誤りなり」とするのと一貫している。しかし、山上王が、實は位宮の父とされる伊夷模にあたることは、既に見たとおりであり、この比定は誤りであった。

山上王Ⅱ伊夷模(延優)の子が東川王であるが、『三国史記』では、次のように記している。

東川王【或いは東襄と云う】。諱は憂位居、少名郊鏡。山上王の

子なり。母は酒桶村人にして、入りて山上の小后と爲る。史、其の族姓を失う。前王の十七年、立てて太子と爲す。是に至りて位を嗣ぐ。王、性は寛仁たり。王后、王の心を試さんと欲し、王の出遊せるを候い、人をして王の路馬の鬣を截らしむ。王還りて曰わく、「馬鬣なし。憐れむべし」と。又た侍者をして食を進めし時、陽りて羹を王衣に覆しむるも亦た怒らず。

とある。位宮と憂位居は、音が近いといえる。また、山上王の嫡子ではなく、庶子である点も共通する。

位宮の係年の初見は、『呉志』註にみえる、二三三年であり、その後、(3)でふれる母丘儉の再侵攻の二四五年には確実に在位していた。東川王は、『三国史記』の紀年によれば、在位は二二七〜二四八であり、その点に齟齬はない。

(56) 司馬宣王の公孫淵討滅

(I) 序の註(12) 参照。司馬宣王(司馬懿)の軍を助けさせたことについては、対応する記事がない。

(57) 母丘儉の侵攻

(I) 序の註(13) を参照。

(IV) 東沃沮

〔原文〕

東沃沮在高句麗蓋馬大山之東。濱大海而居。其地形東北狹西南長。可千里。北與挹婁夫餘、南與濊貊接。戸五千。無大君王。世世邑落各有長

帥。其言語與句麗大同、時時小異。漢初燕亡人衛滿王朝鮮時、沃沮皆屬焉。漢武帝元封二年、伐朝鮮殺滿孫右渠、分其地爲四郡、以沃沮城爲玄菟郡。後爲夷貊所侵、徙郡句麗西北。今所謂玄菟故府是也。沃沮還屬樂浪。漢以土地廣遠、在單大領之東分置東郡都尉治不耐城、別主領東七縣。時沃沮亦皆爲縣。漢光武六年、省邊郡都尉。由此罷。其後以其縣中渠帥爲縣侯。不耐華麗沃沮諸縣、皆爲侯國。夷狄更相攻伐。唯不耐濊侯至今猶置功曹主簿諸曹、皆濊民作之。沃沮諸邑落渠帥、皆自稱三老。則故縣國之制也。國小迫於大國之間、遂臣屬句麗。句麗復置其中大人爲使者使相主領。又使大加統責其租稅、貂布魚鹽海中食物千里擔負致之。又送其美女以爲婢妾、遇之如奴僕。其土地肥美、背山向海。宜五穀、善田種。人性質直彊勇。少牛馬、便持矛步戰。食飲居處衣服禮節、有似句麗。【魏畧曰、其嫁娶之法、女年十歲已相設許、婿家迎之、長養以爲婦。至成人更還女家。女家責錢、錢畢乃復還婿。】其葬作大木槨。長十餘丈。開一頭作戶。新死者、皆假埋之。才使覆形、皮肉盡乃取骨置槨中。舉家皆共一槨。刻木如生形。隨死者爲數。又有瓦鏝、置米其中、編縣之於槨戶邊。毋丘儉討句麗。句麗王宮奔沃沮。遂進師擊之。沃沮邑落皆破之、斬獲首虜三千餘級。宮奔北沃沮。北沃沮一名置溝婁。去南沃沮八百餘里。其俗南北皆同。與挹婁接。挹婁喜乘船寇鈔。北沃沮畏之。夏月恒在山巖深穴中爲守備。冬月冰凍船道不通乃下居村落。王頡別遣追討宮、盡其東界。問其耆老、海東復有人不。耆老言、國人嘗乘船捕魚、遭風見吹數十日、東得一壘。上有人。言語不相曉。其俗常以七月取童女沈海。又言、有一國亦在海中、純女無男。又說、得一布衣。從海中浮出。其身如中國人衣、其兩袖長三丈。又得一破船。隨波出在海岸邊。有一人、項中復有面。生得之。與語不相通。不食而死。其域皆在沃沮東大海中。

【訓詁】

東沃沮は高句麗の蓋馬大山の東に在り。大海に濱して居る。其の地形、東北に狭く西南に長し。千里可り。北は挹婁・夫餘と、南は濊・貊と接す。戸は五千。大君王無し。世世、邑落各々長帥有り。其の言語、句麗と大同にして時時小異あり。漢初、燕の亡人衛滿、朝鮮に王たりし時、沃沮皆な焉に屬す。漢武元封二年、朝鮮を伐ち滿の孫右渠を殺し、其の地を分ちて四郡と爲し、沃沮城を以て玄菟郡と爲す。後ち夷貊の侵す所と爲り、郡を句麗の西北に徙す。今の所謂る玄菟の故府、是れなり。沃沮、還た樂浪に屬す。漢、土地の廣遠なるを以て單大領の東に在りては東郡都尉を分置し、不耐城に治して、別に領東の七縣を主らしむ。時に沃沮も亦た皆な縣と爲る。漢の光武六年、邊郡の都尉を省く。此れに由りて罷む。其の後ち其の縣中の渠帥を以て縣侯と爲す。不耐・華麗・沃沮の諸縣、皆な侯國と爲る。夷狄、更々相攻伐す。唯だ不耐濊侯のみ今に至るも猶お功曹・主簿・諸曹を置き、皆な濊の民もて之を作す。沃沮の諸邑落の渠帥、皆な自ら三老と稱す。則ち故の縣國の制なり。國小さく大國の間に迫られ、遂に句麗に臣屬す。句麗復た其の中の大人を置きて使者と爲し、相主領せしむ。又大加をして其の租稅を統責し、貂布・魚鹽・海中の食物を、千里擔負して之に致さしむ。又た其の美女を送り以て婢妾と爲し、之を遇すること奴僕の如くす。其の土地、肥美にして、山を背にし海に向かう。五穀に宜しく、善く田種す。人の性、質直にして彊勇なり。牛馬少なく、矛を持ち歩戰するに便あり。食飲・居處・衣服・禮節、句麗に似たる有り。

【魏畧に曰わく、「其の嫁娶の法は、女年十歳にして已に相設許すれば、婿家之を迎え長養して以て婦と爲す。成人するに至るや更めて女家に還す。女家錢を責め、錢畢れば乃ち復た婿に還す」と。】

其の葬むるや、大なる木槨を作る。長さ十餘丈。一頭を開きて戸と作す。

新たに死せる者、皆な假りに之を埋む。才かに形を覆わしめ、皮肉盡きれば乃ち骨を取りて槨中に置く。家を擧げて皆な共に一槨なり。木を刻みて生ける形の如くし、死者に隨いて數と爲す。又た瓦鏝有り、米を其の中に置き、編みて之を槨戸の邊りに縣く。母丘儉、句麗を討つ。句麗王宮、沃沮に奔る。遂に師を進めて之を撃つ。沃沮の邑落、皆な之を破り、首虜を斬獲すること三千餘級。宮、北沃沮に奔る。北沃沮、一に置溝婁と名づく。南沃沮を去ること八百餘里。其の俗、南北皆な同じ。挹婁と接す。挹婁、船に乗りて寇鈔するを喜ぶ。北沃沮、之を畏る。夏月には恒に山巖深穴中に在りて守備を爲す。冬月には冰凍し船道通ぜず。乃ち下りて村落に居る。王頎、別に遣わされ宮を追討し、其の東界を盡くす。其の耆老に問う、「海東に復た人有るや不や」と。耆老言わく、「國人嘗て船に乗りて魚を捕えんとし、風に遭いて吹かれること數十日、東に一壘を得たり。上に人有り。言語相曉かならず。其の俗、常に七月を以て童女を取り海に沈む」と。又た言わく、「一國有り亦た海中に在り、純て女にして男無し」と。又た説く、「一布衣を得たり。海中より浮かび出づ。其の身、中國人の衣の如くなるも、其の兩袖の長三丈なり。又た一破船を得たり。波に隨いて出でて海岸邊に在り。一人有りて、項中に復た面有り。之を生得す。與に語るも相通ぜず。食らわずして死す」と。其の域、皆な沃沮の東の大海中に在り。

【現代語訳】

東沃沮は高句麗の蓋馬大山の東にある。大きい海に面している。その地形は、東北に狭く西南に長い。およそ千里である。⁽¹⁾北は挹婁・夫餘と、南は濊・貊と接している。戸数は五千。(全体を統轄するような)大君主はいない。代々、邑落にそれぞれ首長がいる。その言語は、高句麗とほぼ同じであるが、少し異なるところがある。

前漢時代の初め、燕から亡命した衛満が朝鮮で王となった時、沃沮はそれに属した。⁽²⁾漢の武帝の元封二年(前一〇九)、朝鮮を攻伐し、満の孫右渠を殺し、その地を分けて四郡とし、沃沮城を玄菟郡(の郡治)とした。⁽³⁾その後、夷貊に侵入されて、郡を高句麗の西北に移した。今のいわゆる玄菟の故府がそれである。⁽⁴⁾沃沮は、今度は樂浪に属した。漢は(樂浪郡の)土地が広く遠いために、単単大領の東においては東部都尉を安置し、不耐城に治して、領東の七縣を別に管掌させた。その時に沃沮もまた皆な県となった。⁽⁵⁾

後漢の光武(帝の建武)六年(三〇)、辺境にある郡の都尉を廢したが、それに従って(樂浪郡の東部都尉も)やめた。⁽⁶⁾その後、その県の中の首長を県侯とした。不耐・華麗・沃沮の諸県はともに侯国となった。⁽⁷⁾夷狄はたがいに攻めあつた。「その結果残つた」不耐濊侯だけが今に至るまでだ功曹・主簿・諸曹を置いており、みな濊の民をそれにあてた。沃沮の諸邑落の首長は、みな自ら三老と称した。それはつまりもともと(漢の)県や国の制度である。⁽⁸⁾

国が小さく、大国の間であつて圧迫され、ついに高句麗に臣属するようになった。高句麗では東沃沮の中の大人を(高句麗の官位である)「使者」の地位につけて配置し、たがいに統領させた。また(高句麗の)大加にそこからの租賦のとりたての責任を負わせ、貊布や魚・塩・海中の食物などを、千里を背負つて送り届けさせた。またその地の美女を送り届け、それを(高句麗では)婢妾とし、奴僕のように扱った。⁽⁹⁾

その土地は肥沃で、山を背にし海に面している。五穀に適し、うまく耕作している。人の性格は、正直で強く勇ましい。牛馬が少なく、矛を持って歩戦するのが得意である。飲食・住居・衣服・礼節は、高句麗に似ているところがある。

【魏畧には次のようである。「その嫁を取る方式は、女が十歳になつて

互いに結婚を決めれば、婿の家が女を迎え入れ、一人前の女性になるまで長く養う。成人すればあらためて女の家に戻す。女の家では金銭を負担し、払い終わればまた婿のもとにもどす」と。】

葬むるときには、長さ十餘丈の大きい木槨を作り、一方向を開いて入り口とする。新たに死者が出れば、いつでも仮に埋葬する。わずかに「土で」形を覆うだけにして、皮肉が腐り果てたあと骨を取って槨の中に置く。一家そろってみな一槨である。生きていた時のような形に木を刻む。死者と同じ数だけ作る。また瓦鏝があり、米をその中に置き、それを連ねて槨の入り口のあたりに掛けておく。¹⁰⁾

〔魏の幽州刺史〕毋丘儉が高句麗を攻撃した。高句麗王の宮は、沃沮に逃走した。〔魏軍は〕軍隊を進めてそれを攻撃した。沃沮の邑落をすべて破って、三千餘人を殺したり捕虜にしたりした。宮は、北沃沮に逃走した。北沃沮は、置溝婁ともいい、南沃沮から八百餘里離れている。その習俗は南北みな同じである。¹¹⁾

〔北沃沮は〕挹婁と接している。挹婁はさかんに船に乗って侵略してくるので、北沃沮ではそれを恐れていた。夏の月には、いつも険しい山の深い洞窟の中に隠れて身を守った。冬の月には、水路が凍結して船の道を通じないので、山から下りて村落に住んでいる。¹²⁾

王頌は別に派遣されて宮を追撃し、沃沮の東の境界まで達した。そこにいた老人に「海の東にも人がいるのでしょうか」と尋ねた。¹³⁾老人が言うには「わが国の人がかし船に乗って魚を捕っていたところ、大風に遭って数十日吹き流され、東のほうで一つの島に流れ着きました。島には人がいましたが、言葉がたがいわかりませんでした。その習俗では、毎年七月に童女を海に沈めています」と。さらにまた「海の中に女ばかりで男のない国があります」といい、また「布製の衣服が流れ着いたことがあります。海の中から浮かびあがりました。その衣服は中国

人の衣服のようでしたが、両袖の長さが三丈もありました。また難破船が流れ着いたこともあります。波に押し寄せられて海辺にありました。その中に人がいて、うなじにも顔がありました。生きたままとらえましたが、話そうとしても通じませんでした。何も食べずに死にました」と。これらの地域はいずれも沃沮の東の大海の中にある。¹⁴⁾

〔註解〕

(一) 東沃沮・蓋馬大山

東沃沮は、この『魏志』が初見である。ただし、単に沃沮というのと同じと考えるべきで、西沃沮などがあつて、東西に分かれているというわけではない。また、のちにふれる南沃沮・北沃沮という表現もあるが、それと対比して、それぞれ別個の実体があるとみるのは誤りである。これらは東沃沮とは別に存在していたのではなく、東沃沮のなかの南・北の中心地をそう称しただけのことである。

『漢書』地理志の楽浪郡の一縣名に「夫租」がある。『翰苑』蕃夷高麗条所引の『漢書地理志』には「天租」に近い字形になっている。そのこともあつて、「夫租は、明かに天租の誤りであつて、天租は沃沮に通じる」(池内宏「楽浪郡考」『満鮮史研究 上世第一冊』)というみかたが一般的であった。のちにふれる沃沮城の経緯からすれば、もともと玄菟郡の一県であった「沃沮縣」が、のちに楽浪郡に含まれるようになったことが確認できるが、ほかに「沃沮」にあたるものが無い以上、この「夫租」が沃沮にあたるのが自然であろう。

これについて考える上で、「夫租歳君」銀印・「夫租長印」銀印・「夫租丞印」封泥の存在は重要である。

一九五八年の十一月に、平壤市楽浪区域貞柏里四一番地で託児所の建設工事に際して、銅劍・銅矛を含む大量の一括遺物が発見され、調査さ

れた。発掘の結果、底部に角材を敷いた土壙墓で、遺物には細形銅劍・細形銅矛・銅鏃・鉄劍・鉄矛・鉄斧・銜などの馬具・小銅鐸・車の金具・黒色壺・深鉢などもあった。その中に「夫租歳君」という文字が彫られた銀印が一面あり、「夫租歳君」墓と名づけられた。

一九六一年秋には、同じく貞柏里の木槨墓から、「夫租長印」という文字が彫られた銀印が出土した。木槨の中にはふたつの木槨があり、西側は女性であった。木槨の北側に漆器・瓦器があり、西側の空間には鏡・馬面・馬鈴・弩・車馬具・黒漆蓋などがあり、木槨内には細形銅劍があった。「高常賢印」という印文の銀印も出土しており、被葬者は、夫租県の県長であった、高常賢という人物であったことがわかる。黒漆蓋棒に「永始四年十二月杏鄭作」という銘があったが、永始四年は前漢末の前三年であり、上限が確定するとともに、それに近い時期の埋葬かと推定される。

また「夫租丞印」封泥については、藤田亮策「楽浪封泥續攷」（『京城帝国大学創立十周年記念論文集 史学篇』一九三六年）によれば、「昭和十年頃の発見に係り、両側の縁は欠いて居るが印面完全、文字亦整理、背面の木理も明瞭に、横に四條の紐迹、斜の五條の紐迹等到底後人の模造し得べからざるものである。然るに印文に「夫租丞印」とあつて漢書地理志の県名と一致する。此の県名に就きては従来諸学者の間に沃沮の天が夫に転じたものとして既に定説となつて居る。然し乍ら説文解字注によるに天と夫とは篆形に於いて異なり、此の封泥の示すものは明に天字に似て上に貫きたる夫字と読まれる」「若し本封泥を偽造とする時は、所謂楽浪封泥の大部分は偽物と斷ぜざるを得なくなる。仍て暫く予は本封泥を以て真正のものと信じて、「夫租」の名を正しいと考へる」とする。この藤田の提言は、ふたつの銀印の発見によって、裏付けられたと評してよい。すなわち、「夫租」が本来の形であり、『漢書』地理志も正しく伝えている、と考えるべきである。その夫租が、のちに天租、さらに

沃沮と記されるようになったのであろう。ただし、本稿では、便宜的に、『魏志』の表記に従つて「沃沮」を用いることにする。

沃沮の住地は、朝鮮半島東北部、現在の朝鮮民主主義人民共和国咸鏡南道あたりで、日本海に面している。中心地は、咸鏡南道咸興附近とみられる。

沃沮はほんらい濊の一部であったと考えられる。上記の「夫租歳君」印も、「夫租」における「濊」族の長に対して与えられたものであろう。三上次男によれば、「前漢時代の沃沮県の住民は、他の嶺東諸県の住民と同じく穢人—総括的な民族呼称としての—であったことは確かであつて、そのことは平安南道大同江面貞柏里の土壙墓あるいは木槨墳から発見された銅印に、夫租（沃沮）歳君とあるのによつて証明できる」（穢人とその民族的性格）『古代東北アジア史研究』とする。

沃沮県は、いわゆる嶺東の七県のひとつであるが、『魏志』濊伝には「皆な濊を以て民と爲す」とある。沃沮は当初、玄菟郡に属しており、沃沮以外の六県は、臨屯郡に属していた。臨屯郡は臨屯國の故地を中心に置かれたのであるが、臨屯もまた濊であったことになる。濊族のなかに、臨屯濊や沃沮濊というように、地域によつて区別されるものがあつたのである。

蓋馬大山は、白頭山から南にのびる山系を指す。玄菟郡の中に西蓋馬縣があるが、それはこの山系よりも西側に置かれたことを意味するのであろう。

「東北に狭く西南に長し」は、『後漢書』東沃沮伝では、「東西に夾（狭）く南北に長し」とある。そのほうがわかりやすい。

「千里可り」という点であるが、後文に「北沃沮、一に置溝婁と名づく。南沃沮を去ること八百餘里」とあり、北沃沮Ⅱ置溝婁と南沃沮の間が八〇〇余里であることがわかる。また母丘儉伝には、派遣された王頌が「沃沮を過ぐること千有餘里、肅慎氏の南界に至り」帰つたことを伝える。

この場合の沃沮とは南沃沮を指し、そこから置溝婁（母丘儉伝では「買溝」）を過ぎて、「千有餘里」で「肅慎氏の南界」に達した、というのである。「肅慎氏の南界」は、東夷伝の序にこのときのことを「肅慎の庭を踐み」としており、決して肅慎（挹婁）と沃沮との境ではなく、肅慎の境内の南側を意味することが明らかである。これらによれば、南沃沮から八〇〇余里の北沃沮を過ぎて、それほど遠くない沃沮の北端である肅慎との境界に到り、それを越えて達したところまでが、「千有餘里」である。従って、北沃沮から北端までは、多く見積もっても二〇〇里ほどであり、全体が「千里可り」とすれば、すでにそれで千里を越えることになる。実際には、南沃沮から南へも少し沃沮の領域があつたであろうから、北沃沮から北へは百里程度、南沃沮から南へも百里程度というくらいに考えておくのが無難であろう。

後述するように、北沃沮は中国吉林省の琿春附近、南沃沮は咸鏡南道咸興と考えられるが、その間は直線でおよそ四一〇kmある。実際はもっと長いはずで、それが八百余里であるとすれば、百里は五〇km以上になる。魏代の一里は四三・二mであり、百里は四三・二kmとなるから、八百里よりは長いことになる。

現在、豆満江流域や綏芬河流域を中心として、朝鮮半島東北部からロシア沿海州にかけて分布する、紀元前後の文化相を、団結文化と呼んでいる。ロシアでは、クロウノフカ文化と呼ばれる。これを沃沮とむすびつけてとらえる見方が有力になってきている（大貫静夫『東北アジアの考古学』）。その具体的なありかたについては、本書の宮本一夫「考古学から見た夫余と沃沮」を参照。

(2) 衛満

朝鮮國（一般に衛氏朝鮮・衛満朝鮮とよぶ）の建国者。『史記』『漢書』の朝鮮伝では、「燕の亡人満」とするのみで、姓「衛」はみえないが、『潜

夫論』卷九志氏姓第三五に初めて「衛満」として登場し、『魏略』『魏志』にうけつがれる。

燕人満は、漢帝国のなかの燕王盧綰に仕えていたが、前一九五年、盧綰が匈奴に亡命し、燕國が瓦解したあと、満は徒党を率いて東走し、燕齊からの亡命者たちを従えて王となり、王險城に都した。王險城は、現在の平壤である。

『史記』朝鮮伝に「満、兵威財物を得て其の旁らの小邑を侵降す。真番・臨屯、皆な來たりて服属す」とあるように、真番・臨屯が、衛氏朝鮮國に属していたことは確認することができるが、沃沮の場合は、本伝に初めて記される。しかし臨屯・濊が、服属していた、ということであつてみれば、沃沮濊も同様に服属していたとみておかしくない。

(3) 玄菟郡の設置

(II) 夫餘の註(3) 参照。漢の武帝は、前一〇九年から翌年にかけて、朝鮮國を攻撃し、内紛もあつて制圧する。そして、朝鮮國の故地、その都である王險城を中心として樂浪郡を設置したほか、朝鮮國に服属していた真番・臨屯の故地にも、それぞれ真番郡・臨屯郡を設置した。ついで、一年遅れ、濊・貊の地に置いたのが玄菟郡であつた。

その玄菟郡の郡治が、沃沮県であつたことは、本伝が唯一の史料である。『漢書』地理志には、玄菟郡もみえており、その首県（郡治）として高句驪県があげられているが、それは紀元後三年の実体であつて、設置当初の玄菟郡（第一玄菟郡）について伝えたものではない。

この第一玄菟郡については、『後漢書』の高句驪伝に「武帝、朝鮮を滅ぼし、高句驪を以て県と為し、玄菟に属せしむ」とある記事に従えば、高句驪県も玄菟郡下に設置されたことになる。従って、少なくとも、沃沮県を郡治とし、高句驪県も含む郡であつたことがわかる。

(4) 夷貊・玄菟の故府

「玄菟の故府」とあるように、『魏志』当時の玄菟郡治ではなく、その前の郡治である。ただし上記の第一玄菟郡からすれば、「郡を句麗の西北に徙す」とあるのであるから、別の玄菟郡である。すなわち、これが第二玄菟郡であり、『魏志』当時の玄菟郡は、第三玄菟郡ということになる。

第一玄菟郡から第二への移動の理由が、ここにみられる「夷貊の侵す所と爲り」の一句であり、「夷貊」とは「貊」族の高句麗を指していると考えることができる。ここで「夷貊」を用い、すぐに「句麗」を用いているのは前後一貫しないようにみえるが、「句麗」は高句麗県を指していると考えべきである。

第一玄菟郡の主要領域であった、高句麗県などの地にいた高句麗族が蜂起したのが、「侵す所と爲り」である。みずからの本拠地に置かれた県城に対する抵抗の動きが、そのように記されたのである。この結果、先端にあった沃沮城は、「楽浪に属す」とあるように、楽浪郡に属することになった。高句麗族の本拠地からは撤退することになり、郡治が大きく西に移動した。ただし、高句麗県の名は、残すこととし、新たな郡治を高句麗県とした。

『漢書』昭帝紀によれば、「元鳳六年（前七五）春正月、郡國の徒を募り、遼東の玄菟城を築く」とあるのが、この移動と対応する。

「玄菟の故府」すなわち第二玄菟郡の郡治は、新賓県永陵鎮の二道河の南にある永陵鎮土城である。三上次男によれば、ふたつの土城址があるというが、そうであれば、郡治が移されたのを機に、郡治も大きく改造したことを意味するものとみられる。ただし、現在発掘が継続しており、その成果を注視する必要がある。

(5) 単単大領・東部都尉・不耐城・領東の七縣

単単大領は、小白山脈を指す。この大領（大嶺）をはさんで東側を領東（嶺東）という。現在も、嶺東とよぶ。

領東の七県とは、『漢書』地理志の楽浪郡二五県のうちの最後の七県とみられる。すなわち、東曠・不而・蠶台・華麗・邪頭味・前莫・夫租の七県である。夫租を除く六県は、もと臨屯郡に属していた。前一〇八年（前一〇七）年に設置された四郡は、それほど時間が経過しない前八二年に、改編が行われた。真番・臨屯を廃止して、それらの一部を玄菟・楽浪にあわせたのである。真番・臨屯は玄菟・楽浪よりも遠く、維持しにくいという難点があったために、ほとんど廃止し、一部、玄菟・楽浪に改属して残した、ということである。

それからまもなく、先にふれた、前七五年の改編が行われる。この時、先に玄菟に属した六県と、玄菟郡の郡治が置かれていた夫租とが、楽浪郡にあわされたのである。楽浪郡は、これ以後、二五県を擁する大郡となった。

東部都尉の設置もこの時のこととみられる。大郡となって、困難になった維持管理を、東部都尉・南部都尉を設けることによって、分管させたのである。都尉はほんらい軍事をつかさどるのであるが、互いに兼ねることもあり、この場合は、分管ということでもよからう。『漢書』地理志には、不而県に「東部都尉治」と註するほか、昭明県に「南部都尉治」と註している。

不耐城は、『漢書』地理志の「不而」にあたる。咸興の南に五〇kmほど離れた金野邑（旧永興邑）の東南六kmに所羅里土城（本宮土城ともよばれる）があり、古くから知られている。東西二八八m、南北一七一m、総長七五六mの小さい土城であるが、漢代の遺物が出土する。この土城を不而県城に比定する意見があるが（池内宏前掲論文）、領東七県のう

ちの華麗県にあてて意見もあり（李丙燾「臨屯郡考」『韓国古代史研究』学生社、一九八〇年）、決着をみていない。

(6) 都尉の廃止

太守と都尉とは、太守が民政を、都尉が軍事をつかさどるのがほんらいであり、両者いっしょに郡を治めた。たがいに兼ねることもあった。光武帝は、太守が都尉を兼ねれば政治を統一して行いやすいために、都尉を省いて、その職を太守に併せた。ただし、辺郡には、その後も置かれることがあった。

(7) 不耐・華麗・沃沮

これらはともに、楽浪郡の領東七県に含まれる。『漢書』地理志では、不耐・沃沮は「不而」夫租」とする。ここでの記事のありかたからすれば、東部都尉を廃した、というのは、その管轄する県も廃したことを意味するようで、その後、その中で有力であったこれら旧三県が、侯国とされたということになる。ただし、不耐・華麗は、漢の武帝の四郡設置時には、臨屯郡に属していたもので、東沃沮伝よりは、濊伝において扱うべきことではないかと思われる。次項の不耐濊侯については、関連記事が濊伝にみられ、編者にも明確な意識がなかったのかも知れない。

(8) 不耐濊侯、功曹・主簿・諸曹・三老

『魏志』濊伝には、魏の高句麗遠征・東方経略に際して、「不耐侯等、邑を擧げて降る。其の（正始）八年（二四七）、闕に詣り朝貢す。詔して更めて不耐濊王に拜す」とある。沃沮は、種族的には濊族であり、そのなかの沃沮の濊が沃沮と別称される、ということであると考えられるから、不耐濊侯を東沃沮伝で取り扱ってもおかしくはないが、沃沮濊と、それより以南の濊とを区別しているならば、濊伝で扱うのが本来で

あろう。

功曹から諸曹までは、太守が任免できた郡の属官で、在地で任用することが多かった。功曹は属官の任免賞罰をつかさどり、主簿は記録・文書をつかさどる。諸曹は、そのような属官を総称しているものである。三老は、在地の有力者で、漢における三老設置に関する高祖の詔をみれば、「民の年五十以上の脩行有能く衆を帥いて善を爲すものを擧げて、置きて以て三老と爲す。郷ごとに一人。郷三老一人を擇びて縣の三老と爲し、縣令丞尉と事を以て相教え、復た徭戍する勿く、十月を以て酒肉を賜う」とある。

これらはほんらい楽浪郡の設置にもなつて置かれ、沃沮・濊の民にも関わりの深い属官であった。そのため、不耐濊侯もその官名をそのまま利用し、首長たちもなつたのである。

『後漢書』巻七六・王景伝によれば、景の父闕が「郡三老」であったという。

(9) 高句麗の異種族支配

高句麗伝には、「沃沮・東濊、皆な焉れに屬す」とあった。沃沮や濊は、高句麗に臣屬したり、それから離れて、魏に降ったりした。

この記事は、高句麗の異種族支配の具体的な形態をうかがわせる貴重な記事となっている。

武田幸男「魏志東夷伝にみえる下戸問題」『朝鮮史研究会論文集』三集、一九六七年）によれば、これから三形態が抽出されるとする。

その第一は、異種族邑落の首長に高句麗の官職（使者）を与え、その首長を通じて支配する形態。累層的な邑落の構成や邑落内部の構造を変えず、従来のまま支配するが、その首長に高句麗の官職を与えて国王直属の官僚とする方策をとった。その統主・統属者と高句麗王との間には従来なかった臣属関係による支配が新たに及んだと考えられる。

第二は、支配種族の支配階級が直接に異種族に対立し、直接租賦を収奪する形態。諸方におかれた使者の仲介なしには考えられないが、支配階級たる大加と被支配階級が直接対立する点に異種族支配の露骨さが呈示されている。

第三は、貢上・入質。対等で政略的な性格をもつものではなく、支配・被支配関係の一面。

このうち、第一・第二形態が特に重要で、従来の邑落構造・構成の根本的変革はみられず、それを固定して利用する傾向が一貫し、被支配種族の邑落民も下戸であるとすれば、種族内の邑落支配つまり下戸支配が異種族の下戸支配へと拡大した形態といふべきである。

(10) 葬制

吉林省文物志編委会編『汪清県文物志』（一九八四年）によれば、吉林省東部の延辺朝鮮族自治州の汪清県の県城の東南一五kmの百草溝で一九五三年に発掘された百草溝遺構があるが、上下二層からなる文化層の下層は、戦国から漢代に該当するもので、現地の研究者は、位置的な関係から、北沃沮の遺構ではないかとみている。住居址と炉があり、土器・石器・銅器など、多量の遺物が出土している。同『琿春県文物志』（一九八四年）には、琿春県の凉水平原の東部の新興洞村にある墓葬を、漢代早期に属するものとして、やはり位置関係で、北沃沮と関わりがあるものとみている。ただし、土壙に石を積み上げたもので、東沃沮伝にみえるものとは異なる。東沃沮の遺構の検出は、まだまだこれからの課題である。

(11) 北沃沮・置溝婁

「溝婁」は、高句麗伝にみえる「溝婁」と同じで、そこに「句麗、城を名づくるなり」とあるように、「城」を指していると考えることができさる。

『魏志』毋丘儉伝によれば、「宮、遂に買溝に奔る。儉、玄菟太守王頎を遣わし之を追わしむ。沃沮を過ぐるに千有餘里、肅慎氏の南界に至り、石を刻んで功を紀し、丸都の山に刊し、不耐の城に銘す」とあり、「置溝婁」は、「買溝」となっている。「置」と「買」とは、字形が似ており、いずれかの誤りと考えることができるが、白鳥庫吉は「買」が正しく、それが「木」を意味するとして、柵城にあたる考えた（『漢の朝鮮四郡疆域考』『白鳥庫吉全集』第三卷、岩波書店、一九七〇年）。柵城は、その後高句麗が領有するようになって、高句麗の東界とされるようになる。中国吉林省の琿春あたりに比定することができる。

(12) 挹婁

挹婁については、次の『魏志』挹婁伝に詳しい。そこにも「其の國、船に乗りて寇盜するに便あり。鄰國、之を患う」とあり、好戦的なイメージでとらえられている。

(13) 王頎

『魏志』毋丘儉伝にみえるように、玄菟太守であった。玄菟郡は、幽州に属しており、幽州刺史の毋丘儉は、直屬の上官ということになる。その命をうけて、高句麗王宮を追撃したのであるが、「別に遣わされ、宮を討し」とある部分については、別の読み方もあって、議論が分かれている。また「其の東界を盡くし」は、毋丘儉伝によれば、「肅慎氏の南界」ということで、肅慎氏とは挹婁のことを指す。

王頎はまた、倭人伝にも帶方太守として登場する。これ以後、玄菟太守から帶方太守に転じたものとみられる。

(14) 耆老の言

『後漢書』の東沃沮伝には、次のようにある。

其の耆老言わく、「嘗て海中に於て一布衣を得たり。其の形、中人の衣の如くなるも、兩袖の長三丈なり。又た岸際に於て一人有りて、破船に乗るを見ゆ。頂中に復た面有り。與に語るも通ぜず。食らわずして死す」と。又た説く、海中に女國有り、男人無し、と。或いは伝う、其の國に神井有り、之を鑷えば輒ち子を生むと云う、と。本伝が「中國人」とするところを、ここでは「中人」としており、そちらが正しいとすれば、普通の人、ということになる。

晉・張華『博物志』卷三に次のようにみえている。

母丘儉、王領を遣わし高句麗王宮を追わしめ沃沮の東界を盡くし、其の耆老に問うに言わく、「國人常て船に乗りて魚を捕えんとし、風に遭いて吹かれること數十日、東に一島を得たり。上に人有り。言語相曉かならず。其の俗、常に七夕を以て童女を取り海に沈む」と。又た言わく、「一國有り亦た海中に在り、純て女にして男無し」と。又た説く、「一布衣を得たり。海より浮かび出づ。其の身、中國人の衣の如くなるも、兩袖の長二丈なり。又た一破船を得たり。波に隨いて出でて海岸邊に在り。一人有りて、項中に復た面有り。生得し、與に語るも相通ぜず。食らわずして死す」と。其の地、皆な沃沮の東の大海中に在り。

本伝との異同が若干あるが、意味が異なるのは、「七月」を「七夕」としているところくらいである。

女国については、中野美代子「女国幻想」(『竹内照夫博士古稀記念中国学論文集』同刊行会、一九八一年)に詳しい。

(V) 挹婁

〔原文〕

挹婁在夫餘東北千餘里。濱大海南與北沃沮接。未知其北所極。其土地多山險。其人形似夫餘、言語不與夫餘句麗同。有五穀牛馬麻布。人多勇力。無大君長、邑落各有大人。處山林之間、常穴居。大家深九梯。以多爲好。土氣寒劇於夫餘。其俗好養猪、食其肉、衣其皮。冬以猪膏塗身厚數分。以御風寒。夏則裸袒、以尺布隱其前後、以蔽形體。其人不潔。作溷在中央。人圍其表居。其弓長四尺。力如弩。矢用楛。長尺八寸。青石爲鏃。古之肅慎氏之國也。善射射人皆入。因矢施毒、人中皆死。出赤玉好貂。今所謂挹婁貂是也。自漢已來、臣屬夫餘。夫餘責其租賦重。以黃初中叛之。夫餘數伐之。其人衆雖少、所在山險、鄰國人畏其弓矢、卒不能服也。其國便乘船寇盜。鄰國患之。東夷飲食類皆用俎豆、唯挹婁不法俗最無綱紀也。

〔訓読〕

挹婁は、夫餘の東北千餘里に在り。大海に濱し、南は北沃沮と接す。未だ其の北の極まる所を知らず。其の土地、山險多し。

其の人の形夫餘に似たれども言語は夫餘・句麗と同じからず。五穀・牛・馬・麻布有り。人、勇力多し。

大君長無く、邑落に各々大人有り。山林の間に處り、常に穴居す。大家は深さ九梯。多きを以て好しと爲す。土氣寒きこと夫餘より劇し。其の俗、猪を養うを好み、其の肉を食し、其の皮を衣る。冬には猪膏を以て身に塗ること厚さ數分。以て風寒を御ぐ。夏には則ち裸袒し、尺布を以て其の前後を隠し、以て形體を蔽う。

其の人不潔なり。溷を作りて中央に在り。人、其の表を圍みて居る。其の弓、長四尺。力は弩の如し。矢には楛を用う。長尺八寸。青石を鏃と爲す。古えの肅慎氏の國なり。善射にして人を射れば皆な入る。矢

の毒を施すに因りて、人中れば皆な死す。

赤玉好貂を出だす。今の所謂る挹婁貂是れなり。

漢より已來、夫餘に臣屬す。夫餘、其の租賦を責むること重し。黄初中を以て之に叛く。夫餘數々之を伐つ。其の人衆少しと雖も、在る所の山は險しく、鄰國の人、其の弓矢を畏れ、卒に服するあたわざるなり。其の國、船に乗りて寇盜するに便あり。鄰國、之を思う。東夷、飲食の類、皆な俎豆を用うるも、唯だ挹婁のみしからず。法俗は最も綱紀無きなり。

【現代語訳】

挹婁は、夫餘から東北に千餘里離れたところにある⁽¹⁾。大海に面し、南は北沃沮と接している。北の極限がどこにあるかはわからない⁽²⁾。その土地は険しい山が多い。その人の姿かたちは夫餘に似ているが、言葉は夫餘・高句麗と同じではない。五穀・牛・馬・麻布を産出する⁽³⁾。人は勇ましく力がある。大君長はおらず、邑落到それぞれ大人がいる。山林のあいだに住んでいて、いつも穴居している。大きい家は深さがはしご九段ほどある。多いほどよいとされる⁽⁴⁾。土地の気候は寒く、夫餘よりも厳寒である。人々は、猪を好んで養い、その肉を食べ、その皮を身にまとう。冬には猪の油を何重にも身体に塗りつけて風の寒さを防いでいる⁽⁵⁾。夏には裸になって、わずかの布で前後を隠し、身体を覆っている。

挹婁の人たちは不潔である。厠を家の中央に作り、人々はそのまわりを囲んで暮らしている⁽⁶⁾。挹婁の弓の長さは四尺ある。その力は弩のようである。矢には楛を用いている。その長さは一尺八寸である。青石で鏃を作っている。「挹婁は」昔の肅慎氏の國にあたる。弓矢が上手で、人を射ればみな命中する。矢に毒をぬりつけているため、あたれば人はみな死ぬ⁽⁷⁾。

赤い玉や好い貂を産出する。今のいわゆる挹婁貂がそれである。

漢代以來、夫餘に臣屬していた。夫餘は、重い租税を課した。そのため「魏の」黄初年間（二二〇～二二六）に夫餘にそむいた。夫餘はたびたび挹婁を攻撃した。人口は少ないけれども、住んでいる場所は山が険しく、隣國の人もその弓矢を恐れて、とうとう屈服させることはできなかった。

その國は船に乗って行つて略奪するのに便利である。隣國はそのことを憂えていた。

東夷では、飲食などをするときにはいつも俎・豆を用いているが、挹婁だけがそうではなかった。法律は最も綱紀がない。

【註解】

(1) 挹婁

挹婁という種族名は、『魏志』と『後漢書』の東夷伝にそれぞれみえるが、一般的ではない。『魏略』にも「挹婁」とあったらしいことは、『後漢書』卷一〇〇・孔融伝の注に引く「魏略」に「挹婁、一に肅慎氏と名づく」とあり、『翰苑』注所引の「魚券(參)魏略」に「夫餘國、玄苑(菟)長城の北に在り。玄菟を去ること千餘里。南は句驪と接し、東は挹婁と接す。即ち肅慎の國なり」とあることによつてわかるが、一般にはそこにみえるように、また『魏志』の後文にも「古えの肅慎氏の國なり」とあるように、肅慎とよばれる。『晉書』東夷伝では、逆に肅慎氏として立伝されており、「肅慎氏、一に挹婁と名づく」とする。

肅慎の名は、古くから知られている。しかし、その肅慎とこの挹婁が、確かに同一種族を指すとは、必ずしもいえない。ただし、『晉書』以下の肅慎氏は、挹婁と同じ種族であるとみてさしつかえない。従つて、古い時期の肅慎と、挹婁＝肅慎とを区別して、前期肅慎(古肅慎)・後期肅慎(後肅慎)などとよぶこともある。古くからの記録とは、まず「國

語』卷五・魯語の「仲尼（孔子）陳に在り。隼有り、陳侯の庭に集りて死す。楛矢之を貫き、石弩あり、其の長尺有咫。陳の惠公、人をして隼を以て仲尼の館に如き、之を問わしむ。仲尼曰わく、隼の來たるや遠し。此れ肅慎氏の矢なり。昔武王商に克つや、道を九夷百蠻に通じ、各々をして其の方の賄を以て來貢し、職業を忘るること無からしむ。是に於て肅慎氏、楛矢・石弩を貢ぐ。其の長尺有咫。先王、其の令徳の遠きより致せるを昭らかにせんと欲し、以て後人に示し永く監たらしめんとす。故に其の楛。に銘して肅慎氏の貢矢と曰い、以て大姫に分ち、虞の胡公に配して、諸（これ）を陳に封ず。……」とある記事が最も古いようで、『説苑』卷一八・辨物篇や『漢書』卷二七・五行志下之上などにも同内容のことがみえている。『史記』卷一・五帝本紀の帝舜の条に、禹が九州を定めた結果、それぞれその職を以て來貢した四方の外夷の中に、北方の「息慎」がみえている。同条の『史記集解』に引く鄭玄の意見として「息慎、或いは之を肅慎と謂う。東北夷なり」とあるように、息慎＝肅慎であり、ほかに「息慎」という表記でも登場する。

池内宏「肅慎考」（『滿鮮史研究上世篇』）は、これらをふまえて、挹婁が、「實際楛矢・石弩を使用してゐた事実から、周の武王の時さういふものを貢したといふ上古の肅慎氏を聯想し、さうしてそれと同時に肅慎氏と挹婁・靺鞨との比定を敢てしたもの」とする。挹婁は、その通り、後文に楛矢の使用のことが登場する。

すでにみたように、母丘儉の高句麗遠征の時に、魏軍は肅慎の領域内の南部にまで達して戻っている。本伝は、その時に得た情報に基づくところもあつたと思われるが、それ以前に、『魏志』卷三・明帝紀・青龍四年（二三六）五月条に「肅慎氏、楛矢を獻ず」とあつて、魏との通交関係が知られる。そうした関係を通して得られた情報もあつたと考えるべきである。

また、魏末であるが、『魏志』卷四・三少帝紀・陳留王奐・景元三年

（二六二）条に、

夏四月、遼東郡言わく、肅慎國使を遣わし重譯して入貢し、其の國の弓三十張長三尺五寸・楛矢長一尺八寸・石弩三百枚・皮骨鐵雜鎧二十領・貂皮四百枚を獻ぜりと。
と遣使記事がある。

（2）挹婁の住地

『晉書』肅慎氏伝では、「不咸山の北に在り。夫餘を去ること六十日の行ばかり。東は大海に濱し、西は寇漫汗國に接し、北は弱水に極まる」とあり、より具体的である。この『晉書』の記事は、諸処に引用されている『肅慎國記』に拠つたものとみることができる。『翰苑』注に、「魏略曰わく」として、『晉書』の記事と同内容のことが引かれているが、それは「肅慎國記に曰わく」の誤りとみられる。この『肅慎國記』については、池内宏によれば、二六二年のころにすでに魏において実権を掌握していた司馬昭が、みずからの威徳を喧伝するために、四夷の入貢を招致しようと使者を派遣し、その使者が帰ったときに見聞したことを報告したのではないかと想定している。

上記の「不咸山の北に在り」であるが、これをもとに一般には不咸山を太白山（長白山）にあてているが、池内によれば、『山海經』大荒北經に「大荒の中に山有り、名づけて不咸と曰う。肅慎氏の國有り」とある記事によつたもので、そもそも確実な地理的知識によるものではなく、検討の材料にならないとする。

「夫餘を去ること六十日の行ばかり」について、『唐六典』卷三・戸部に「凡そ陸行の程、馬は日に七十里、歩及び驢は五十里、車は三十里」とあるのを基準にすれば、歩行であれば三〇〇〇里ということになる。一里約四三五mとすれば、およそ一三〇〇kmである。それではあまりに遠大であり、そうした計算ではおかしいということになる。実際に旅行

した時の記録のようにみえ、そのときの途中での滞在等も含め、六〇日かけて達した、ということであろうか。

寇漫汗國は、『晉書』裨離等十國伝に「裨離國、肅愼の西北に在り。馬行二百日ばかり。……養雲國、卑離を去ること馬行して又た五十日。……寇莫汗國、養雲國を去ること又た百日行。……一群國、莫汗を去ること又た百五十日。計るに肅愼を去ること五萬餘里」とある寇莫汗國を指すものとみられるが、そうであれば、こちらも極めて遠大であり、そのままでは信じがたい。

弱水は、夫餘の項でみたように、東流松花江と考えてよい。

『魏志』の記事に基づいて、およそ夫餘の東北、北沃沮の北で、海に面した地ということで満足すべきであろうか。

『新唐書』渤海伝によれば、「肅愼の故地を上京とし、龍泉府という。……挹婁の故地を定理府・安邊府とする」とある。肅愼と挹婁とを別に記しており不審であるが、厳密にとらえる必要はなく、およそそうした地域が、肅愼の故地にあたるかと理解してさしつかえない。上京龍泉府は、黒龍江省寧安縣の東京城にあてられており、定理府等はそのるか東北の沿海州方面にあてられている。従って、肅愼の中心地については、極めておおざっぱに、寧安以北の地と考えてよからう。

なお、考古学的には、ポリツェ文化および滾兎嶺文化とよばれる類似の文化相をもつ人々を、挹婁にあてる考えが有力になっている。ポリツェ文化は、黒龍江の中・下流域から沿海州にかけて分布する。竪穴住居に住み、磨製石斧や石鏃を用い、鉄器の使用も見られる。また滾兎嶺文化は、黒龍江省双鴨市の滾兎嶺遺跡を指標とし、河川に面した丘陵や微高地に囲壁の集落を営む。ともに高坏をもたず、石鏃があるという共通点がある。その具体的な状況については、本書の大貫静夫「挹婁の考古学」を参照されたい。

(3) 五穀・牛・馬・麻布

『後漢書』では、「五穀・麻布・赤玉・好貂を出だす」とある。ただし、『魏志』でも、後文に「赤玉・好貂を出だす」とあり、むしろ「牛・馬」を省いていることが気になる。

『晉書』肅愼氏伝では、「馬有るも乗らず。但だ以て財産と爲すのみ。牛・羊無し」とあり、ここでは牛が無いとしている。

(4) 穴居

穴居とはこの場合、地下に穴を掘って住む地下式の住居のことである。それについては、三上次男「古代東北アジア諸族、とくに挹婁人における地下式住居」(『古代東北アジア史研究』)に詳しい。

『北魏書』巻一〇〇・勿吉伝に「國に大水有り、ひろさ三里餘。速末水と名づく。その地、下濕なり。城を築き、穴居す。屋の形、塚に似たり。口を上を開き、梯を以て出入りす」とあり、勿吉(靺鞨)にも、地下式住居があったことがわかる。

三上は、こうした習俗が、その後同じ住地であったギリヤーク・コリヤークなどにも、みられることを例証する。例えば一三〜一五世紀のギリヤーク(乞列迷)について「平らな土屋に住んでいる。その屋の背に孔を開け、梯をもつて出入りし、臥すのに草鋪(舗)をもつてしている。これは狗の窩(あなぐら)に類する」(『大明一統志』巻八九・女直の条所引「開原新志」)、一五〜一六世紀の野人について「野人は北海の南、大江の西にいて、平らな土屋にすんでいる。四面に門はなく、「屋根の」穴竅(あな)は木革を用いてこれを覆っている。平常は屋の東の梯から上下し、死者は西の梯から上下する。たまたまこの習慣を失すると、重く罰せられる。臥籍には草を以てすること、まさしく狗窟の如くである。乞列迷と隣りしている」(『遼東志』巻九・外夷・野人)とある。

この野人について、島田好「近代東部滿洲民族考」(『滿洲学報』五輯)は、ツングース人は決して穴居せず、穴居するものは必ず古アジア族であるから、野人とはカラフトのギリヤーク人か、あるいはベーリング海沿岸のチュクチ人、もしくは使犬コリヤーク人でなければならぬが、ギリヤークはすでに乞列迷として記載されているから、これはコリヤークに違いないとしたが、三上はこれも乞列迷(ギリヤーク)の一種としている。ただし、ここでの、古アジア族が穴居すると見る点は評価し、こうした地下式住居が古アジア族の特徴であるとして、挹婁についても、古アジア族に連なるものととらえる。

それに対して和田清「唐代の東北アジア諸国」(『東亞史研究 滿洲篇』)では、「三上教授は穴居こそ古アジア種族の特徴であるが、今日トングース民族は概して穴居しない。然るに挹婁・勿吉・黒水靺鞨は穴居するから、古アジア種族であらう、といふやうに言はれる。しかし穴居は今日陝西・甘肅の漢人もしてあるし、我が國の原住民も或る種の堅穴に住してゐた。今日でも霧ヶ峯山麓の住民は多少の堅穴を掘つてゐるといふ。況して酷寒の北滿に穴居の流行したのは寧ろ当然であつて、それが時代の進展と共に次第に廃止したのではないか。現にシホタアリン山中のオロチは同じトングース種ながら今なほ時に穴居するといふではないか」というように、挹婁を古アジア族とみることに、また習俗を通して同一民族であることを考えることに對して批判している。

この問題は、挹婁のほかの習俗を通して意見対立ともあいまつて、民族系統の問題を考える重要な議論であるが、いまのところまだ確定的な段階ではない。

(5) 猪

『晉書』肅慎氏伝には「多く猪を畜う。其の肉を食し、其の皮を衣る。毛を續ぎて以て布と爲す」とあり、また死者の葬送には「木を交えて小

椁(槨)を作る。猪を殺して其の上に積み、以て死者の糧と爲す」とある。

(6) 溺を作りて中央に在り

これは、後代の実例をふまえれば、「小便溜を住居の中央におき、これを囲んで起居する生活のことを述べたもの」(三上次男「挹婁人の人尿使用の慣習について」『古代東北アジア史研究』吉川弘文館、一九六六年)である。

なぜそのようなことをしたかについては、次の記録が参考になる。『北魏書』勿吉伝には「俗、人の溺を以て手面を洗う」とあり、『新唐書』黒水靺鞨伝には「溺を以て面を盥う。夷狄に於いて最も濁穢なり」とある。さらに『遼東志』卷九・外志には「乞列迷に四種あり。性は好食なり。草舎に居り、魚を捕えて食となす。櫛沐せず。直筒衣を著る。暑には魚皮を用い、寒には狗皮を用う。腥穢にして近づくべからず。溺を以て盥洗す」とある。乞列迷は、黒龍江下流域に住むギリヤーク人を指す。このギリヤーク人の居住地域と、挹婁・勿吉・黒水靺鞨のそれとはほとんど同じであり、三上によれば、尿に関するこの習俗は、「必ず挹婁からギリヤークに伝わる一種の文化遺産でなくてはならぬ」という。

このように、人尿を用いて手や顔を洗滌するために、尿を蓄えるべく、尿桶などを住居の中央に置いていた、と考えられるのである。

さらに近代の黒龍江方面に近い住民の習俗の中に、尿の使用がみられ、その用途には単に手や顔を洗滌ではないものがある。発汗浴・尿浴および皮なめしである。

挹婁については、『魏志』の記事からは、そのような用途まではうかがい知れないのであるが、三上は、挹婁人が冬期に地下式住居に住んでおり、共同小屋でないかとみられるから、そこに溺を置くということは、彼らにも冬期尿浴の慣習があったのではないかと推測し、また猪の皮

を着たとか、貂が産することからみて、皮なめしにも用いたのではないかと想像している。

(7) 毒矢

三上次男「挹婁人の毒矢使用とその系譜」(『古代東北アジア史研究』)に詳論されている。

毒矢を用いる風習も、勿吉にみられる。『魏書』勿吉伝には「射獵を善くす。弓の長三尺、箭の長尺二寸。石を以て鏃と爲す。……常に七八月、毒葉を造る。箭鏃に傳し、禽獸を射る。中れば便ち死す。葉を煮れば毒氣亦た能く人を殺す」とある。

この七・八月に造る、という点を参考にすれば、この毒はトリカブトかとみられる。『本草綱目』卷一七下・毒草類・烏頭の条には、南朝梁の陶弘景の文を引いて「(烏頭)今四月に採り用う。また八月に採りたるを以て、莖の汁を搗きしほり、日ごと煎て射罔を爲る。獵人は以て箭に傳し禽獸を射るに、十歩にして即ち倒る。人に中ればまた死す。宜しく速にこれを解くべし」とあり、また『北魏書』卷一〇三・匈奴宇文莫槐伝に「秋、烏頭を収めて毒矢となし、以て禽獸を射る」とある。後者の「秋」とは七・九月であり、これらから七・八月に造られた毒は、烏頭すなわちトリカブトの毒であることがうかがえる。

それを傍証するものとして、東部満洲地区における烏頭類の特産がある。『冊府元龜』卷九七二・朝貢の渤海国最後の王の大譚諤が後唐へ遣使した事例として、「渤海国王大譚諤、使の大陳林等一百一十六人を遣わして朝貢し、兒口女口各三人・人參・昆布・白附子および虎皮等を貢す」とある。また『翰苑』註所引『高麗記』には、「馬多山、国の北に在り。高驪の中、此の山最大なり卅里の間、唯だ匹馬の通じるのみ。雲霧、歎丞し、終日霽れず。其の中に多く人參・白附子・防風・細辛を生ず。山中には南北の路有り。路の東に石壁有り。其の高さ数仞。下に石

室有り、千人を容るるべし。室中に二穴有り、深淺を測る莫し。夷人の長老相伝えて云う、高驪の先祖朱蒙、夫餘より此れに至る。初め未だ馬あらず。行きて此の山に至り、忽ち群馬の穴中より出ずるを見るに、形小さく彊駿なり。因りて馬多山と号す(以下、欠)」とある。

こうしたトリカブトを用いた毒矢の習俗は、三上によれば、「その西方および南方に隣る貊系の諸国や諸族は、この習俗をもた」ず、それに対して古アジア族には、後代にまでその使用が確認されるという。

そして、「彼らが長時日にわたってこの習俗を保持したのは、彼らがひとしく、特殊な生活形態に依拠したためではなからうか。……わたくしは彼らの生活の一つの重要な根底をなす漁獵、とくに海獸獵をこれとしてあげることができる。そうしてその遂行のためには通常の弓矢では、良好な結果をもたらしえなかつたために、ここに効果の多い毒矢が採用され、保持されたのではなからうか」とする。

(VI) 滅

〔原文〕

滅南與辰韓北與高句麗沃沮接、東窮大海。今朝鮮之東皆其地也。戸二萬。昔箕子既適朝鮮、作八條之教、以教之。無門戸之閉、而民不爲盜。其後四十餘世朝鮮侯准(準)、僭號稱王。陳勝等起、天下叛秦、燕齊趙民、避地朝鮮數萬口。燕人衛蒲(滿)、魑結夷服、復來王之。漢武帝伐滅朝鮮、分其地爲四郡。自是之後、胡漢稍別。無大君長。自漢已來、其官有侯邑君三老、統主下戸。其耆老舊自謂與句麗同種。其人性愿慤、少嗜慾有廉恥、不請句麗。言語法俗、大抵與句麗同、衣服有異。男女衣皆著曲領、男子繫銀花。廣數寸、以爲飾。自單單大山領以西、屬樂浪。自領以東七

縣、都尉主之。皆以濊爲民。後省都尉、封其渠帥爲侯。今不耐濊皆其種也。漢末更屬句麗。其俗重山川。山川各有部分、不得妄相涉入。同姓不婚。多忌諱。疾病死亡、輒捐棄舊宅、更作新居。有麻布蠶桑、作繇。曉候星宿、豫知年歲豐約。不以珠玉爲寶。常用十月節祭天。晝夜飲酒歌舞、名之爲舞天。又祭虎以爲神。其邑落相侵犯、輒相罰責生口牛馬。名之爲責禍。殺人者償死。少寇盜。作矛長三丈。或數人共持之。能步戰。樂浪檀弓出其地。其海出班魚皮。土地饒文豹、又出果下馬。漢桓時獻之。【臣松之案、果下馬高三尺、乘之可於果樹下行。故謂之果下。見博物志魏都賦】正始六年、樂浪太守劉茂・帶方太守弓遵、以領東濊屬句麗、興師伐之。不耐侯等舉邑降。其八年、詣闕朝貢。詔更拜不耐濊王。居處雜在民間。四時詣郡朝謁。二郡有軍征賦調、供給役使、遇之如民。

〔訓詁〕

濊は、南は辰韓と、北は高句麗・沃沮と接し、東は大海に窮まる。今の朝鮮の東、皆な其の地なり。戸は二萬。昔、箕子既に朝鮮に適き、八條の教を作り、以て之を教う。門戸の閉無けれども民は盜を爲さず。其の後四十餘世にして朝鮮侯准（準）、僭號して王を稱す。陳勝等起ち、天下秦に叛くや、燕・齊・趙の民、地を朝鮮に避くるもの數萬口。燕人衛蒲（滿）魍結し夷服して、復た來たりて之に王たり。漢の武帝伐ちて朝鮮を滅ぼし、其の地を分ちて四郡と爲す。是れよりの後ち、胡・漢稍や別る。大君長無し。漢より已來、其の官に侯・邑君・三老有り、下戸を統主す。其の耆老、舊と自ら謂う、「句麗と同種なり」と。其の人、性は愿慤にして、嗜慾少なく廉恥有り、句麗に請わず。言語・法俗は大抵句麗と同じく、衣服は異なる有り。男女の衣、皆な曲領を著け、男子、銀花を繫く。廣さ數寸、以て飾りと爲す。單單大山領より以西、樂浪に屬す。領より以東の七縣、都尉之を主る。皆な濊を以て民と爲す。後ち

都尉を省き、其の渠帥を封じて侯と爲す。今の不耐濊、皆な其の種なり。漢の末に更めて句麗に屬す。

其の俗、山川を重んず。山川に各々部分有り、妄りに相涉り入るを得ず。同姓婚せず。忌諱多し。疾病もて死亡すれば、輒ち舊宅を捐棄し、更めて新居を作る。麻布・蠶桑有り、繇を作る。星宿を候うに曉く、豫め年歳の豐約を知る。珠玉を以て寶と爲さず。常に十月節を用て天を祭る。晝夜、飲酒歌舞し、之を名づけて舞天と爲す。又た虎を祭りて以て神と爲す。其の邑落、相侵犯すれば、輒ち相罰すること生口・牛馬を責む。之を名づけて責禍と爲す。人を殺せる者は死を償う。寇盜少なし。矛を作ること長三丈。或いは數人、共に之を持つ。能く步戰す。樂浪の檀弓、其の地に出づ。其の海、班魚の皮を出だす。土地には文豹饒く、又た果下馬を出だす。漢桓の時、之を獻す。

【臣松之案するに、果下馬は高さ三尺、之に乗れば果樹の下を行くべし。故に之を果下と謂えり。博物志・魏都賦に見ゆ】

正始六年（二四五）、樂浪太守劉茂・帶方太守弓遵、領東の濊の句麗に屬せるを以て、師を興して之を伐つ。不耐侯等 邑を擧げて降る。其の八年（二四七）、闕に詣り朝貢す。詔して更めて不耐濊王に拜す。居處雜わりて民間に在り。四時郡に詣り朝謁す。二郡に軍征・賦調有れば、供給・役使には、之を遇すること民の如くす。

〔現代語訳〕

濊は、南は辰韓と、北は高句麗・沃沮と接し、東は大海に面している。今の朝鮮の〔故地の〕東部は、みな濊の地である。戸数は二萬ある。⁽¹⁾

昔、箕子が朝鮮に行つて八條の教えを作り、それを教えた。〔そのため〕

門戸を閉めることがなくても人々は盗みをしなかった。そのご四十あまりの世代を経て、朝鮮侯准(準)が勝手に王の地位を称している。⁽²⁾ 陳勝等が蜂起し、中国全土が秦にそむくと、燕・齊・趙の人々で混乱を避けて朝鮮にやってくるものが数万人いた。燕人の衛蒲(滿)も、さいづちまげを結って、夷服を来て、この地にやってきて王となった。⁽³⁾ 漢の武帝が〔衛氏の〕朝鮮国を滅ぼし、その地を分けて四郡にした。これ以後、胡と漢とが区別されるようになっていった。

大君長はいない。漢代から、その官として侯・邑君・三老があり、下戸を統率した。⁽⁴⁾

その老人たちは自ら、もともと高句麗と同種であるといっている。その人々の性格はつつしみ深くてすなおで、食欲なども少なく恥を知っており、高句麗に要求はしない。言語・法律・習俗はほとんど高句麗と同じであるが、衣服には異なるところがある。男女の衣服はみなまがったえりをつけ、男子は銀花をつけている。その幅は数寸あり、飾りにしている。

単単大嶺より西側は楽浪郡に属している。嶺より東側の七県は〔東部〕都尉がつかさどっている。みな濊族である。そのご都尉を廃し、その渠帥を侯にしている。今の不耐濊は、みなその種族である。漢代の終わり頃にあらためて高句麗に従属した。⁽⁵⁾

濊の人々は、山川を重んじている。山川にはそれぞれ持ち分があり、勝手に他の持ち分に入っていくことはできない。⁽⁶⁾

同姓は結婚しない。いみはばかることが多い。疾病で死亡すれば、そのたびにそれまでの住居を廃棄し、あらためて新居を作る。⁽⁷⁾ 麻布や蚕桑がある。繭を作っている。

星宿を観察することによぐれ、その年の豊凶をあらかじめ知ることができる。⁽⁸⁾ 珠玉を宝物にはしない。いつも十月節に天を祭っている。昼夜、飲酒して歌舞し、それを舞天とよんでいる。また虎を祭り、神としている。

その邑落では、たがいに侵犯することがあれば、そのたびに罰し、生口や牛馬で償わせる。それを責禍とよんでいる。人を殺した者は死で償う。盗みは少ない。

長さ三丈の矛を作る。数人がいっしょにそれを持つこともある。歩兵戦にすぐれている。楽浪の檀弓は、その地で作られる。その海では、まだら魚の皮がとれる。⁽⁹⁾ 土地には模様のある豹が多く、また果下馬もとれる。後漢の桓帝(在位一四六―一六七)の時に、それを献上してきた。

【臣松之が調べてみるに、果下馬は高さ三尺で、それに乗れば果樹の下に行くことができる。そのため果下というのである。博物志・魏都賦に見えている】⁽¹⁰⁾

正始六年(二四五)、楽浪太守の劉茂と帯方太守の弓遵が、嶺東の濊が高句麗に属していることを理由にして、軍隊を出してそれを討伐した。不耐侯らは邑全体で降伏した。その八年(二四七)、宮殿にやってきて朝貢した。詔書を発して、あらためて不耐濊王に任命した。その居所は、民間の人々といっしょで、その中に住んでいた。いつも郡にやってきて朝貢した。二郡に軍事的徴発や賦調などの課税があれば、濊に対する待遇は、郡民と同様にした。⁽¹¹⁾

〔註解〕

(一) 濊

穢・葦とも記す。史料には「穢貊」というような形であらわれることが多く、貊との関係が問題となるが、三上次男「穢人とその民族的性格」(『古代東北アジア史研究』)の整理によれば、穢について「貊がある時代に穢を自称したとする説」(白鳥庫吉)、「穢は、貊の別種である穢貊の略称とする説」(池内宏)、「穢は貊の別種とする説」(和田清)、「穢は濊水流域に住んでいた貊であるとする説」(凌純声)があるという。そ

れらをふまえた三上自身の考説では、先秦時代の史料では、貂と穢とは結合せず、まったく別個に、単独で使われており、ほんらい穢族と貂族とは別個のもので、前漢代から、穢と貂との住地が接近、あるいは同方向であったために、穢貂というような連称が生まれた、としている。

このように穢と貂とはほんらい別のものであると考えるべきであろう。ただし、連称されるようになってから、史料上でも、正確な知識を持たないで記述することがおこり、混乱が生じるようになった。従って、それぞれの史料における用法に注意する必要がある。

穢について記した最も古い史料は、『逸周書』王會篇であり、周の武王が蟬上で會した時に参集した外民族の名と朝貢品があげられているが、東北夷のひとつとして穢人がみえる。「穢人、前兒。前兒は彌猴の若し。立ちて行く。声は小兒に似たり」とあり、「前兒」が朝貢品になっている。前兒とは、『爾雅』に「鯢魚、鮎に似たり。四脚にして、前は彌猴に似、後ろは狗に似たり。声は小兒の啼くが如し。大なる者、長八九尺」とある。「鯢魚」にあてての意見がある。三上次男は、オットセイ・ラッコの類で、特にラッコは海棲の彌猴といえるほどである、としている。それに対して、藤田明良らは、ゴマファザラシを想定している。穢と海獣との結びつきは重要である。

次に『呂氏春秋』恃君覽に、中国の四周を述べた箇所があり、そこに「北濱の東、夷穢の郷なり。大解・陵魚」とある。『山海經』卷一二・海内北經に「大蟹、海中に在り。陵魚、人面にして手足は魚身。海中に在り」とあり、大解は大蟹、陵魚は一種の海獣とみられる。

『山海經』卷一二・海内北經には「蓋國は鉅燕の南、倭の北に在り。倭は燕に屬す」とあるが、この「蓋國」を穢にあてての意見もある（『山海經』の郝懿行注など）。音も近く、位置的にも問題ないといえるが、特に積極的な理由があるわけではない。今西龍「洌水考」『朝鮮古史の研究』では蓋國を韓にあて、「韓でなくては夫れに當るものがない」と

する。

穢貂の連称は、『史記』にはじめてみられる。卷一〇・匈奴伝には、匈奴の東境について「諸左方王將、東方に居る。上谷以往に直る者、東は穢貉朝鮮に接す」とあり、同卷一二九・貨殖伝の燕の商人の活動について述べた箇所では「北は烏桓・夫餘に鄰し、東は穢貉朝鮮・真番の利を結ぶ」とある。

『漢書』にも穢貂と連称する例がある。卷二四下・食貨志に「彭吳、穢貉朝鮮を穿ち、滄海郡を置く。則ち燕・齊の間、靡然として發動す」とある。しかし、『漢書』には、単独で用いられた例もある。すなわち卷六・武帝紀・元朔元年（前一二八）秋条に「東夷穢君南閭等口二十八萬人降る。蒼海郡と爲す」とあり、卷九九中・王莽伝・始建国二年（後一〇）一二月条に「討穢將軍嚴尤」の名がみえる。

これ以後、連称する場合も、単独の場合もある。なおすでにとりあげた「夫租叢君」銀印の発見も重要である。

穢の住地は、朝鮮半島の東海岸部であるが、穢の一種である沃沮を区別すれば、現在の江原道一帯ということになる。本来的には、沃沮穢の地域も含め、さらには夫餘の地域にまで及ぶ、極めて広範な地域に広がっていたとみることができる。南は、慶尚北道にまで達し、また嶺西にも及んでいたことが確認できる。

（2）箕子朝鮮

箕子およびその末裔という準の記事がなぜ滅伝に収められているのか、よくわからない。

箕子は、殷の王族で、末王の紂の親戚という。賢人として知られ、周の武王が殷を滅ぼしたあと、箕子に政治についての教えを乞うている。それに答えたのが、「洪範（鴻範）」である。

箕子が朝鮮に行ったという伝承は、確かなことではない。というより

は、つくられた話のようである。今西龍「箕子朝鮮伝説考」(『朝鮮古史の研究』)に詳細な分析がある。

そうした伝承を伝える、最も古い記録は、漢代の伏生『尚書大伝』にみえる。「武王、箕子の囚を釋す。箕子、周の釋と爲るに忍びず、走りて朝鮮に之く。武王之を聞き、因りて朝鮮を以て之に封ず。箕子既に周の封を受け、臣禮無きを得ず。故に十三祀に於て來朝す。武王、其の朝せるに因りて鴻範を問う」とある。

『史記』宋微子世家には「箕子は紂の親戚なり。……(紂を諫めて容れられず、箕子は「被髮し狂と伴りて奴と爲り、遂に隠れて鼓琴し以て自悲す」というように隠棲)……武王既に殷に克ち、箕子を訪問す、……(武王は、箕子に鴻範を問う)……是に於て武王乃ち箕子を朝鮮に封ず。而して臣たらざるなり。其の後、箕子周に朝し、故の殷墟を過ぎ、殷室の毀壞し禾黍を生ずるに感じ、箕子之を傷む……」とある。

また『漢書』地理志には「玄菟・楽浪、武帝の時置く。皆な朝鮮穢絡句麗蛮夷。殷道衰え、箕子去りて朝鮮に之き、其の民に教うるに禮義田蠶織作を以てす。樂浪朝鮮の民、犯禁八條……郡初、吏を遼東より取る。吏、民の賊を閉じること無きを見ゆ。賈人の往く者夜に則ち盜を爲すに及び、俗稍々益々薄まり、今犯禁滯々多く、六十餘條に至る。貴ぶべきかな、仁賢の化なり」とある。

これらは、若干ニユアンスを異にするが、箕子が朝鮮で王になったことを記す古記録である。しかし、箕子のことを記して、朝鮮に行ったことを記さないものもある(竹書紀年など)。また、中国には、箕子墓の存在を伝える伝説がある。『史記』宋微子世家の杜預の注に「梁国家縣に箕子の冢有り」とあり、『水經注』卷二二所引の杜預の説「梁国家縣の北に薄伐城有り、城中に湯冢有り、其の西に箕子の冢有り」とあるのがそれである。これは現在の河南省商邱縣の東北にあたる。

『翰苑』高麗条の注には、「漢書地志曰わく、長(岑)・駟望、箕子を

封ぜし縣なり、と」とあるが、『漢書』地理志にそのような記事はない。ただし、直前の注に「漢書地志に曰わく、樂浪郡、武帝元封三年開く。莽、樂鮮と曰う。幽州に属す。(應)邵の注に云わく、朝鮮国。武王箕子を朝鮮に封ず……」とあることからみれば、「箕子を封ぜし縣なり」は、應邵の注にもとづいて撰者がつけた注ではないかと見られる。

『尚書』洪範には、武王が箕子を訪問したこと、箕子が洪範を演説したことを記す。また『易』明夷には、「箕子之明夷」の語がある。明夷とは、八卦のひとつで、「箕子之明夷」は、「箕子の明夷」ではなく、「箕子の明、夷(やぶ)る」と読むようである。しかし、この「明夷」の語から、東夷が連想されて、朝鮮に行ったという伝説が発生したのではないかと考えられる。

また、上記のように、箕子が「被髮し狂と伴りて奴と爲り」(『史記』宋微子世家)というように、「被髮」したとあることから、『礼記』王制に「東方を夷と曰う。被髮文身す……」という、東夷の被髮を連想したという可能性も指摘されている。

この箕子朝鮮については、『魏略』や、この『魏志』臧伝になると、別の展開をみせる。それは、衛氏朝鮮の成立に際して、その地における箕子の末裔(準)の存在を記していることである。そのもとづくところあるいは信憑性はわからないが、韓伝では、準が衛満に破れたあと「其の左右宮人を將いて走りて海に入り、韓地に居り、自ら韓王と號す」とあり、その裴注に引く『魏略』には「其の子及び親の留まりて國に在る者、因りて韓氏を冒姓す」とあり、今西龍は、この韓氏と稱したという伝承を手がかりとして、樂浪郡に土着化した韓氏が、みずから箕子に結びつけるべく、作り上げたのではないかと想像している。

「八條の教」は、『漢書』上記の記事を承けたものとみられるが、『漢書』では、箕子が教えたときられるのは「禮義田蠶織作」であり、「犯禁八條」は無関係である。それを誤って引いたのではないかとみられる。

(3) 衛氏朝鮮

東沃沮伝で既にみたように、燕人満が建国したのが衛氏朝鮮（衛滿朝鮮）である。満は、漢帝国のなかの燕王盧綰に仕えていたが、前一九五一年、盧綰が匈奴に亡命し、燕國が瓦解したあと、満は徒党を率いて東走し、燕・齊からの亡命者たちを従えて王となり、王險城に都した。王險城は、現在の平壤である。

魁結については、白鳥庫吉によれば、「魁結即ち椎髻といふのは頭上に束ねた頭髪の形が椎即ち槌の形に類似する所から其の名を得た」「椎髻といふのは元來顔師古の注にもある如く頭髪を頂上に圓く束ねて槌頭のように結ぶに因つて得た名であり、弁髪はまま編髪とも繩髪とも索頭ともいひ、頭髪を繩の如く編むによつて得た名に相違ない。だから椎髻と弁髪とは自ら別個のもので必しも同一のものではない」として、南越や匈奴にみられる調髪法であるとしている（『亞細亞北族の弁髪に就いて』『白鳥庫吉全集』五卷）。

(4) 侯・邑君・三老

侯については、濊伝の後文に「其の渠帥を封じて侯と爲す」とある。また東沃沮伝に「沃沮の諸邑落の渠帥、皆な自ら三老と稱す」とあったが、濊の場合も同じく、三老も「諸邑落の渠帥」であったと考えることができる。あいだには生まれた邑君は、その名称からも、邑の首長らしくみえる。つまり、侯・邑君・三老は、ほんらい邑落の渠帥すなわち首長であった。ただし、侯・邑君・三老では、それぞれ根拠とする邑落に大小があり、相互間に身分的序列があったということであろう（武田幸男「魏志東夷伝にみえる下戸問題」『朝鮮史研究會論文集』三集）。

(5) 不耐濊・高句麗從属

(IV) 東沃沮伝の註(5) 参照。

(6) 山川

こうした相互の侵犯を禁じる一定の領域（なわばり・生活圏）について、大林太良は、アイヌのイウォールとの関連を指摘した（『邪馬台国』中公新書）。このイウォールとは、アイヌにおける一定の領域を指す。アイヌのコタン（集落）は、おのおのコタン固有のテリトリーをもち、この領域内部においては自由に狩猟や漁撈をすることができたが、自分たち以外の外部のものが領域を侵すことは許さなかった。それをイウォールといい、およそ一つの川筋をはさんで、その両脇の山脈の稜線の内部とさらに沿海部をその範圍としていた、という（泉靖一「沙流アイヌの地縁集団におけるI WOR」『民族学研究』一六卷三・四号、一九五二年）。またそれに類似したものは、北方ツングースにもみられるという。山や川を主体とするみずからの狩猟圏を排他的に利用するということは、狩猟民にとつては重要なことであつたはずであり、濊も狩猟採集の民として、そのような習俗をもっていたのは当然であろう。

(7) 住居の廃棄

これに類似した習俗もアイヌに見られる。北海道アイヌでは、最近まで、死者がでれば、その家を焼き捨て、あとに残った家族は、その附近にあらたに家を建てて住むか、あるいはほかに移転して、新居をつくっていたという。その背景として、アイヌの宗教観念があり、アイヌは病气や死をけがれと考えており、死者をだした家、村、遺族、会葬者もすべて死穢にふれると思念していたらしく、家を焼却する習俗は、死穢にけがれた家を焼却することによって、けがれを祓おうとした、と推測されている（久保寺逸彦「北海道アイヌの葬制——続」『民族学研究』二〇卷三・四号、一九五六年）。

(8) 星宿の観察

李成市「穢族の生業とその民族的性格」(『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年)によれば、『淮南子』(エナンジ) 卷三・天文訓には、歳星(木星)の運行に基づく歳星紀年法と太陰元始による豊凶のタイムテーブルがあり、濊族はそれを知っていたのではないかとする。『淮南子』には、明け方の木星が、二八宿(星宿)のどれとともあらわれるかで、攝提格から赤奮若に至る一二の名称があり、それらの年にはそれぞれ豊凶のタイムテーブルがあったことを記している。濊の「明け方に星宿を観察し、その年の豊凶をあらかじめ知ることができ」という技術は、そうした知識があったことを示すのではないかとするのである。

(9) 班魚

『説文』第一篇下・魚部に「鰓、魚名なり。皮に文有り。樂浪東暭より出づ。神爵四年(前五八)初めて捕え、收めて考工に輸す」とあり、皮に模様のある魚鰓が樂浪郡の東暭縣でとれることを記す。この東暭は、嶺東の七縣の一つであり、舊臨屯國で、濊族の地におかれた縣である。班魚は、この魚を指しているものとみられる。

『説文』魚部では、鮠や魴が「歳の邪頭國より出づ」とする。邪頭國は、歳族の地であり、また樂浪郡の嶺東七縣のうちの邪頭味縣が置かれた地である。これらは東海に産し、中国にも知られた、濊の特産品と考えられる。

『説文』魚部では、さらに鱒・鯪・鮪・鮠・鮓・鱈などが、「樂浪潘國より出づ」としている。「潘國」は、眞番國のことを指しているとみられる。眞番郡の位置が明確ではないが、朝鮮半島で、樂浪よりも南の地であることはまちがいない。

「潘國」は別にしても、濊が魚介類と関わりが深い民族として受け取られていたことは、これらを通して十分にかがうことができる。

先にふれた「前兎」や「大解」(大蟹)・「陵魚」など、海棲動物と濊との結びつけもあわせて、濊族は、これらを漁撈の対象にしていたことを示すものと考えられる。それらを獵し、さらに中國にまでそれを輸送していたために、このような理解がされるようになったのであろう。

東沃沮伝にみえた「貂布・魚鹽・海中の食物を、千里擔負して之に致さしむ」という記事は、直接には高句麗への負担を示すのであるが、貢ぎ物として選ばれていたことをうかがうことができる。

『三国史記』高句麗本紀では、閔中王四年(四七)九月條に「東海人高失利、鯨魚目を獻ず。夜に光有り」とあり、同・西川王一九年(二八八)夏四月條にも「海谷太守、鯨魚目を獻ず。夜に光有り」とある。「東海」は、東海岸を指すとみられるから、東海人は濊人を指すのであろう。「海谷」は次項でふれるように、「東海谷」とみられ、やはり濊の地からの献上かと考えられる。

『広開土王碑文』には、廣開土王が新たに獲得した「新來の韓穢」に対して、舊民もあらわれる。その中には、「東海賈」がみえる。これについて、武田幸男「旧領民の支配形態」(『高句麗史と東アジア』岩波書店、一九八九年)では、「東海の商賈、つまり日本海沿岸に居住し、活動していた商賈」とする。穢族には、狩猟漁撈で獲得したものを、広く販売する商賈もいたことを示す。

(10) 文豹・果下馬

『三国史記』高句麗本紀・大祖大王五五年(一〇七)冬十月條に「東海谷守、朱豹を獻ず。尾の長九尺」とあり、「朱豹」を獻じたことを記している。

『太平御覽』卷八九七・獸部・馬に引く『博物志』と、『文選』に引く

左思『魏都賦』に果下馬がみえている。ただし、必ずしも馬の種類ではないようで、強駿な小馬をいう語で、広東にもいるという（明末の屈大均『広東新語』二一）。

（II）不耐滅王

不耐滅王という號については、手がかりがないが、「晉率善穢伯長」印が出土している。韓伝には「魏の率善邑君・歸義侯・中郎將・都尉・伯長」という官の存在について記しており、これらは、魏から授かったものであるが、同印は、穢族の邑落の首長が、晉から授かったものとみられる。

一九六六年二月に韓国の慶尚北道迎日郡新光面馬助里で、空色の硝子玉一〇余個とともに出土したもので、もとは墓ではないかと推定されている。印は銅製で、高さ二・五cm、一辺の長さ二・三cm、獸鈕である。

なおこの印の出土を通して、迎日地方まで、穢の住地が広がっていたことが確認される。

（滋賀県立大学人間文化学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）
（二〇〇八年一月三十一日受理、二〇〇九年一月五日審査終了）